

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成30年4月1日  
(第117期) 至 平成31年3月31日

第一生命ホールディングス株式会社

(E06141)

第117期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

第一生命ホールディングス株式会社

# 目 次

	頁
第117期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	15
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
4 【経営上の重要な契約等】	88
5 【研究開発活動】	89
第3 【設備の状況】	90
1 【設備投資等の概要】	90
2 【主要な設備の状況】	91
3 【設備の新設、除却等の計画】	92
第4 【提出会社の状況】	93
1 【株式等の状況】	93
2 【自己株式の取得等の状況】	116
3 【配当政策】	118
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	119
第5 【経理の状況】	147
1 【連結財務諸表等】	148
2 【財務諸表等】	234
第6 【提出会社の株式事務の概要】	245
第7 【提出会社の参考情報】	246
1 【提出会社の親会社等の情報】	246
2 【その他の参考情報】	246
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	248

監査報告書

内部統制報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和元年6月24日

**【事業年度】** 第117期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

**【会社名】** 第一生命ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Dai-ichi Life Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 稲垣 精二

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

**【電話番号】** 03-3216-1222(代)

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員 山本 辰三郎

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

**【電話番号】** 03-3216-1222(代)

**【事務連絡者氏名】** 経営企画ユニット IRグループ 部長 殿島 琢也

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
保険料等収入	(百万円)	5,432,717	5,586,000	4,468,736	4,884,579	5,344,016
資産運用収益	(百万円)	1,444,012	1,344,852	1,626,177	1,802,626	1,583,228
保険金等支払金	(百万円)	3,380,827	3,830,941	3,618,385	3,789,907	3,839,105
経常利益	(百万円)	406,842	418,166	425,320	471,994	432,945
契約者配当準備金繰入額	(百万円)	112,200	97,500	85,000	95,000	87,500
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	142,476	178,515	231,286	363,928	225,035
包括利益	(百万円)	1,384,315	△592,867	264,969	684,757	72,613
純資産額	(百万円)	3,589,927	2,932,959	3,137,266	3,749,271	3,713,592
総資産額	(百万円)	49,837,202	49,924,922	51,985,850	53,603,028	55,941,261
1株当たり純資産額	(円)	3,012.46	2,472.86	2,668.61	3,217.68	3,240.72
1株当たり当期純利益	(円)	124.94	150.53	196.62	310.69	194.43
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	124.87	150.44	196.48	310.45	194.29
自己資本比率	(%)	7.2	5.9	6.0	7.0	6.6
自己資本利益率	(%)	5.1	5.5	7.6	10.6	6.0
株価収益率	(倍)	14.0	9.1	10.2	6.3	7.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,875,642	2,013,807	1,376,809	1,169,136	1,696,993
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,032,143	△2,265,659	△2,260,016	△1,015,438	△1,347,136
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	349,490	△33,439	910,086	△85,421	△143,428
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	1,254,760	961,221	980,465	1,033,022	1,237,077
従業員数	(名)	60,647	61,446	62,606	62,943	62,938

(注) 1 保険料等収入、資産運用収益及び保険金等支払金には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数」並びに「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が所有する当社株式及び信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）により第一生命保険従業員持株会専用信託が所有する当社株式が含まれております。なお、2016年7月をもって第一生命保険従業員持株会専用信託は終了しております。

3 「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 [注記事項] (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲」に記載のとおり、第117期連結会計年度より連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第116期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、遡及適用後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
保険料等収入 (百万円)	3,266,361	2,866,602	1,314,251	—	—
資産運用収益 (百万円)	1,174,430	1,060,017	526,259	—	—
営業収益 (百万円)	—	—	21,826	58,168	157,816
保険金等支払金 (百万円)	2,718,186	2,681,396	1,145,348	—	—
基礎利益 (百万円)	457,696	464,400	188,090	—	—
運用利回り (%)	2.7	2.8	2.5	—	—
経常利益 (百万円)	408,764	344,222	198,940	48,840	145,683
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	112,200	97,500	45,000	—	—
当期純利益 (百万円)	152,196	129,123	101,910	57,565	144,494
資本金 (百万円)	343,104	343,146	343,146	343,146	343,326
発行済株式総数 (株)	1,197,938,700	1,198,023,000	1,198,023,000	1,198,023,000	1,198,208,200
純資産額 (百万円)	3,551,333	3,103,195	1,224,893	1,205,618	1,257,325
総資産額 (百万円)	36,828,768	35,894,956	1,679,530	1,691,175	1,708,202
1株当たり純資産額 (円)	2,980.12	2,616.50	1,041.27	1,033.89	1,096.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	28.00 (—)	35.00 (—)	43.00 (—)	50.00 (—)	58.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	133.46	108.88	86.63	49.15	124.84
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	133.39	108.81	86.57	49.11	124.75
自己資本比率 (%)	9.6	8.6	72.9	71.2	73.5
自己資本利益率 (%)	5.5	3.9	4.7	4.7	11.7
株価収益率 (倍)	13.1	12.5	23.0	39.5	12.3
配当性向 (%)	21.0	32.1	49.6	101.7	46.5
従業員数 (内勤職) (営業職) (名)	11,828 42,262	11,634 42,983	542 —	603 —	634 —
株主総利回り (比較指標: TOPIX (配当 込み)) (%)	118.2 (130.7)	95.0 (116.5)	140.2 (133.7)	139.9 (154.9)	116.8 (147.1)
最高株価 (円)	1,939.5	2,665.0	2,348.5	2,514.5	2,467.5
最低株価 (円)	1,310.0	1,189.5	1,007.0	1,693.0	1,512.5

- (注) 1 当社は2016年10月1日を分割期日として会社分割を行い持株会社となりました。上記の表中第114期までは生命保険業営業時の実績であり、第115期におきましては、保険料等収入・資産運用収益・保険金等支払金・基礎利益・運用利回り・契約者配当準備金繰入額は分割期日までの実績半年間の生命保険業に関する実績を、営業収益は分割期日後の実績半年間の持株会社業に関する実績を、経常利益・当期純利益は生命保険業と持株会社業の実績を合算して記載しております。
- 2 保険料等収入、資産運用収益及び保険金等支払金には、消費税等は含まれておりません。
- 3 基礎利益は、「保険料等収入、資産運用収益等の基礎収益－保険金等支払金、事業費等の基礎費用」であります。また、第116期より基礎利益の算出方法を変更したことに伴い、第115期以前におきましても変更後の基準によって算出した数値を記載しております。
- 4 運用利回りは、基礎利益上の運用収支等の利回りであり、「(基礎利益中の運用収支－配当金積立利息) / 一般勘定責任準備金」であります。第115期におきましては、分割期日までの実績半年間の生命保険業に関する実績を年率換算した数値を記載しております。
- 5 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた事業年度末の普通株式の数」並びに「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式及び信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)により第一生命保険従業員持株会専用信託が所有する当社株式が含まれております。なお、2016年7月をもって第一生命保険従業員持株会専用信託は終了しております。
- 6 当社は2016年10月1日を分割期日として会社分割を行い持株会社となりました。これにより、第115期におきまして、従業員数が大幅に減少しております。
- 7 従業員数(営業職)については、当社と委任契約を締結しかつ生命保険募集人登録をしているものを含んでおります。なお、その内訳は、営業職と同等に生命保険契約の募集活動に従事するもの(①)、その他補助的業務に従事するもの(②)であり、下表のとおりであります。

回次	第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
① (名)	1,412	1,485	—	—	—
② (名)	567	512	—	—	—

- 8 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第117期の期首から適用しており、第116期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 9 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2 【沿革】

当社は1902年9月、日本で最初の相互会社形態による保険会社として設立されました。

当社の設立日以後の当社及び当社関係会社に係る重要な事項は以下に記載のとおりであります。

年月	概要
1902年 9月	当社を設立(基金20万円)、本社所在地：東京府東京市日本橋区新右衛門町14・15番地
1906年 9月	本社を移転：東京市日本橋区通三丁目
1921年 4月	本社を移転：東京市京橋区南伝馬町三丁目「第一相互館」
1938年 11月	本社を移転：東京市麹町区有楽町一丁目「第一生命館」
1945年 9月	本社を「第一相互館」へ移転(第一生命館の連合国軍総司令部庁舎としての接收により)
1952年 9月	本社を「第一生命館」へ移転(第一生命館の連合国軍総司令部庁舎としての接收解除により)
1985年 7月	第一生命投資顧問株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)を設立
1996年 8月	第一ライフ損害保険株式会社を設立
1998年 10月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)と全面業務提携
1999年 10月	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社を発足(2008年4月にDIAMアセットマネジメント株式会社に商号変更。現アセットマネジメントOne株式会社)
2000年 8月	安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)と包括業務提携
2000年 9月	American Family Life Assurance Company of Columbusと業務提携
2001年 10月	企業年金ビジネスサービス株式会社を設立
2001年 11月	日本経営品質賞を受賞
2002年 4月	第一ライフ損害保険株式会社を安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)と合併の上、解散
2005年 7月	ジャパネクセレントアセットマネジメント株式会社へ出資
2006年 12月	第一フロンティア株式会社(現第一フロンティア生命保険株式会社)を設立
2007年 1月	Bao Minh CMG Life Insurance Company Limitedを買収し、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedとして子会社化
2007年 7月	株式会社りそなホールディングスと業務提携
2007年 12月	インドのStar Union Dai-ichi Life Insurance Company Limitedへ出資
2008年 7月	タイのOcean Life Insurance Co., Ltd.(現OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED)へ出資及び業務提携
2008年 8月	オーストラリアのTower Australia Group Limited(現TALグループ)へ出資(同年10月に関連会社化)及び業務提携
2010年 4月	相互会社から株式会社への組織変更を実施し、当社株式を東京証券取引所市場第一部へ上場
2011年 5月	Tower Australia Group Limited(現TALグループ)の全株取得を行い、同社を子会社化
2012年 8月	米国のJanus Capital Group Inc.との間で出資・業務提携契約を締結
2013年 10月	インドネシアのPT Panin Life(現PT Panin Dai-ichi Life)及びその中間持株会社であるPT Panin Internasionalへ出資し、両社を関連会社化
2014年 3月	第一フロンティア生命保険株式会社の全株取得を行い、同社を完全子会社化
2014年 8月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社(現ネオファースト生命保険株式会社)の全株取得を行い、同社を子会社化
2015年 2月	米国のProtective Life Corporationの全株取得を行い、同社を子会社化
2016年 3月	株式会社かんぼ生命保険と業務提携



年月	概要
2016年 10月	<p>第一生命ホールディングス株式会社に商号変更するとともに、事業目的をグループ会社の経営管理等に変更</p> <p>DIAMアセットマネジメント株式会社が、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社と統合し、アセットマネジメントOne株式会社を発足</p>
2017年 5月	<p>米国のJanus Capital Inc.が英国のHenderson Group plcと統合し、Janus Henderson Group plcが発足</p>
2018年 3月	<p>カンボジアでDai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.を設立</p>
2018年 5月	<p>Janus Henderson Group plcの株式取得を行い、同社を関連会社化</p>
2019年 2月	<p>オーストラリアのSuncorp Life &amp; Superannuation Limited(現Asteron Life &amp; Superannuation Limited)を買収し、同社を子会社化</p>
2019年 5月	<p>ミャンマーでDai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.を設立</p>

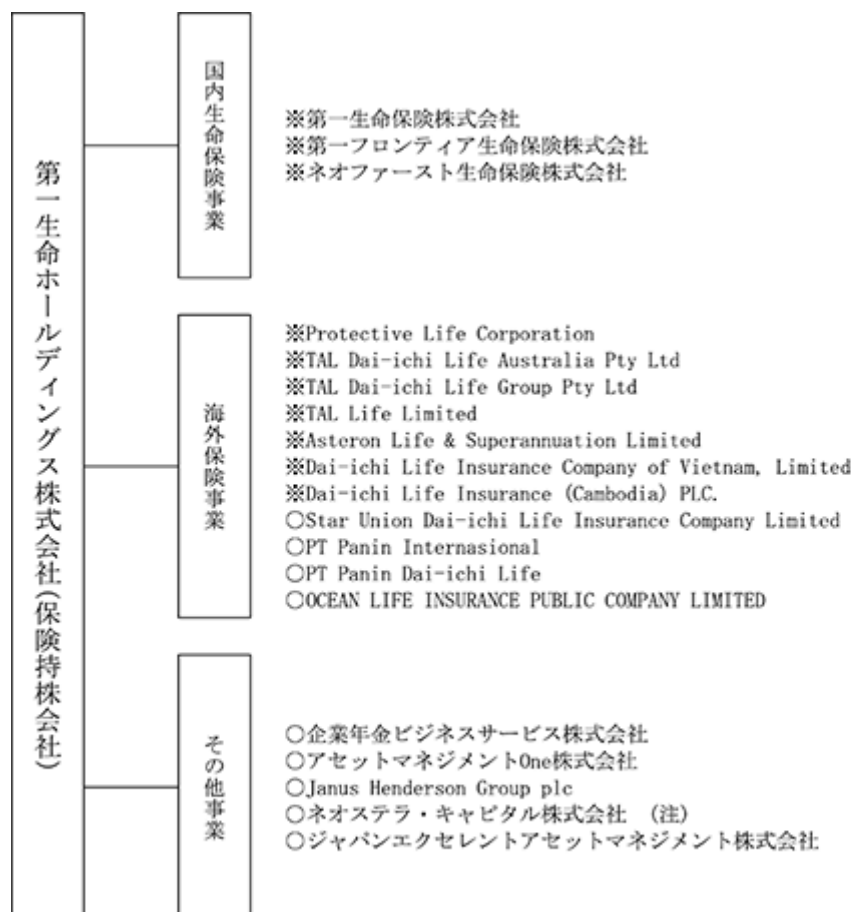
### 3 【事業の内容】

当社グループは2019年3月31日現在、当社(保険持株会社)及び当社の関係会社(子会社85社及び関連会社135社)によって構成されております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

会社名は主要な連結子会社・持分法適用関連会社を記載しております。「※」を表示した会社は2019年3月期末時点での連結子会社、「○」を表示した会社は同持分法適用関連会社であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。



(注) ネオステラ・キャピタル株式会社は、2018年3月30日をもって解散し、2019年5月30日に清算終了となりました。

#### 4 【関係会社の状況】

当社の関係会社（非連結子会社・持分法を適用していない関連会社を除く。）の状況は以下のとおりであります（2019年3月31日現在）。

ただし、Protective Life Corporation傘下の46社（当社の連結子会社39社及び持分法適用関連会社7社）、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下の17社のうち、TAL Dai-ichi Life Group Pty Ltd、TAL Life Limited、Asteron Life & Superannuation Limited以外の14社（当社の連結子会社14社）、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited傘下の1社（当社の連結子会社1社）、PT Panin Internasional傘下の5社のうち、PT Panin Dai-ichi Life以外の4社（当社の持分法適用関連会社4社）、アセットマネジメントOne株式会社の関係会社（当社の持分法適用関連会社）6社、Janus Henderson Group plcの関係会社（当社の持分法適用関連会社）105社は重要性に乏しいため、記載を省略しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容(注)1	議決権の所 有割合(注)2 (%)	当社との関係内容(注)3
(連結子会社) 第一生命保険株式会社 (注)4(注)5	東京都千代田区	600	国内生命保険 事業	100.0	国内生命保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務6名）。
第一フロンティア 生命保険株式会社 (注)4(注)6	東京都品川区	1,175	国内生命保険 事業	100.0	国内生命保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務2名）。
ネオファースト 生命保険株式会社	東京都品川区	325	国内生命保険 事業	100.0	国内生命保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
Protective Life Corporation (注)4(注)7	米国 バーミングハム	10 米ドル	海外保険事業	100.0	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務1名）。
TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd(注)4	オーストラリア シドニー	2,130百万 豪ドル	海外保険事業	100.0	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
TAL Dai-ichi Life Group Pty Ltd(注)4	オーストラリア シドニー	2,217百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおります。
TAL Life Limited(注)4	オーストラリア シドニー	604百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおります。
Asteron Life & Superannuation Limited (注)4	オーストラリア シドニー	764百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおります。
Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited(注)4	ベトナム ホーチミン	76,975億 ベトナムドン	海外保険事業	100.0	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務3名）。
Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.	カンボジア プノンペン	16百万 米ドル	海外保険事業	100.0	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容(注) 1	議決権の所 有割合(注) 2 (%)	当社との関係内容(注) 3
(持分法適用関連会社) Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited	インド ナビムンバイ	2,589百万 インドルピー	海外保険事業	45.9	海外保険事業における関連会社として 生命保険事業を営んでおります (役員の兼務1名)。
PT Panin Internasional	インドネシア ジャカルタ	10,225億 インドネシア ルピア	海外保険事業	36.8	海外保険事業における持株会社として 傘下の会社が主に生命保険事業を営ん でおります。
PT Panin Dai-ichi Life	インドネシア ジャカルタ	10,673億 インドネシア ルピア	海外保険事業	5.0 [95.0]	海外保険事業における関連会社として 生命保険事業を営んでおります。
OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	タイ バンコク	2,360百万 タイバーツ	海外保険事業	24.0	海外保険事業における関連会社とし て生命保険事業を営んでおります。
企業年金ビジネスサービス 株式会社	東京都品川区	60	その他事業	50.0 (50.0)	その他事業における関連会社として生 命保険関連事業を営んでおります。
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区	20	その他事業	49.0	その他事業における関連会社として投 資運用・投資助言事業を営んでおりま す。
Janus Henderson Group plc	イギリス ロンドン	292百万 米ドル	その他事業	15.7	その他事業における関連会社として投 資運用・投資助言事業を営んでおりま す。
ネオステラ・キャピタル 株式会社(注) 8	東京都中央区	1	その他事業	40.0 (40.0) [10.0]	その他事業における関連会社として有 価証券投資事業を営んでおります。
ジャパンエクセレントアセッ トマネジメント株式会社	東京都港区	4	その他事業	26.0 (26.0) [10.0]	その他事業における関連会社として投 資運用・投資助言事業を営んでおりま す。

なお、関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社及び重要な債務超過の状況にある会社はありません。

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合で内書きとしております。また、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合で外書きとしております。
- 3 「当社との関係内容」欄の役員の兼務に記載がある場合は、当社役員(取締役)と関係会社役員(取締役・監査役)の兼務人数を記載しております。
- 4 第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、Protective Life Corporation、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、TAL Dai-ichi Life Group Pty Ltd、TAL Life Limited、Asteron Life & Superannuation Limited、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedは、当社の特定子会社であります。

- 5 第一生命保険株式会社は、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	37,395
経常利益	3,466
当期純利益	1,729
純資産額	28,852
総資産額	359,471

- 6 第一フロンティア生命保険株式会社は、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	20,369
経常利益	391
当期純利益	199
純資産額	1,947
総資産額	87,554

- 7 Protective Life Corporationは、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	9,676
経常利益	425
当期純利益	335
純資産額	6,402
総資産額	99,820

（なお、数値は同社の子会社39社及び関連会社7社を連結したものであります。）

- 8 ネオステラ・キャピタル株式会社は、2018年3月30日をもって解散し、2019年5月30日に清算終了となりました。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(注)
国内生命保険事業	55,931名
海外保険事業	6,373名
その他事業	634名
合 計	62,938名

(注) 従業員数は、就業人員数（当社及び連結子会社から他社への出向者を除き、他社から当社及び連結子会社への出向者を含んでおります。）であり、執行役員は含んでおりません。また、パートタイマー等の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在  
(単位未満切捨)

従業員数(注) 1	平均年齢	平均勤続年数(注) 2	平均年間給与(注) 3
634名	41歳 11ヶ月	15年 6ヶ月	9,508千円

(注) 1 従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。）であり、執行役員は含んでおりません。また、パートタイマー等の臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 当社従業員は全て、他社からの出向者及び他社との兼務者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 当社のセグメントは単一セグメントであり、当社従業員は全て、セグメント情報の「その他事業」に属しております。

### (3) 労働組合との間で特記すべき事項

当社グループ従業員に関する労働組合としては、1952年3月31日に結成された第一生命労働組合があり、全国生命保険労働組合連合会に加盟しております。また、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedには、従業員の過半数が加入し、同社と労働条件に係る折衝を行う第一生命ベトナム労働組合（正式名称：the Trade Union of Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Ltd.）があります。いずれも労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) グループの理念体系

グループ理念体系 (Mission・Vision・Values・Brand Message) の共有により、グループ各社が、それぞれの地域や国で、生命保険の提供を中心に人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献いたします。

また、グループ戦略の共有により、各社がベクトルをあわせてグループ価値の最大化と持続的な成長を目指します。

Mission：私たちの存在意義

「一生涯のパートナー」

“By your side, for life”

当社グループは、1902年、日本での創業以来、お客さま本位（お客さま第一）を経営の基本理念に据え、生命保険の提供を中心に、地域社会への貢献に努めてまいりました。

これからも、お客さまとお客さまの大切な人々の“一生涯のパートナー”として、グループ各社が、それぞれの地域で、人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献してまいります。

Vision：私たちの目指す姿

「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」

“A secure future for every community we serve.

Using the best of our local and global capabilities.”

当社グループは「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」をビジョンとして掲げ、生命保険をはじめグループ事業を通じて国内外の各地域に「安心の最高峰」を広げてまいります。

Values：私たちの大切にしている価値観

「グループ企業行動原則(DSR憲章)」

“Dai-ichi’s Social Responsibility Charter (DSR Charter)”

当社グループは、お客さま、社会、株主・投資家の皆さま、従業員からの期待に応え続けるための企業行動原則として「DSR憲章」を定め、持続可能な社会づくりに貢献いたします。

「DSR」とは、「第一生命グループの社会的責任 (Dai-ichi’s Social Responsibility=DSR)」を表し、PDCAサイクルを全社で回すことを通じた経営品質の絶えざる向上によって各ステークホルダーに向けた社会的責任を果たすと同時に、当社グループの企業価値を高めていく独自の枠組みであります。

Brand Message：理念体系を支える私たちの想い

「いちばん、人を考える」

“People First”

いちばん、お客さまから支持される保険グループになるために、以下の4つの視点から誰よりも「人」を考える会社を目指してまいります。

いちばん、品質の高い会社

いちばん、生産性の高い会社

いちばん、従業員の活気あふれる会社

いちばん、成長する期待の高い会社

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、低金利環境の長期化や国内における少子高齢化の進展、医療・情報通信技術の進化等、先行きの見通しづらい環境が続くものと予想されます。

当社グループでは、このような環境変化を捉え、中期経営計画「CONNECT 2020」の下、「お客さま」「地域・社会」「多様なビジネスパートナー」「グループ各社」との“CONNECT”（つながり・連帯・協働）を3つの成長エンジンの強化に向けた推進力とし、諸課題に対してグループを挙げて取り組んでまいります。

中期経営計画「CONNECT 2020」の全体像



① 国内生命保険事業の強化

国内生命保険事業では、「お客さま第一の業務運営方針」の下、多様化するお客さまニーズに的確に応えるために、商品・サービス・チャネルの進化等に資源を投下し、マルチブランド・マルチチャネル戦略を推進してまいります。

商品・サービス面では、特色の異なる国内3社の強みを活かし、保障系商品から貯蓄系商品まで幅広い商品ラインアップを提供していくとともに、先端技術も活用しながら健康増進や資産承継といった新たな付加価値を備えた商品・サービスの開発を進めてまいります。また、国内3社間における商品・サービスの相互活用を進めるとともに、新たな領域の商品提供にも積極的に挑戦してまいります。

チャネル面では、お客さま一人ひとりのニーズに合致した商品・サービスの提案に向けた生涯設計デザイナーのコンサルティング力の更なる強化や既存代理店への充実した販売サポートに加え、代理店マーケットへの積極展開や異業種・コミュニティ等へのアクセス強化によるマルチチャネル化を進めてまいります。

加えて、異業種のビジネスパートナーと協働しながら、変化を先取りした新たなビジネス展開についても追求してまいります。



## ② 海外生命保険事業の強化

海外生命保険事業では、事業基盤の強化・拡大に向けて、先進国市場においては、当年度に実現した買収の統合プロセスを着実に進めるとともに、販売チャネルの多様化や新たな成長機会を追求してまいります。アジア等の新興国市場においては、トップラインに軸を置き、販売チャネルの強化等により、市場シェアの拡大を目指してまいります。加えて、中長期的な事業成長が見込まれるカンボジアやミャンマーでの取組みを本格化してまいります。

事業基盤の拡大に伴うグローバルベースでの経営体制の強化に向けては、経営理念や経営戦略の相互理解を深めるとともに、海外CEOや部門長等と協働の上、グローバルな共通課題の解決やグループシナジーの発揮を通じた新たな価値創造を目指してまいります。

## ③ 資産運用・アセットマネジメント事業の強化

資産運用・アセットマネジメント事業では、低金利環境が長期化する中、確定利付資産を中心とした運用を基本としつつ、マーケット動向に応じたリスク性資産への機動的な資金配分を実施する他、安定的な収益確保に向け、分散投資を図るべく、オルタナティブ資産・実物資産への投資を強化してまいります。また、業界最先端の資産運用システムの導入により、ポートフォリオ分析の高度化や、投資判断の機動性を向上させることで、付加収益の追求を図ってまいります。加えて、アセットマネジメント事業を担うグループ会社を通じて、日・米・欧の各地域における市場の成長を享受し、グループへの利益貢献の拡大を目指してまいります。

## ④ イノベーションの創出

イノベーションの創出に向けては、環境変化を捉え、先端技術を国内外の業務へ順次応用するとともに、お客さまのQOL向上に繋がる新たな価値創造への挑戦を更に加速させてまいります。具体的には、顧客インターフェースのデジタル化により、給付金のお支払いや各種手続きに係るお客さまの利便性向上を進めていくとともに、RPA (Robotic Process Automation) ・AI技術の導入による事務オペレーションの自動化を通じた生産性向上等により、人財リソースを国内外の成長分野等へシフトさせてまいります。また、保有するビッグデータ等の分析を専門とする新組織を始動させる等、体制面の整備も着実に進めてまいります。加えて、「Dai-ichi Life Innovation Lab」を中心にグローバルでの連携を更に強化していくことで、海外の先端技術を積極的に取り入れ、既存の枠組みにとどまらない、新たな市場・競争軸を生むためのイノベーションの創出を加速させてまいります。

## ⑤ ダイバーシティ&インクルージョン

各事業を支える人財に関する取組みについては、ダイバーシティ&インクルージョンの考えの下、女性リーダーの育成や障がい者・シニア層の活躍推進、LGBTの理解促進等、多様な個性が発揮できる仕組みの構築・風土の醸成を進めてまいります。また、グローバルに活躍できる人財の育成やイノベーションの創出に向けて外部人財を積極的に採用する等、挑戦を促す体制・風土を構築してまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業その他に関するリスクのうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるリスクは、主に以下のとおりであります。

これらのリスクを認識した上で、リスクの発生回避に向けた対応を推進するとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努めております。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日現在において当社及び当社グループが判断したものであります。

### (1) 金融市場の大幅悪化に関するリスク等

#### 1) 国内外の金融市場・経済情勢の悪化が当社グループの事業・業績に悪影響を及ぼすリスク

当社グループの業績は、国内外の経済状況や金融市場に大きく影響されるものであります。日本経済を取り巻く環境には、世界的な地政学リスクの高まりに加えて、米国と中国の通商交渉の行方など、先行きには不透明感もあります。また、先進国における金融・財政政策の動向が為替を通じて实体经济に与える影響にも注視する必要があります。世界的に経済や金融市場における先行き不透明感が強まった場合、金融資本市場は不安定さを増し、金融市場のパフォーマンスの悪化につながる可能性があります。深刻な金融不安が生じた場合には、主要な経済圏に多大な影響を及ぼす可能性もあります。

こうしたリスクが現実となった場合、当社グループの保険商品への需要が低下する可能性や、個人保険の解約・失効率が上昇するおそれがある他、低金利や株価下落により資産運用収支の悪化等、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 2) 保有株式の価値減少に係るリスク

国内株式市場を含むグローバル金融市場は、世界的な経済・金融情勢により大きく変動します。経済危機及び主要経済大国における景気回復見通しの不透明感等を起因として株価が急落する場合、有価証券評価損・売却損の増加及び有価証券含み益・売却益の減少を通じて当社グループの資産運用収支、純資産及びソルベンシー・マージン比率（通常の予測を超えて保険金等の支払等が発生するリスクに備えて保険会社の「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つ）等を著しく悪化させ、当社グループの財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、その他有価証券評価差額金は、当社グループの純資産と支払余力及びソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼします。

株式市場の著しい低迷及び経済状況の悪化による保有株式の価値減少に係るリスクに備えるため、株式残高については市場動向に留意しつつ適宜デリバティブも活用してリスク・コントロールを実施しておりますが、今後、国内外の経済状況及び株式市場が大きく悪化した場合には、当社グループに重大な損失をもたらし、当社グループの財務内容に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3) 金利変動に係るリスク

当社グループでは、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するため、長期的な資産・負債間のバランスを考慮しながら安定的な収益の確保を図ることを目的として、資産・負債総合管理（Asset Liability Management。以下、「ALM」という。）を行っておりますが、金利の乱高下といった大幅な市場環境の変動等が起きた場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、中長期金利が長期にわたり著しく低水準で推移した場合には、収益性の確保が困難になり、販売中止を余儀なくされる貯蓄性商品が今後も発生する可能性があります。

特に、第一生命保険株式会社（以下、「第一生命」という。）ではALMの考え方に基づき保有債券のデュレーション（残存期間）を長期化させる努力をしておりますが、契約者に対して負う債務のデュレーションは未だ運用資産よりも長期であることから、このような負債と資産のデュレーションのアンマッチ（不一致）による金利変動リスクを有しております。金利の低下局面では、より低い金利水準を求めて期限前償還又は繰上返済される債券や貸付及び満期を迎えて償還される資産を再投資した際の運用利回りは従来より低くなるため、平均運用利回りは低下いたします。既契約の保険料が原則として変わらない一方、このような低い金利水準により資産運用ポートフォリオの利回りが低下することで、当初想定していた運用収益が確保できない、あるいは逆ざや（資産運用ポートフォリオの平均利回りが既契約の保険料率の設定に用いた予定利率を下回る状態）となる可能性があります。当社グループの収益性及び長期的な事業運営能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

逆に、金利が上昇する局面では、資産運用利回りが上昇することにより資産運用ポートフォリオの収益力を向上させることができ一方で、保険契約者がより高収益の資産運用手段を求めることにより保険契約の解約が増える可能性があります。更に、金利上昇時は債券等の価格が下落し、含み損益の悪化により純資産にマイナスの影響を及ぼします。当社グループは金利上昇リスクに対応し、会計上、一定のデュレーションマッチングを条件に簿価評価が可能な責任準備金対応債券を積極的に活用することにより、かかる影響を緩和しておりますが、金利が短期間で大幅に上昇した場合は当社グループの財務内容及び収益性に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### 4) 資産運用ポートフォリオに係るその他のリスク

過去に生じた世界的な経済・金融危機は、米国及び国際信用市場、インターバンク短期金融市場等様々な金融市場において、各種のモーゲージ担保証券・資産担保証券、投資適格債を含むその他の確定利付証券の資産価格の急落と大幅な変動をもたらしました。こうした事象は当社グループの多額の資産運用ポートフォリオに大きなリスクをもたらす可能性があり、このような状況下においては、当社グループの保有する資産価値が下落し純資産が毀損する可能性があります。

また、安定的な資産運用収益の獲得は当社グループの事業運営にとって重要であるため、当社グループの資産運用ポートフォリオは、国内外の公社債及び株式、貸付金、不動産並びにオルタナティブ投資等幅広い資産区分に分散投資することでリスク抑制的な運営を行っておりますが、以下に掲げる様々なリスクを回避できない可能性があります。

#### a 為替リスク

当社グループの保有する有価証券には外貨建てのものも含まれております。外貨建ての有価証券とは、主に外国債券（外国の国債・政府機関債・社債等）、外国株式及び証券化商品であります。特別勘定において保有するもの及び外貨建商品に係る責任準備金に実質的に対応させて保有するものを除いて、為替変動による時価の変動が当社グループの業績に実質的に影響を及ぼします。当社グループは、保有する外国債券の一定割合について外国為替変動をヘッジしておりますが、著しい為替差損等が生じた場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## b 信用リスク

当社グループが保有する債券の発行体の信用力が信用格付けの引下げ等により低下し、債券の市場価格が下落する可能性及び保有する債券の発行体が元金不払い等債務不履行に陥る可能性並びに当社グループの貸付先の財務内容悪化や信用力低下等による貸付金の評価額が減少する可能性があります。その結果、有価証券評価損の発生、有価証券売却損益・含み損益の悪化、貸倒引当金を上回る損失の発生や引当金の増額が必要となることで、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが市場リスクをヘッジするために用いている金利スワップ、為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引についても、カウンターパーティー・リスク（デリバティブ取引等の相手方の信用リスク）を有しており、カウンターパーティーに債務不履行が生じた場合には、有価証券評価損及びその他損失の発生や、有価証券売却益及びその他利益の減少につながる可能性があります。当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは貸付先の財務内容や信用力が悪化するリスクにさらされており、当該リスクは当社グループの貸付金ポートフォリオの信用コストを上昇させる可能性があります。即ち、当社グループは貸付先に関する評価・見積りに基づき貸倒引当金を計上しておりますが、国内外の経済状況の悪化や業種固有の問題等により債務不履行や信用力の低下が発生した場合には、実際に発生する損失が引当金を超過し又は引当金の増額が必要となり、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは国内のメガバンクに対して相当量のエクスポージャー（与信等の残高）を有しておりますが、それは主に劣後債と優先出資証券であります。一般的に、これら劣後性証券の価値はシニア債権の価値に比べて、発行体である銀行の信用情報の変化に、より大きく影響を受ける傾向があります。そのため、国内の銀行の信用状況や財務内容が悪化した場合には、有価証券評価損、引当金の増額及びその他損失の発生又は有価証券売却益及びその他利益の減少につながる可能性があります。当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## c 証券化商品に関するリスク

当社グループは、国内外の住宅ローン等を裏付けとする証券を含む証券化商品を保有しております。信用市場が悪化し、証券化商品の流動性が低下した場合には、当社グループが保有する証券化商品やその他運用資産の価値が下落し、結果として、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## d 不動産投資に関するリスク

当社グループは、営業・投資を目的とする不動産を保有しております。景気低迷により、不動産価格や賃貸料の下落及び空室率の上昇等が生じた場合には、当社グループの不動産関連収益は減少し、結果として、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5) 格付けの引下げ等による財務健全性の悪化等に関するリスク

当社グループの財務健全性が実際に悪化した又は悪化したと判断された場合、保険契約の解約・払戻しの増加、新契約販売の減少、費用の増加、当社グループの資産運用・資金調達・資本増強策に関連するその他の問題という形で、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの悪影響は、保険業界全体における格付けの引下げの可能性、否定的なメディア報道や風評、業績悪化のみならず、実際の当社グループ会社の格付けの引下げやソルベンシー・マージン比率等の健全性指標の大幅な悪化によって生じる可能性があります。また、特に他の生命保険会社と比較して、当社グループの健全性指標が大幅に悪化した場合には、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの財務健全性が実際に悪化した又は悪化したと判断された場合に加え、当社グループが資金調達を行おうとする資本市場・信用市場が悪化した場合等にも、当社グループにとって有利な条件で資本増強ができない又は資本増強そのものできないおそれがあり、結果として、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 大災害等に係るリスク等

### 1) 大規模災害に関するリスク

当社グループは、東京等の人口密集地域又は広範囲な地域を襲う地震・津波・テロ・紛争・戦乱等の大規模災害や鳥インフルエンザ・新型インフルエンザのような感染症の大流行を原因として大量の死者が出た場合に、保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。当社グループは、業界慣行や会計基準に従って危険準備金を維持しておりますが、こうした準備金を実際の保険給付債務をカバーするのに適切な水準にあるとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、物理的な被害その他のこうした大規模災害の影響により、当社グループの業務運営に重大な支障を来す可能性があります。

更に、当社グループが主に事業を展開する日本国内の業務及び情報システム等は、外部の業務委託先及び取引先と同様に首都圏に集中しているため、首都圏に被害を及ぼす地震等の災害によって当社グループの事業運営が著しい混乱に陥る可能性があります。地震等の災害が発生した場合には、当社グループ、外部の業務委託先及び取引先が直ちに業務を再開できるとは限らず、その結果として当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 環境不適合に関するリスク等

### 1) 保険販売が営業職チャネル等を通じた個人向け生命保険商品に集中しているリスク

当社グループの国内生命保険会社の保険料収入においては、個人向け生命保険契約によるものの占有率が高く、個人向け生命保険商品の販売においては、以下に掲げるものを含む様々な要因が影響を及ぼしております。

- ・国内の雇用水準及び家計所得水準
- ・貯蓄の代替商品及び投資商品の相対的な魅力
- ・保険会社の財務健全性、信頼性及びレピュテーションに対する一般的な認識
- ・出生率の動向及び高齢化といった日本の人口構成に影響を及ぼす長期的な人口動態
- ・販売チャネルや商品に対するお客さまのニーズ

このような要因の変化等は、当社グループの個人向け生命保険商品における新契約販売の減少又は既契約の解約・失効の増加をもたらす、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの国内生命保険事業では個人向け生命保険商品の販売チャネルの多様化・複線化を進めているものの、現時点では、大部分を営業職チャネルや銀行等の金融機関に依存しております。今後、新たなチャネルが規制や環境の変化等により、既存のチャネルに取って代わる程の規模に成長した場合や、営業職の採用環境が熾烈化し、想定採用数を確保できずに営業職在籍数が大幅に減少する場合等には、当社グループは現在の競争力・収益性と市場シェアの維持という点において課題に直面し、結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2) 銀行等のチャネルでの販売に関するリスク

当社グループは、銀行や証券会社といった販売チャネル向けの年金商品等の開発・販売を専門とする第一フロンティア生命保険株式会社（以下、「第一フロンティア生命」という。）を子会社として設立し、2007年10月より販売を開始しております。変額年金保険等において、国内景気の停滞、資産運用パフォーマンスの不振による需要の減少及び金融機関間の競争激化等の厳しい事業環境により、同社の販売が低迷する可能性があります。また、第一フロンティア生命は、最低給付保証（変額年金商品の中にはかかる保証が付されているものがあります。）に係るリスクへのエクスポージャー（リスク量）を管理するため、特定の金融機関代理店を通じて販売する変額年金商品の販売抑制を実施する場合があります。

当社グループは、販売代理店数を増やし、また、円建定額保険、外貨建定額保険等、商品ラインアップの多様化を図っておりますが、このような事業環境において当社グループが競争力を確保し、又は販売を拡大して目標となる収益性を達成できるとは限りません。更に、販売代理店である銀行・証券会社等の金融機関と当社の営業職との間の競争が将来激化する可能性があります。これらの結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3) 新市場等における取組みが成功しないリスク

近年、お客さまニーズが多様化する中、銀行窓口において、貯蓄性保険に加えて保障性保険の販売が拡大し、また銀行・来店型保険ショップ等において、商品を自ら比較検討したいというご意向を持つお客さまが増加しております。

そこで、当社グループはネオファースト生命保険株式会社（以下、「ネオファースト生命」）を通じて、こうしたお客さまに対し、銀行窓口、来店型保険ショップ等のチャネルを通じて、医療保険等の第三分野を中心に、商品性がわかりやすく、手続きが簡便な、新しい商品とサービスを提供しております。

当社グループは、競争環境に合わせた戦略立案・商品提供を行っておりますが、競争戦略が想定どおりに実現できなかつたり、競合他社から類似商品が販売されたりすることで、販売件数が想定に満たない場合が考えられます。また、代理店に対する保険会社間の手数料競争が激化することで、手数料率が高水準となり事業費が増加する場合がございます。それらの結果、新市場における取組みが収益性を確保するまでに、想定以上の期間が必要となる可能性があります。

### 4) 日本の人口動態に関するリスク

日本の合計特殊出生率は、1975年頃から長期に低下傾向にありました。2005年以降反転上昇し、近年は微増傾向が続いているものの、足元の水準は日本の人口置換水準からは遠い状況にあります。今後、更に人口が減少し、生命保険に対する需要が減少することになれば、当社グループの生命保険事業の規模が縮小し、財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5) 競争状況に関するリスク

当社グループの国内生命保険会社は、日本の生命保険市場において、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、保険子会社を保有している又は大手保険会社と業務提携している国内の大手金融機関との激しい競争に直面しております。特に、規制緩和、死亡保障性の保険商品に対する需要の低下及び外資系生命保険会社との競争の激化等により、日本の生命保険市場における競争環境は熾烈化しております。競合他社の中には、卓越した金融資産や財務力格付け、高いブランド認知度、大規模な営業・販売ネットワーク、競争力のある料率設定、巨大な顧客基盤、高額な契約者配当、広範囲に亘る商品・サービス等において、当社グループより優位に立っている企業もあります。加えて、近年は、商品開発やお客さまサービスへのビッグデータ等の活用が積極化されており、当社グループのICT活用が他社に劣後した場合には、新契約の獲得・既契約サポートが思うように進まず、将来利益を逸失するリスクがあります。

また、株式会社かんぽ生命保険は、巨大な顧客基盤や全国的な郵便局のネットワークの活用、日本郵政株式会社を通じた間接的な一部政府出資の存在等から、日本の保険市場における競争優位性を保持しております。当該競争優位性を保持したまま、株式会社かんぽ生命保険の業務範囲の拡大（保険金額の上限見直しや販売できる保険契約の種類拡大等）が進められた場合、当社グループの国内生命保険会社の競争力が相対的に低下する可能性があります。なお、2016年3月29日、当社は株式会社かんぽ生命保険との間で業務提携に係る基本合意に至りました。この基本合意は、両社の強みを相互補完・融合することで事業基盤を強化し、持続的な企業価値の向上を実現すること等を目的としております。加えて、当社グループは、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会のような、競合する保険商品を提供している各種協同組合との競争にも直面しております。

また、各種の規制撤廃策は日本の生命保険業界における競争の激化をもたらしました。例えば、1998年から2007年の間に制定された数多くの規制緩和のための法改正によって、証券会社や銀行で保険商品が販売できるようになりました。当社グループは規制緩和により激化した競争環境について、更に激しさを増していくと考えております。更に、来店型保険ショップやインターネット等を主要な販売チャネルとして活用する保険会社の新規参入によって、価格競争が激化する可能性もあります。その他、日本の金融業界における新たな再編が生命保険商品の販売における競争環境に影響を及ぼす可能性があります。

また、ベトナム、オーストラリア及び米国における保険会社の買収、インド、タイ及びインドネシアにおける保険会社への出資、カンボジアにおける保険会社の設立により、当社グループはそれぞれの海外市場において現地保険会社との競争に直面しております。さらに、ミャンマーにおいても、生命保険事業の開業に向けた準備を進めており、現地保険会社との競争に直面することが想定されます。

当社グループが競争力を維持できない場合には、このような競争圧力等により当社グループの新契約販売が減少するとともに既契約の解約が増加し、当社グループの事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 6) 医療技術の発展に関するリスク

近年、様々な医療分野において研究開発が進められております。これらにより疾病の発症予測・検診・診断や予防医療、治療に関する技術開発が進んだ場合、従来であれば発見されなかった疾病が発見されることや、将来の疾患リスクが把握できることにより、リスクの高いお客さまが積極的に高額の保険に加入する逆選択加入のリスクが増加したり、保険金等の支払いが大幅に増加する可能性があります。

他方、リスクの細分化が進むことによる保険料競争の激化の他、自由診療・混合診療が拡大することに伴う医療費高騰による給付金額との大幅な乖離、新たな疾病の発見による保障内容の陳腐化、等により現行商品の競争力が劣化する可能性があります。さらに、リスクの低いお客さまにおいては保険の加入ニーズが低下し、新契約の販売が減少するとともに既契約の解約が増加する可能性があります。これらの結果、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) ブランド毀損に関するリスク等

##### 1) システム障害に関するリスク

当社グループの事業運営は、外部の業務委託先によるものを含め、情報システムに大きく依存しております。当社グループは、これらのシステムに依拠して、保険契約の管理、資産運用、統計データ及び当社グループのお客さまの個人情報の記録・保存並びにその他の事業を運営しております。当社グループが事業運営や商品ラインアップを拡大するにつれて、情報システムへの多額の追加投資が必要となる可能性があります。その結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

事故、火事、自然災害、停電、ユーザー集中、人為的ミス、妨害行為、ハッキング、従業員の不正、ソフトウェアやハードウェアのバグや異常、ウィルス感染やネットワークへの侵入を原因とするインターネット全般への悪影響又は設備、ソフトウェア、ネットワークの障害等の要因により、当社グループの情報システムが機能しなくなる可能性があります。このような障害は、当社グループがお客さまに提供するサービス、保険金・給付金等の支払いや保険料の集金、資産運用業務等を中断させる可能性があります。また、当社グループのレピュテーションの低下、お客さまの不满やお客さまからの信頼の低下等のその他の深刻な事態をもたらす可能性があります。また、既契約の解約の増加、新契約販売の減少、行政処分につながるおそれもあります。その結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 2) 情報漏洩に関するリスク

当社グループは、外部の業務委託先によって提供されるものを含め、オンラインサービスや集中データ処理を広く利用しており、機密情報を厳格に管理することは当社グループの事業において重要であります。顧客情報を紛失したり、ご本人の同意なく情報が開示されてしまうことが、現在まで又は将来において全くないとは限らず、当社グループ、外部の業務委託先及び当社の戦略的提携先の情報システム等から情報が漏洩しないとも限りません。当社グループ及びその従業員がお客さまの個人情報を紛失した場合若しくはご本人の同意なく開示した場合又は第三者が当社グループ、提携先又は外部の業務委託先のネットワークに侵入して当社グループの顧客情報を不正利用した場合には、当社グループが損害賠償を請求され、その結果として、当社グループのレピュテーションを大きく低下させ、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 3) 従業員、代理店、外部の業務委託先及びお客さまの不正により損害を被るリスク

当社グループは、従業員や販売代理店、外部の業務委託先及びお客さまによる詐欺その他の不正による潜在的な損失にさらされております。当社グループが擁する営業職及び販売代理店は、お客さまとの対話を通じて、お客さまの個人情報（家計情報を含みます。）を熟知しており、一部の業務委託先もお客さまの個人情報を了知しているため、当該個人情報を用いて不正が行われる可能性があります。不正としては、違法な販売手法、詐欺、なりすましその他個人情報の不適切な利用等があり得ます。

保険契約の詐欺的な使用や、保険契約時のなりすまし等、お客さまも詐欺的な行為をすることがあります。また、反社会的勢力であることを秘して当社グループと取引を行う者もいます。当社グループは、このような詐欺的行為を防ぎ、見破るための対策をとっておりますが、当社グループの取組みがこれらの詐欺、違法行為又は反社会的勢力との取引を排除できない可能性があります。

従業員、代理店、取引先及びお客さまがこれらの不正を行った場合、当社グループのレピュテーションが大幅に低下し、当社グループは重大な法的な責任を問われるとともに、行政処分につながるおそれがあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。



#### 4) 保険金等の支払い漏れ問題に係るリスク

2007年10月、金融庁からの報告命令に対して、当社は、2001年4月から5年間の保険金等の支払い漏れや請求案内漏れに関する自己査定を行い、およそ7万件、保険金・給付金総額で189億円の支払い漏れ等があることを報告いたしました。このうち大多数は、生命保険契約における医療特約の未請求によるものであり、当社における包括的な視点及び当初の請求に対する検証プロセスが不十分であったことにより発生したものと考えております。

2008年7月、金融庁は、経営管理（ガバナンス）・内部監査態勢の強化、改善策の徹底及び有効性の検証を求める業務改善命令を発出し、2008年8月、当社は、経営管理（ガバナンス）・内部監査の方針や手続きの強化・改善及び今後の支払い漏れ等の発生を防止するための改善策についてまとめた業務改善計画を金融庁へ提出いたしました。当社グループは、「お客さまに保険金・給付金をお支払いするときこそが保険の役割が果たされるべき」という認識を改めて全役職員が共有するとともに、お客さまの視点に立ち、改善策の定着とその実効性向上に努めてまいりました。2011年12月に金融庁あての報告義務は解除されましたが、今後も何らかの理由によって支払管理態勢の整備状況が不十分であると判断される場合には、当社グループの信用が損なわれ、事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループとしては、引き続き、支払漏れ等の発生状況を定期的に公表すると共に、医療技術の進歩等を注視しつつ、支払管理態勢の整備に努めてまいります。

#### 5) 風評リスク

当社グループは、不適切な事象の発覚等に端を発して、社名が報道・公表された場合に、当社グループの信用が著しく失墜し、損失を被る可能性があります。

また、メディアにより事実とは異なる情報が流布された場合にも、保険契約者や市場関係者等が当社グループについて報道された情報に基づき理解・認識する可能性があり、それにより当社グループのレピュテーションが低下し、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 6) 訴訟リスク

当社グループのうち保険事業を営む会社は、恒常的に、保険事業に関連した訴訟を抱えております。現在及び将来の訴訟の結果について予想することはできませんが、その結果によっては、当社グループに多額の損害賠償責任が発生する可能性があります。多大な法的責任が課された場合や訴訟への対応に多大なコストがかかった場合、当社グループのレピュテーションが低下し、また当社グループの事業、財務内容、業績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 規制変更に関するリスク等

#### 1) 法規制に関するリスク

##### a 当局の監督権限に関するリスク

当社及び当社グループの国内生命保険会社は、保険業法及び関連業規制の下、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。また、当社グループの海外生命保険会社は、それぞれが事業を行う国や州等の法令や規制等の影響を受けます。

例えば、日本の保険業法は、保険会社が行える事業の種類ごとに規制を設けるとともに、保険会社に一定の準備金や最低限のソルベンシー・マージン比率を維持させることとしております。保険業法は、内閣総理大臣に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録等に関する厳格な立入り検査の実施等、保険業に係る広範な監督権限を与えております。また、保険業法その他の法令等のうち特に重要なものに違反した場合等には、内閣総理大臣は保険会社の免許を取り消すことができます。また、保険会社の財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないとして認められる場合にも、内閣総理大臣は保険会社の免許を取り消すことができます。

このように、仮に、監督当局によって当社グループの生命保険会社の免許が取り消されることになれば、その会社は事業活動を継続できなくなり、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

##### b ソルベンシー・マージン比率等の規制に関するリスク

現在、当社及び当社グループの国内生命保険会社は、保険業法及び関連業規制に基づき、自己資本の充実度

合いを計る基準であるソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう要求されております。また、当社グループの海外生命保険会社についても、各国の規制等により財務健全性を一定水準に保つことが求められております。

例えば、国内生命保険会社がソルベンシー・マージン比率やその他の財務健全性指標を適切なレベルに維持できない場合には、内閣総理大臣はその生命保険会社に対して早期是正措置を命じることができます。具体的には、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合に、その状況に応じて内閣総理大臣の是正措置命令が発動されることで、保険会社に対して早期に経営改善への取組みを促す制度であり、ソルベンシー・マージン比率の水準等に応じて、措置内容が定められております。また、実質純資産額（注）がマイナス又はマイナスと見込まれる場合にも、内閣総理大臣から業務の全部又は一部の停止を命じられる可能性があります。このような早期是正措置により、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

c 国際的な規制に関するリスク

保険監督者国際機構（以下、「IAIS」という。）は、国際的に活動する保険会社グループ（以下、「IAIG」という。）を対象とした共通の監督の枠組みであるコムフレームを開発しております。当社は、IAISが定めるIAIGの定量基準を満たしており、IAIGに認定される可能性があります。特に、コムフレームの一部である、経済価値に基づく新たな資本規制であるICSについては、現在の規制とは大きく異なることが予想され、金融庁によって本規制が導入された場合又は本規制導入に関連し、その他の基準改正がなされた場合には、これらの改正によって生じる制約が、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、金融安定理事会は、毎年グローバルなシステム上重要な保険会社（以下、「G-SIIs」という。）を選定し、G-SIIsに対する監督の強化を含む、一連の政策措置を導入しております。仮に当社がG-SIIsに選定された場合には、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、現在、IAISにおいて「保険セクターのシステムミックリスクに対する包括的な枠組み」（以下、「包括的な枠組み」）を検討中であることを勘案し、金融安定理事会は、2017年及び2018年についてはG-SIIsの選定を実施しておりません。包括的な枠組みは、G-SIIs選定のように個社のリスクを捉えるだけでなく、複数の保険会社が一齐に同じような行動を起こす場合に発生しうるリスクを捉えようとする活動ベースの手法を中心的な要素とするものであり、予防的な監督上の政策措置や監督当局による介入権限を含めるものとするのが検討されています。

（注） 実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額（有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの）から負債の部に計上されるべき金額を基礎として計算した額（負債の額から価格変動準備金・危険準備金等の額を差し引いた額）を控除した金額をいい、内閣総理大臣による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる額であります。

## 2) 法改正に伴うリスク

日本及び当社グループが事業を営む海外各国において、法規制の改正及びその執行に関する政府方針の変更、当社グループ及び生命保険各社に対する規制措置並びに当社グループが取扱う商品ラインナップの拡大等に関連する規制動向は、当社グループの保険商品の販売に影響を及ぼし、コンプライアンス・リスクを高めるとともに、コンプライアンスの強化・改善のための追加支出や競争の激化をもたらし、当社グループの事業、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業には、多数の営業職及び販売代理店が関与しており、将来において規制の改正がなされた場合、適時にこれに適合した態勢をとることができるとは限りません。

また、日本の現行の所得税法は、当社グループが提供する大部分の保険商品の払込保険料の全部又は一部について所得控除を認めております。同様に、法人又は中小企業の契約者は、一定の条件の下で、定期保険や年金商品のような特定の保険商品につき、保険料の全部又は一部を経費として損金算入することが認められております。こうした当社グループの保険商品の保険料に対する税務上の取扱いに影響を及ぼす税制改正は、第一生命やネオファースト生命をはじめとした当社グループの新契約販売数、ひいては業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 3) 責任準備金の計算に係る会計基準の変更に関するリスク

責任準備金の積み増しを求める基準変更が行われた場合には、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、国際会計基準審議会は、保険負債の現在価値評価を含む、保険契約に係る新会計基準を公表しております。保険負債の現在価値評価が導入された場合、当社グループは、その時々金利水準等の計算要素を考慮した保険負債の現在価値に基づいて責任準備金を計算していく必要があります。保険負債の現在価値評価の導入を見越して、当社グループは、現行基準において必要とされる金額を超える責任準備金の積立てを行っておりますが、想定している以上の積立てが必要になった場合には、その結果、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 4) 繰延税金資産の減額に係るリスク

当社グループは、日本の会計基準に従い、将来の税負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として納税主体毎に繰延税金負債と相殺した上で連結貸借対照表に計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する前提を含む様々な前提に基づいているため、実際の結果がこれらの前提と大きく異なる可能性もあります。また、将来的な会計基準の変更により、当社が計上できる繰延税金資産の金額に制限が設けられる場合や、将来の課税所得の見通しに基づき当社が繰延税金資産の一部を回収できないとの結論に至った場合には、繰延税金資産が減額される可能性があります。それらの結果、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後法人税率が変更され、法定実効税率が引き下げられる場合には、中長期的には当社グループの業績の向上及びエンベディッド・バリューの増加が見込まれる一方で、法定実効税率の引き下げ前の税率を前提として計上を行った繰延税金資産の取崩しが行われることにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5) 生命保険契約者保護機構の負担金及び国内の他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社グループの国内生命保険会社は、国内の他の生命保険会社とともに、破綻した生命保険会社の契約者を保護する生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」という。）への負担金支払い義務を負っております。保護機構は、破綻した生命保険会社の保険契約を引き継ぐ生命保険会社に対する資金の提供等、特殊な役割を担っております。国内の他の生命保険会社と比較して、当社グループの国内生命保険会社の保険料収入及び責任準備金が増加する場合、当社グループの国内生命保険会社へ割り当てられる負担金が増加する可能性があります。また、将来的に、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、保護機構への負担金の支払いに関する法的要件が変更される場合には、当社グループの国内生命保険会社は保護機構に対して追加的な負担を求められる可能性があります。それらの結果、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、日本の他の生命保険会社の破綻は、日本の生命保険業界の評価にも悪影響を及ぼし、お客さまの生命保険会社に対する信頼を全般的に損ない、これにより、当社グループの国内生命保険会社の新契約販売が減少又は既契約の失効・解約が増加し、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (6) その他のリスク

### 1) 保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク

当社グループの収益は、当社商品の料率設定及び責任準備金額の決定に用いる計算基礎率が保険金・給付金等の支払い実績とどの程度一致するか等に大きく影響されます。計算基礎率には、将来の死亡率（予定死亡率）、資産運用収益率（予定利率）、事業費率（予定事業費率）を含みます。計算基礎率よりも実際の死亡率が高かった場合、資産運用収益が低かった場合、事業費がかかり過ぎた場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、標準生命表や標準利率の改定は計算基礎率の設定に影響し、結果として会社の財務内容及び業績にも影響を及ぼし得ます。近年、当社グループが販売に力を入れている「第三分野」の保険商品（医療保険、がん保険、介護保険等）の料率設定の計算基礎率は、伝統的な死亡リスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べて限定的な経験に基づくことが多く、相対的に高い不確実性を内包しております。

当社グループは、保有契約の責任準備金について定期的に計算を行い、責任準備金の変動分を費用又は収益として計上しております。保険金・給付金等の支払い実績が当初の計算基礎率より多額となる等により責任準備金の積立不足が顕在化した場合、又は環境の変化によって当社グループの責任準備金の計算基礎率を変更せざるを得ない場合（前記「(5) 規制変更に関するリスク等 3) 責任準備金の計算に係る会計基準の変更に関するリスク」をご参照下さい。）においては、当社グループは責任準備金の積み増しを行うことが必要となる可能性があります。このような積み増しが多額である場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが販売している円貨建及び外貨建定額商品等の中には、市場価格調整（MVA）を設定するものがあり、国内外の市場金利の低下局面においては責任準備金の積増し、上昇局面においては責任準備金の取崩しが必要となることから、会計上の一時的な変動要因となる可能性があります。更に、当社グループで販売している変額年金保険の中には、最低給付の保証を特徴とするものがあります。この保証型商品については、責任準備金に不足があれば積み増しを行う必要があり、結果として費用が増加する可能性があります。当社グループは、ダイナミックヘッジ（価格変動リスクをヘッジする手法の一つ）の活用や再保険契約の締結等によって最低給付保証に係るリスクのヘッジに努めておりますが、こうした取組みが成功するとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2) 再保険取引に関するリスク

当社グループは責任準備金の積立てにかかるリスクの軽減等のため、再保険契約を活用しております。しかし、再保険は、将来適切な条件で締結できない又は再保険の締結自体ができないリスクがあるとともに、カウンターパーティー・リスクにさらされており、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3) 資産の流動性を十分に確保できないリスク

当社グループが提供する多くの商品は、契約者が積立金の一部を引き出すこと及び契約を解約し解約返還金を受け取ることを認めております。

当社グループは、今後予想される積立金の引出しや解約の請求、保険金・給付金等の支払い及び金融機関等とのデリバティブ契約に関する担保の差入れ要請に対応するために十分な流動性を提供し維持できるよう、負債の管理と資産運用ポートフォリオの構築をしており、また、流動性を高めるために当座借越契約を締結しております。一方で、不動産、貸付金及び私募債等の一部の資産は一般的に流動性に乏しいものであります。当社グループが、例えば、不測の引出しや解約、感染症の大流行等の大規模災害により、急遽、多額の現金の支払いを求められる場合、当社グループの流動資産及び当座借越が無くなり、その他の資産も不利な条件で処分することを強いられる可能性があります。更に、金融市場における混乱は、当社グループが有利な条件で資産を処分できない又は全く処分できないといった、流動性における危機をもたらす可能性があります。当社グループが不利な条件での資産の処分を強いられる又は資産を処分できない場合には、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 4) M&Aが想定どおりのメリットをもたらさないリスク

当社グループは、株式会社化以来、M&Aを成長戦略の一環と位置づけており、今後もその機会を追求してまいります。しかし、将来のM&Aについては、そもそも適切な買収対象があるとは限らず、また、適切な買収対象があった場合にも、当社にとって受入れ可能な条件で合意に達することができない可能性があり、この他、買収資金を調達できない可能性、必要な許認可が取得できない可能性、法令その他の理由による制約が存在する可能性があり、買収を実行できる保証はありません。また、買収実行後に買収対象企業の価値が低迷した場合には、減損処理が必要となる可能性もあります。当社グループは、近年、適切な買収対象の選定、M&Aの実行及び被買収事業の当社グループへの統合等につき経験を積み重ねておりますが、将来的なM&Aの成功は、以下のような様々な要因に左右されます。

- ・ 買収した事業の運営・商品・サービス・人財を当社の既存の事業運営・企業文化と統合させる能力
- ・ 当社グループの既存のリスク管理、内部統制及び報告に係る体制・手続きを被買収企業・事業に展開する能力
- ・ 被買収事業の商品・サービスが、当社の既存事業分野を補完する度合い
- ・ 被買収事業の商品・サービスに対する継続的な需要
- ・ 目標とする費用対効果を実現する能力

また、当社連結子会社であるProtective Life Corporationが行う買収事業（他の保険会社から保険契約を買取り、必要に応じて契約内容を変更し、義務を履行する業務）が、想定どおりの収益性を確保できない可能性があります。

これらの結果、M&Aが想定どおりのメリットをもたらさなかった場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 5) 従業員の雇用等に係るリスク

当社グループの主たる保険会社である第一生命の事業は優秀な営業職を雇用・教育・維持できるかということに大いに左右されますが、優秀な営業職を確保するための競争が激化しております。営業職による保険販売は同社保険料収入の大部分を占めており、その中でも生産性の高い営業職による保険販売は、個人向けの保険商品の販売において非常に高い割合を占めております。営業職の平均的な離職率は同社の営業職以外の従業員に比べて著しく高く、生産性の高い営業職を維持し又は採用し続けるための努力が実を結ぶとは限りません。また、当社グループの資産運用部門や保険数理部門の従業員も高度な専門性を求められるため、優秀な人財を確保、教育・維持するためには特別な努力が必要となります。当社グループが優秀な従業員を確保、教育・維持できない場合や、これらの事由により想定している販売計画を大幅に下回る場合には、当社グループの事業展開及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 6) 持株会社体制に係るリスク

当社は持株会社であり、利益の大部分は、当社が直接保有する国内外の子会社や関連会社が当社に支払う配当によるものとなっております。一定の状況下では、保険業法及び会社法上の規制や、諸外国の規制により、子会社等が当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子会社や関連会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合等には、当社は配当を支払えなくなる恐れがあります。

## 7) リスク管理に係るリスク

当社グループのリスク管理の方針・手続きは、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクを含む幅広いリスクへの対応を想定したものとなっております。当社グループのリスク・エクスポージャーの管理手法の多くは、過去の市場動向や歴史的データによる統計値に基づいております。これらの手法は将来の損失を予測できるとは限らず、将来の損失は過去実績によって示される予想損失を大幅に上回る可能性もあります。その他のリスク管理手法は、ある程度、市場やお客さま等に関する一般的に入手可能な情報に対する当社の評価に依拠しておりますが、それらの情報は常に正確、完全、最新であるとは限らず、また適切に評価されているとは限りません。更に、当社グループのリスク管理手続きにおいては、多数のグループ会社等の情報源から収集した情報を統合する過程で誤りが生じる可能性もあります。一般的に、これらのリスク管理方針・手続きにおける誤りや有効性の欠如は、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。特に、事務リスクの管理においては、膨大な取引や事象を適切に記録し検証するための方針・手続きが必要となりますが、当社の方針・手続き自体が必ずしも有効であるとは限りません。従業員、後記9)記載の提携先又は外部委託先による事務手続き上の過失は、当社グループのレピュテーション上又は財務上の損害をもたらす可能性があるとともに、行政処分につながるおそれもあり、これらの結果として、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、将来的な国内外の生命保険市場の継続的発展に伴い、当社は、顧客基盤の拡大とともに、提供する商品・サービスの拡大・多様化を進める予定であります。提供する商品・サービスを拡大し、当社グループの事業規模を拡大するにつれて新たに生ずるリスクを管理統制するための手法を整備することが困難となる可能性があります。当社グループがリスク管理の方針・手続きを当社の事業や事業環境の変化に適応させることができない場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 8) 海外事業の拡大に関連するリスク

近年、当社グループは、日本以外の収益基盤を確保するために、海外において保険事業及びアセットマネジメント事業を積極的に展開しております。特に、海外保険事業では、ベトナム、オーストラリア及び米国における保険会社の買収、インド、タイ及びインドネシアにおける保険会社への出資、カンボジアにおける保険会社の設立等を行うとともに、ミャンマーでは生命保険事業の開業に向けた準備を進めております。また、展開地域の拡大に伴い、北米及びアジアパシフィック地域に、地域統括会社を設立し、経営管理・支援体制の強化を図っております。当社グループは、進出各国における保険事業のバリューアップに努めておりますが、生命保険商品の普及率が当社の予想水準、あるいは成熟市場の水準まで向上するとは限らず、その結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、海外への展開においては、以下を含む様々なリスクにさらされております。

- ・ 外国為替相場の変動
- ・ 将来起こりうる不利益な税制
- ・ 法令や規制の予期せぬ変更
- ・ お客さまニーズ、市場環境及び現地の規制に関する理解不足
- ・ 人財の採用・雇用及び国際的事業管理の難しさ
- ・ 新たな多国籍企業との競争

当社グループは、海外事業を引き続き拡大させるとともに海外収益比率を増加させる方針ですが、上記のような事業展開に関連する様々なリスクのために、当社グループの海外事業の拡大が成功するとは限りません。また、海外企業への投資に関連して減損が生じる可能性や、当社グループの目標を達成できない市場から撤退する可能性があります。これらの結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

9) 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク

当社グループは、販売チャネル及び商品ラインアップの拡大のために、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、アフラック生命保険株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社りそなホールディングス及び株式会社かんぽ生命保険といった生命保険業界内外の企業と業務提携を行っております。これらの提携関係は、第三分野商品や年金商品等の販売の拡大や、事業基盤の強化を通して、持続的な企業価値の向上を実現すること等を目的としております。また、当社の関連会社で、国内最大級の年金資産運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループと当社が出資している合弁会社であります。アセットマネジメントOne株式会社における当社の株主義決権保有割合は49%、経済持分割合は30%であります。これらの戦略的提携先が、財務面等事業上の問題に直面した場合、業界再編等によって戦略的志向を変更した場合又は当社が魅力的な提携相手でなくなったと判断した場合には、当社グループとの業務提携を望まなくなる又は当該提携が解消される可能性があります。当社グループが業務提携を継続できない場合には、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

10) 退職給付費用の増加に関するリスク

当社グループは、年金資産の時価の増減、年金資産における収益率の低下又は退職給付債務見込額の計算基礎率及び資産運用利回りの変化により、当社グループの退職給付制度に関する追加費用を計上する可能性があります。また、当社グループには、将来、当社グループの退職給付制度の変更に伴う未認識の過去勤務費用の負担が生じる可能性があります。その結果として、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11) 契約者配当の配当準備金に係るリスク

当社の連結損益計算書上の契約者配当準備金は費用として扱われ、これにより会計年度における純利益が減少します。契約者配当準備金は、第一生命に係るものでありますが、同社は契約者配当準備金の決定について裁量を有しており、契約者配当準備金の積立額の水準については、同社商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して判断する必要があります。その結果として、同社が現行水準を超える契約者配当準備金の積立てを行い、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。



### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

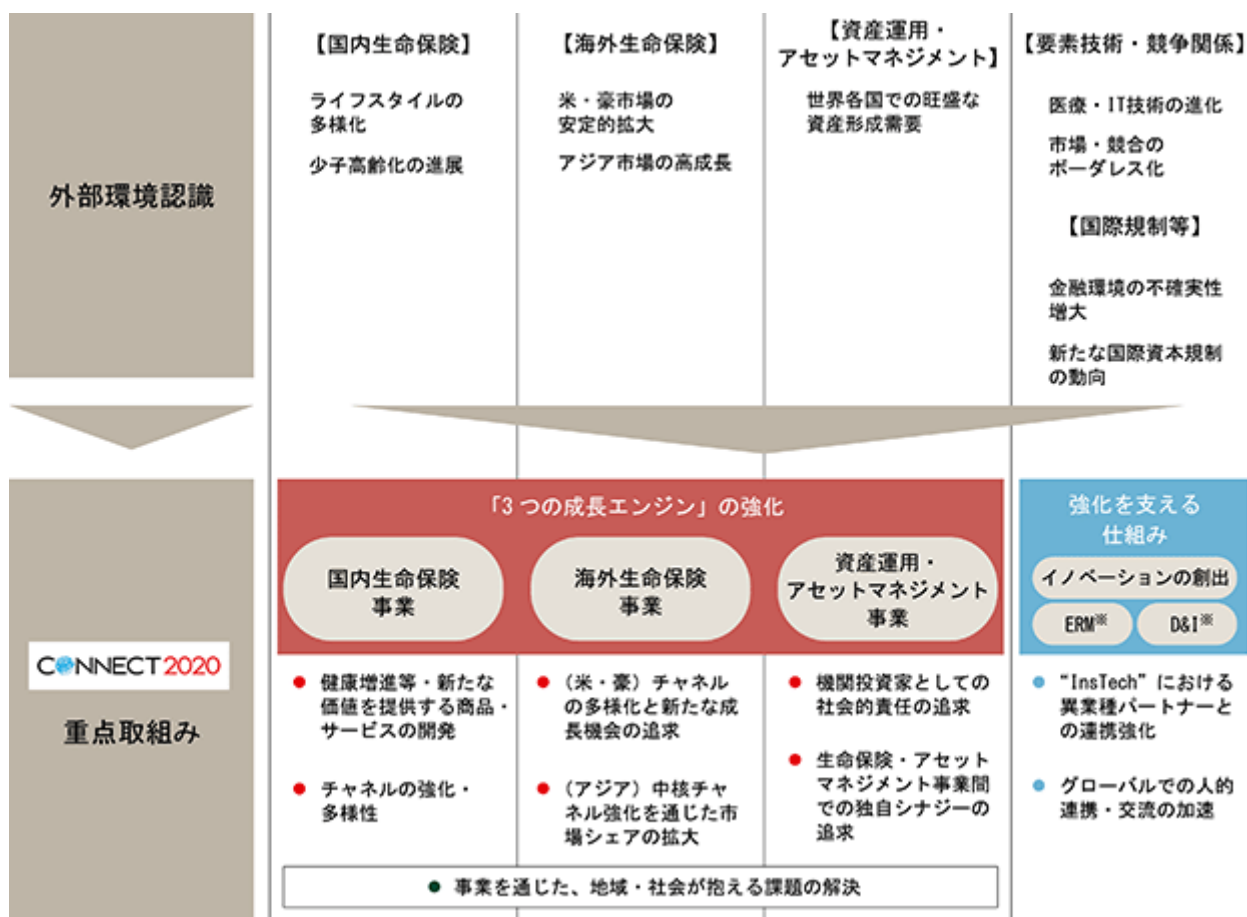
#### (1) 財政状態、経営成績

当連結会計年度における世界経済は、米国を中心に景気の拡大が続きましたが、欧州やアジア新興国の景気が減速したため、全体としての成長は緩やかなものに留まりました。

日本経済は、人手不足等を背景に雇用や設備投資が増加しましたが、輸出が伸び悩んだ他、自然災害の影響もあり、景気は減速しました。

生命保険事業を中心に国内外に事業を展開する当社グループは、グループビジョンである「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」の実現に向けて、3ヶ年の中期経営計画「CONNECT 2020」を始動しました。当年度は、外部環境の変化を踏まえ、前中期経営計画までに構築した「3つの成長エンジン(国内生命保険事業、海外生命保険事業、資産運用・アセットマネジメント事業)」の更なる強化に向けて、以下の重点取組みを実行しました。

<中期経営計画「CONNECT 2020」における重点取組み>



<中期経営計画「CONNECT 2020」における経営目標（係数目標）>

経営目標 (係数目標)	グループ修正利益	2021年3月期 2,500億円程度
	グループ新契約価値	2021年3月期 2,300億円程度

本中計1年目に当たる2019年3月期の振り返りは以下のとおりであります。

グループ修正利益については、2021年3月期に2,500億円程度との目標に対し、2,363億円となりました。第一生命保険株式会社における基礎利益が想定を上回り、初年度における当初見通しに対し達成率は103%と順調に推移しております。

一方、グループ新契約価値については、2021年3月期に2,300億円程度との目標に対し、1,987億円となりました。経営者保険、認知症保険の販売が貢献いたしました。

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

① 経常収益

経常収益は7兆1,840億円（前期比2.1%増）となりました。経常収益の内訳は、保険料等収入が5兆3,440億円（同9.4%増）、資産運用収益が1兆5,832億円（同12.2%減）、その他経常収益が2,568億円（同26.7%減）となっております。

a 保険料等収入

保険料等収入は、第一生命保険株式会社・第一フロンティア生命保険株式会社・ネオファースト生命保険株式会社（以下、「国内3社」という。）の各社が競争力のある商品を投入し、最適なチャネルを通じてお客さまに提供するマルチブランド・マルチチャネル戦略を推進したことや、第一生命ベトナムの好調な販売等から、前連結会計年度に比べ4,594億円増加し、5兆3,440億円（前期比9.4%増）となりました。

b 資産運用収益

資産運用収益は、前年度の第一生命保険株式会社において、投信配当の増加等の一時的要因があったこと等から、前連結会計年度に比べ2,193億円減少し、1兆5,832億円（前期比12.2%減）となりました。

c その他経常収益

その他経常収益は、前連結会計年度に比べ937億円減少し、2,568億円（前期比26.7%減）となりました。

② 経常費用

経常費用は6兆7,511億円（前期比2.8%増）となりました。経常費用の内訳は、保険金等支払金が3兆8,391億円（同1.3%増）、責任準備金等繰入額が1兆3,092億円（同7.0%増）、資産運用費用が5,415億円（同1.4%減）、事業費が7,035億円（同6.4%増）、その他経常費用が3,576億円（同4.6%増）となっております。

a 保険金等支払金

保険金等支払金は、第一生命保険株式会社と、Protective Life Corporationにおいて増加したこと等から、前連結会計年度に比べ491億円増加し、3兆8,391億円（前期比1.3%増）となりました。

b 責任準備金等繰入額

責任準備金等繰入額は、第一フロンティア生命保険株式会社において外貨建商品の販売が増加したこと等から、前連結会計年度に比べ854億円増加し、1兆3,092億円（前期比7.0%増）となりました。

c 資産運用費用

資産運用費用は、前連結会計年度に比べ74億円減少し、5,415億円（前期比1.4%減）となりました。

d 事業費

事業費は、第一フロンティア生命保険株式会社とネオファースト生命保険株式会社において販売が増加したこと等から、前連結会計年度に比べ424億円増加し、7,035億円（前期比6.4%増）となりました。

e その他経常費用

その他経常費用は、前連結会計年度に比べ156億円増加し、3,576億円（前期比4.6%増）となりました。

③ 経常利益

経常利益は、第一生命保険株式会社において利息及び配当金収入が減少したこと等から、前連結会計年度に比べ390億円減少し、4,329億円（前期比8.3%減）となりました。

④ 特別利益・特別損失

特別利益は25億円（前期比92.7%減）、特別損失は286億円（同16.9%減）となりました。

a 特別利益

特別利益は、昨年度に計上した、当社の関連会社であったJanus Capital Group Inc.と英国のHenderson Group plcとの経営統合に係る株式交換益の剥落等から、前連結会計年度に比べ316億円減少し、25億円（前期比92.7%減）となりました。

b 特別損失

特別損失は前連結会計年度に比べ58億円減少し、286億円（前期比16.9%減）となりました。

⑤ 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は前連結会計年度に比べ75億円減少し、875億円（前期比7.9%減）となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する当期純利益

経常利益に特別利益、特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度計上した米国の税制改革に伴うProtective Life Corporationにおける繰延税金負債の取崩益計上分の剥落や、前述のJanus Capital Group Inc.と英国のHenderson Group plcとの経営統合に係る株式交換益の剥落等から前連結会計年度に比べ1,388億円減少し、2,250億円（前期比38.2%減）となりました。

⑦ 資産の部

資産の部合計は前連結会計年度末に比べ2兆3,382億円増加し、55兆9,412億円（前期比4.4%増）となりました。

⑧ 負債の部

負債の部合計は前連結会計年度末に比べ2兆3,739億円増加し、52兆2,276億円（前期比4.8%増）となりました。

⑨ 純資産の部

純資産の部合計は前連結会計年度末に比べ356億円減少し、3兆7,135億円（前期比1.0%減）となりました。Protective Life Corporationにおいて保有する債券に含み損が生じたこと等が影響しております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

① 国内生命保険事業

国内生命保険事業における経常収益は、第一フロンティア生命保険株式会社において外貨建商品の販売が増加したこと等により、前連結会計年度に比べて3,169億円増加し、5兆9,332億円（前期比5.6%増）となりました。セグメント利益は、第一生命保険株式会社において利息及び配当金収入が減少したこと等により、前連結会計年度に比べて358億円減少し、3,757億円（同8.7%減）となりました。

② 海外保険事業

海外保険事業における経常収益は、Protective Life Corporationにおいて、資産運用収益が減少したこと等により、前連結会計年度に比べて1,196億円減少し、1兆3,418億円（前期比8.2%減）となりました。セグメント利益は、前連結会計年度に比べて73億円減少し、527億円（同12.2%減）となりました。

③ その他事業

その他事業においては、当社グループ会社からの配当収入が増加したこと等により、経常収益は前連結会計年度に比べて954億円増加し、1,600億円（前期比147.8%増）となり、セグメント利益は前連結会計年度に比べて962億円増加し、1,445億円（同199.4%増）となりました。

なお、セグメントにおける主たる子会社の業績は以下のとおりであります。

<国内生命保険事業（第一生命保険株式会社）>

① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入2兆3,149億円（前事業年度比0.3%減）、資産運用収益1兆1,404億円（同0.9%減）、その他経常収益2,842億円（同10.8%減）を合計した結果、3兆7,395億円（同1.4%減）となりました。保険料等収入は、12月から販売の認知症保険の売れ行きが想定以上となったこと等により、概ね前年と同水準を確保することができました。

一方、経常費用は、保険金等支払金2兆3,284億円（同2.8%増）、責任準備金等繰入額82億円（同95.0%減）、資産運用費用3,607億円（同24.2%増）、事業費3,902億円（同4.5%減）、その他経常費用3,051億円（同0.9%増）を合計した結果、3兆3,929億円（同1.2%減）となりました。責任準備金等繰入額の減少は、一部終身保険契約の出再を行ったこと等が要因であります。

この結果、経常利益は3,466億円（同3.4%減）となりました。また、当期純利益は1,729億円（同1.8%増）となりました。

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、利息及び配当金収入の減少により順ぎやが減少したものの、保険関係損益が増加したこと等から、前事業年度に比べ501億円増加し、4,791億円（同11.7%増）となりました。

## ② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、35兆9,471億円（前事業年度末比1.1%減）となりました。主な資産構成は、有価証券が30兆7,555億円（同0.7%減）、貸付金が2兆3,482億円（同8.4%減）、有形固定資産が1兆1,228億円（同0.6%増）であります。

負債合計は、33兆618億円（同1.2%減）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は30兆8,826億円（同0.2%減）となりました。

純資産合計は、2兆8,852億円（同0.1%減）となりました。純資産合計のうち、その他有価証券評価差額金は、2兆2,111億円（同0.1%減）となりました。

なお、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、970.8%となりました。第一生命保険株式会社の非連結子会社等を含めた連結ソルベンシー・マージン比率は、974.4%となりました。

## ③ 契約業績

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約高は、前事業年度に比べて8,648億円減少し、1兆5,930億円となりました（前事業年度比35.2%減）。個人保険・個人年金保険を合わせた保有契約高は、前事業年度末に比べて6兆6,884億円減少し、107兆1,250億円（前事業年度末比5.9%減）となりました。

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて158億円減少し、954億円（前事業年度比14.2%減）となりました。なお、保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて161億円減少し、2兆1,297億円（前事業年度末比0.8%減）となりました。

医療保障・生存給付保障等の第三分野の新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて119億円減少し、613億円（前事業年度比16.3%減）となりました。第三分野の保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて273億円増加し、6,752億円（前事業年度末比4.2%増）となりました。

団体保険の保有契約高は、前事業年度末に比べて9,971億円増加し、48兆3,853億円（同2.1%増）となりました。団体年金保険の保有契約高は前事業年度末に比べて220億円増加し、6兆1,977億円（同0.4%増）となりました。

### a 保有契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
個人保険	1,024,467	958,473
個人年金保険	113,667	112,777
個人保険+個人年金保険	1,138,134	1,071,250
団体保険	473,882	483,853
団体年金保険	61,757	61,977

(注) 1 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計であります。

2 団体年金保険の金額は、責任準備金額であります。

### b 新契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
個人保険	20,929	11,711
個人年金保険	3,649	4,218
個人保険+個人年金保険	24,578	15,930
団体保険	4,044	5,029
団体年金保険	1	0

(注) 1 個人保険及び個人年金保険は、転換による純増加を含みます。

2 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

3 団体年金保険の金額は、第1回収入保険料であります。

## c 保有契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
個人保険	16,130	15,932
個人年金保険	5,327	5,364
合計	21,458	21,297
うち医療保障・生前給付保障等	6,479	6,752

- (注) 1 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
- 2 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

## d 新契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
個人保険	960	804
個人年金保険	151	150
合計	1,112	954
うち医療保障・生前給付保障等	732	613

- (注) 転換による純増加を含みます。

## e 保険料等収入明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
個人保険	12,203	12,098
個人年金保険	3,822	3,964
団体保険	1,460	1,412
団体年金保険	5,397	5,331
その他	327	330
小計	23,211	23,137
再保険収入	8	11
合計	23,219	23,149

- (注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

## f 保険金等支払金明細表

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：億円）

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	6,464	256	1,416	3,461	349	-	11,948
個人年金保険	1	2,498	166	467	86	-	3,220
団体保険	622	8	0	0	0	-	632
団体年金保険	-	2,132	1,995	1,263	1,048	-	6,439
その他	33	76	24	259	1	-	394
小計	7,121	4,973	3,603	5,451	1,485	-	22,636
再保険	-	-	-	-	-	16	16
合計	7,121	4,973	3,603	5,451	1,485	16	22,652

（注） その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：億円）

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	5,879	246	1,418	3,796	313	-	11,655
個人年金保険	1	2,549	163	477	66	-	3,258
団体保険	609	8	1	0	0	-	619
団体年金保険	42	2,263	2,277	574	906	-	6,064
その他	29	73	25	245	3	-	376
小計	6,562	5,141	3,886	5,094	1,289	-	21,974
再保険	-	-	-	-	-	1,310	1,310
合計	6,562	5,141	3,886	5,094	1,289	1,310	23,284

（注） その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

## &lt;国内生命保険事業（第一フロンティア生命保険株式会社）&gt;

## ① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入1兆8,760億円（前事業年度比16.7%増）、資産運用収益1,609億円（同20.1%減）等を合計した結果、2兆369億円（同12.6%増）となりました。保険料等収入の増加は、外貨建商品の販売が増加したこと等が要因であります。

一方、経常費用は、保険金等支払金7,028億円（同10.5%減）、責任準備金等繰入額1兆1,310億円（同63.6%増）、資産運用費用743億円（同63.2%減）、事業費780億円（同27.0%増）、その他経常費用114億円（同34.0%増）を合計した結果、1兆9,978億円（同14.3%増）となりました。

この結果、経常利益は391億円（同35.7%減）となりました。また、当期純利益は199億円（同46.2%減）となりました。

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、変額商品の最低保証リスクに係る損益が悪化したこと等から、前事業年度に比べ194億円減少し、489億円（同28.5%減）となりました。

## ② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、8兆7,554億円（前事業年度末比16.2%増）となりました。主な資産構成は、有価証券が7兆8,580億円（同16.2%増）であります。有価証券の増加は、外貨建商品の販売に伴う外国証券の増加が主な要因であります。

負債合計は、8兆5,607億円（同16.0%増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は8兆2,414億円（同15.9%増）となりました。

純資産合計は、1,947億円（同28.1%増）となりました。

なお、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、前事業年度末に比べ67.6ポイント低下し、506.9%となりました。

## ③ 契約業績

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約高は、前事業年度に比べて4,469億円増加し、1兆8,992億円となりました（前事業年度比30.8%増）。個人保険・個人年金保険を合わせた保有契約高は、前事業年度末に比べて1兆2,519億円増加し、8兆8,706億円（前事業年度末比16.4%増）となりました。

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて129億円増加し、2,063億円（前事業年度比6.7%増）となりました。なお、保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて976億円増加し、8,276億円（前事業年度末比13.4%増）となりました。

### a 保有契約高明細表

（単位：億円）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
個人保険	29,142	38,753
個人年金保険	47,043	49,952
個人保険+個人年金保険	76,186	88,706
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-

（注） 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計であります。

### b 新契約高明細表

（単位：億円）

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
個人保険	7,807	11,518
個人年金保険	6,715	7,473
個人保険+個人年金保険	14,523	18,992
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-

（注） 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。



c 保有契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
個人保険	2,315	3,160
個人年金保険	4,984	5,116
合計	7,300	8,276
うち医療保障・生前給付保障等	-	-

d 新契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
個人保険	651	988
個人年金保険	1,282	1,075
合計	1,934	2,063
うち医療保障・生前給付保障等	-	-

(注) 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

e 保険料等収入明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
個人保険	7,788	11,449
個人年金保険	5,878	6,284
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-
その他	-	-
小計	13,666	17,733
再保険収入	2,412	1,026
合計	16,079	18,760

f 保険金等支払金明細表

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	463	-	266	918	38	-	1,687
個人年金保険	-	1,432	309	1,373	22	-	3,136
団体保険	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
小計	463	1,432	575	2,291	60	-	4,824
再保険	-	-	-	-	-	3,024	3,024
合計	463	1,432	575	2,291	60	3,024	7,848

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：億円）

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	656	-	419	576	46	-	1,699
個人年金保険	-	2,613	290	735	20	-	3,659
団体保険	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
小計	656	2,613	710	1,312	66	-	5,359
再保険	-	-	-	-	-	1,669	1,669
合計	656	2,613	710	1,312	66	1,669	7,028

<海外保険事業（Protective Life Corporation）>

以下では、プロテクトティブ社の業績を現地通貨であります米ドル建てで表示しております。日本円に換算する際の為替レートは、前事業年度及び前事業年度末については1米ドル=113.00円、当事業年度及び当事業年度末については、1米ドル=111.00円であります。

① 経営成績

当事業年度の業績は、資産運用収益の減少や、前年に計上した米国の税制改正に伴う繰延税金負債の取崩益の剥落等の影響から、前事業年度比で減収減益となりました。

經常収益は、保険料等収入5,654百万米ドル（前事業年度比5.5%増）、資産運用収益2,604百万米ドル（同34.3%減）、その他經常収益458百万米ドル（同2.1%増）を合計した結果、8,717百万米ドル（同10.8%減）となりました。

一方、經常費用は、保険金等支払金5,270百万米ドル（同12.0%増）、責任準備金等繰入額793百万米ドル（同73.6%減）、資産運用費用1,118百万米ドル（同96.2%増）、事業費879百万米ドル（同0.9%減）、その他經常費用272百万米ドル（同58.1%増）を合計した結果、8,333百万米ドル（同10.8%減）となりました。

この結果、經常利益は383百万米ドル（同11.8%減）となりました。また、当期純利益は302百万米ドル（同72.7%減）となりました。

② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、89,928百万米ドル（前事業年度末比12.9%増）となりました。主な資産構成は、有価証券が69,105百万米ドル（同14.8%増）、貸付金が9,426百万米ドル（同11.7%増）、無形固定資産が3,117百万米ドル（同10.6%増）であります。

負債合計は、84,161百万米ドル（同16.1%増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は、75,919百万米ドル（同19.4%増）となりました。

純資産合計は、5,767百万米ドル（同19.1%減）となりました。

<海外保険事業 (TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd) >

以下では、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの業績を現地通貨であります豪ドル建で表示しております。日本円に換算する際の為替レートは、前事業年度及び前事業年度末については1豪ドル=81.66円、当事業年度及び当事業年度末については1豪ドル=78.64円であります。

#### ① 経営成績

当事業年度の業績は、保険料等収入は増加したものの、保険金等支払金が増加したこと等から、前事業年度比で増収減益となりました。

経常収益は、保険料等収入3,656百万豪ドル（前事業年度比5.0%増）、資産運用収益158百万豪ドル（同4.1%増）、その他経常収益101百万豪ドル（同24.9%減）を合計した結果、3,917百万豪ドル（同3.9%増）となりました。保険料等収入の増加は、新契約を獲得したこと等が要因であります。

一方、経常費用は、保険金等支払金2,599百万豪ドル（同5.0%増）、責任準備金等繰入額276百万豪ドル（同5.3%増）、資産運用費用44百万豪ドル（同8.4%増）、事業費725百万豪ドル（同9.3%増）、その他経常費用118百万豪ドル（同7.2%減）を合計した結果、3,763百万豪ドル（同5.4%増）となりました。保険金等支払金の増加は、個人保険・団体保険共に保険金支払が増加したこと等が要因であります。

この結果、経常利益は153百万豪ドル（同23.1%減）となりました。また、当期純利益は111百万豪ドル（同13.6%減）となりました。

#### ② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、11,341百万豪ドル（前事業年度末比85.9%増）となりました。主な資産構成は、現預金が933百万豪ドル（同24.5%減）、有価証券が6,543百万豪ドル（同220.6%増）、無形固定資産が1,122百万豪ドル（同2.4%減）であります。

負債合計は、8,354百万豪ドル（同125.8%増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は、6,736百万豪ドル（同181.1%増）となりました。

純資産合計は、2,986百万豪ドル（同24.4%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に保険料等収入が増加したことにより、前期と比べて5,278億円収入増の1兆6,969億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出が増加したことにより、前期と比べて3,316億円支出増の1兆3,471億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済による支出が増加したことにより、前期と比べて580億円支出増の1,434億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、期首から2,040億円増加し、1兆2,370億円（前連結会計年度末は1兆330億円）となりました。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの主たる事業である生命保険事業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載していません。

#### (4) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

##### ① 金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合には将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによっております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積り額は変動する可能性があります。

##### ② 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が著しく下落したのものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。

将来、株式市場の悪化等、金融市場の状況によっては多額の有価証券評価損を計上する可能性があります。なお、有価証券の減損処理に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(有価証券関係)の注記に記載のとおりであります。

##### ③ 固定資産の減損処理

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。

回収可能価額は、資産グループの時価から処分費用見込み額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としていることから、将来、固定資産の使用方法を変更した場合又は不動産取引相場や賃料相場が変動した場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。なお、固定資産の減損処理に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結損益計算書関係)の注記に記載のとおりであります。

##### ④ 繰延税金資産の回収可能性の評価

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的な見積りによって算定しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社を取り巻く環境に大きな変更があった場合等、その見積り額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

##### ⑤ 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積り額を計上しております。

将来、債務者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。なお、貸倒引当金の計上基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

⑥ 支払備金の積立方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、未だ支払っていない金額を見積もり、支払備金として積み立てております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

⑦ 責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。

保険数理計算に使用される基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく異なる場合、或いは基礎率を変更する必要がある場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。なお、責任準備金の積立方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

⑧ 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、年金資産の期待運用収益率や将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

このため、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件の変更が行われた場合には、将来の退職給付債務及び退職給付費用が変動する可能性があります。なお、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(退職給付関係)の注記に記載のとおりであります。

## (参考1) 当社グループの固有指標の分析

### 1 主要な固有指標

#### (1) 基礎利益

##### ① 基礎利益

基礎利益とは生命保険本業における期間収益を示す指標の一つであります。当社グループの基礎利益は、当社、国内生命保険会社（第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社）の基礎利益、海外生命保険会社（Protective Life Corporation、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited）の各国で生命保険本業における期間収益を示すために一般的に用いられる利益、関連会社の持分利益（税引前換算）等を合算し、グループの内部取引の一部を相殺すること等により算出しております。

国内生命保険会社の場合、基礎利益は、保険契約者から受領した保険料等の保険料等収入、資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものであります。また、基礎利益に有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と危険準備金繰入額等の「臨時損益」を加味したものが経常利益となります。

海外生命保険会社の場合、基礎利益として、Protective Life Corporationの税引前営業利益、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの基礎的な利益（税引前換算）、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedの税引前利益を用いています。

##### ② 順ざや額/逆ざや額

国内生命保険会社は、保険料を計算するにあたって、資産運用を通じて得られる収益を予め見込んで、その分保険料を割り引いて計算しております。この割引率を「予定利率」といい、市中金利水準等を勘案して設定しております。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。

予定利息を実際の運用収益等でまかなえている状態を「順ざや」といい、まかなえていない状態を「逆ざや」といいます。

当社グループの順ざや額/逆ざや額は、国内生命保険会社（第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社）の合算値であります。

#### <順ざや額/逆ざや額の算出方法>

$$\text{順ざや額/逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・「平均予定利率」とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りをいいます。

## (2) 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として保険業法により積立てが義務付けられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めております。

国内生命保険会社については、保険業法に基づき責任準備金を積み立てており、「保険料積立金」、「未経過保険料」及び「危険準備金」で構成されております。

	内容
保険料積立金	保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額をいいます。ただし、払戻積立金として積み立てる金額を除きます。
未経過保険料	未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいいます。）に対応する責任に相当する額として計算した金額をいいます。ただし、次段の払戻積立金として積み立てる金額を除きます。
危険準備金	保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額をいいます。

なお、責任準備金は事業年度末において要積立額を計算し、前事業年度末残高との差額を損益計算書に計上いたします。即ち、事業年度末の要積立額が前事業年度末残高を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、事業年度末の要積立額が前事業年度末残高を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上いたします（四半期会計期間末においても同様に計上いたします。）。

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。保険業法において責任準備金の積立方式及び計算基礎率について定められています。

海外生命保険会社については、各国の法令や規制等に基づき積み立てております。

## (3) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに備えて「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つであります。具体的には、生命保険会社が抱える保険金等のお支払いに係るリスクや資産運用に係るリスク等、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、資本等の内部留保と有価証券含み益等の合計（ソルベンシー・マージン総額）で、これらのリスク（リスクの合計額）をどの程度カバーできているかを指数化したものであります。同比率の算出は、ソルベンシー・マージン総額をリスクの合計額で割り算して求め、同比率が200%以上であれば、健全性について一つの基準を満たしていることを示しております。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100 (\%)$$

## (4) 実質純資産額

実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額（有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの）から負債の部に計上されるべき金額を基礎として計算した額（負債の額から価格変動準備金・危険準備金等の額を差し引いた額）を控除した金額を言い、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つであります。金融庁による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる額であります。



## 2 当社グループの固有指標の分析

### (1) 基礎利益

#### ① 基礎利益

当社グループの基礎利益（注）は、前事業年度比で319億円増加し、6,058億円（前期比5.6%増）となりました。これは、第一生命保険株式会社において保険関係損益が増加したこと等によります。

（注）前事業年度より基礎利益の開示様式を変更し、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額及び外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額に関して、基礎利益に含まないこととしております。

#### ② 順ざや額／逆ざや額

当社グループの順ざや額は、第一生命保険株式会社において利息及び配当金等収入が減少したこと等により、前事業年度に比べ127億円減少し、1,344億円（前期比8.7%減）となりました。

## (2) 連結ソルベンシー・マージン比率

当社グループの連結ソルベンシー・マージン比率は、869.7%と前期比31.4ポイント増となりました。詳細については、以下のとおりであります。

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	72,918	73,344
資本金等*1	12,239	13,147
価格変動準備金	1,957	2,182
危険準備金	7,211	7,309
異常危険準備金	-	-
一般貸倒引当金	4	1
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	27,995	26,393
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	1,555	1,998
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△ 115	△ 151
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	23,200	23,345
負債性資本調達手段等	7,592	8,442
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 7,496	△ 7,287
控除項目	△ 1,650	△ 2,650
その他	423	613
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_5^2+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ (B)	17,395	16,864
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	1,202	1,232
一般保険リスク相当額 R <sub>5</sub>	52	59
巨大災害リスク相当額 R <sub>6</sub>	20	15
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	2,013	1,944
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R <sub>9</sub>	-	-
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	2,532	2,618
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub> *2	810	728
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	13,325	12,803
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	399	388
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	838.3%	869.7%

\* 1 社外流出予定額及びその他の包括利益累計額等を除いております。

\* 2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

### 3 第一生命保険株式会社の固有指標の分析

#### (1) 基礎利益

##### ① 基礎利益

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益（注）は、前事業年度に比べ501億円増加し、4,791億円（前事業年度比11.7%増）となりました。これは、一部商品改定による標準責任準備金積増の減少や事業費の減少等によるものであります。詳細については、後記「（参考3）第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 3. 経常利益等の明細（基礎利益）」をご参照下さい。

（注）前事業年度より基礎利益の開示様式を変更し、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額及び外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額に関して、基礎利益に含まないこととしております。

##### ② 順ざや額/逆ざや額

順ざや額は、利息及び配当金等収入が減少したこと等により、1,263億円（前事業年度は1,367億円）となりました。

<第一生命保険株式会社の順ざや額/逆ざや額> (単位：億円)

	2018年3月期	2019年3月期
順ざや額/逆ざや額（注）	1,367	1,263
基礎利益上の運用収支等の利回り（%）	2.76	2.67
平均予定利率（%）	2.28	2.22
一般勘定責任準備金	282,899	282,695

（注）正值の場合は順ざや額

#### (2) 責任準備金

第一生命保険株式会社は、保険業法等で定められた基準に基づき、標準責任準備金対象契約については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により責任準備金（標準責任準備金）を積み立て、それ以外の契約については「平準純保険料式」により責任準備金を積み立てており、法令上最も健全な積立方式を採用しております。

<個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率>

		2018年3月期末	2019年3月期末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く。）		100.0%	100.0%

2008年3月期より、健全性の更なる向上のために、高予定利率の終身保険のうち払込満了後契約等に対して、追加責任準備金の積立てを行っており、2018年3月期は841億円、2019年3月期は815億円の新規繰り入れを実施しております。

#### (3) ソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、970.8%となりました。また、連結ソルベンシー・マージン比率は974.4%となりました。詳細については、後記「（参考3）第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 5. ソルベンシー・マージン比率」をご参照下さい。

#### (4) 実質純資産額

実質純資産額は、前事業年度末に比べ3,194億円増加し、9兆8,783億円（前事業年度末比3.3%増）となりました。

#### 4 第一フロンティア生命保険株式会社の固有指標の分析

##### (1) 基礎利益

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益（注）は、変額商品の最低保証リスクに係る損益が悪化したこと等により、前事業年度に比べ194億円減少し、489億円となりました。詳細については、後記「（参考4）第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 3. 経常利益等の明細（基礎利益）」をご参照下さい。

（注）前事業年度より基礎利益の開示様式を変更し、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額に関して、基礎利益に含まないこととしております。

##### (2) 責任準備金

第一フロンティア生命保険株式会社においては、保険業法等で定められている基準に基づき、最も健全な積立方式である標準責任準備金を積み立てております。保有契約高が順調に増加したことから、責任準備金は前事業年度末に比べ1兆1,239億円増加し、8兆2,217億円（前事業年度末比15.8%増）となりました。

##### (3) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、506.9%（前事業年度末比67.6ポイント減）となりました。詳細については、後記「（参考4）第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 6. ソルベンシー・マージン比率」をご参照下さい。

##### (4) 実質純資産額

実質純資産額は、前事業年度末に比べ2,205億円増加し、8,155億円（前事業年度末比37.1%増）となりました。

## (参考2) 当社グループ及び第一生命保険株式会社のEV

### 1 EVについて

EVは、「貸借対照表上の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、株主に帰属する企業価値を表す指標の一つであります。

現行の生命保険会社の法定会計では、新契約を獲得してから会計上の利益を計上するまでに時間がかかるため、新契約が好調な場合には新契約獲得に係る費用により収益が圧迫される等、必ずしも会社の経営実態を表さないことがあります。一方、EVでは、将来の利益貢献が新契約獲得時に認識されるため、法定会計による財務情報を補強することができると考えられております。

EVには複数の計算手法がありますが、当社グループが開示しているEVはヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (European Embedded Value : 以下、「EEV」という。) と呼ばれるものであります。

EEVについては、EVの計算手法、開示内容について一貫性及び透明性を高めることを目的に、2004年5月に、欧州の大手保険会社のCFO (最高財務責任者) から構成されるCFOフォーラムにより、EEV原則及びそれに関するガイダンスが制定されております。また、2005年10月には、EEVの感応度と開示に関する追加のガイダンスが制定されております。なお、2016年5月にEEV原則の改訂が行われ、開示の範囲・内容が適切であることや、計算手法及びその前提、重要な判断並びに重要な計算前提に関する感応度が十分に示される限りにおいて、柔軟な開示を許容するものとなりました。

EEVの算出にあたり、当社グループでは主に市場整合的手法に基づく評価を行っております。具体的には、第一生命保険株式会社 (以下、「第一生命」という。)、第一フロンティア生命保険株式会社 (以下、「第一フロンティア生命」という。)、ネオファースト生命保険株式会社 (以下、「ネオファースト生命」という。)、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Limited (以下、「TAL」という。) 及びProtective Life Corporation (以下、「プロテクティブ」という。) の変額年金事業については市場整合的手法を、また、プロテクティブの変額年金以外の事業についてはトップダウン手法を、それぞれ用いております。

市場整合的手法とは、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価しようとするものであり、欧州を中心に多くの会社で採用されております。また、トップダウン手法とは、会社、商品、事業あるいは地域等のリスク特性に応じた割引率を用いて評価しようとするものであります。いずれの手法も、EEV原則で認められているものであります。

Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited (以下、「第一生命ベトナム」という。) については、伝統的手法に基づき計算したEV (以下、「TEV」という。) で評価しております。

今回、当社グループが計算したEVは、市場整合的な手法を取り入れつつ、EEV原則へ準拠したものとしております。

## 2 EEV計算結果

### (1) グループEEV

#### ① グループEEV

2019年3月末におけるグループEEVは以下のとおりであります。金利低下と国内株式含み益減少を主な要因として、グループEEVは2018年3月末より減少しました。

(単位：億円)

	2018年3月末	2019年3月末	増減
グループEEV	60,941	59,365	△ 1,576
対象事業(covered business)のEEV	63,208	61,287	△ 1,921
修正純資産	67,239	71,278	4,039
保有契約価値	△ 4,030	△ 9,991	△ 5,960
対象事業以外の純資産等に係る調整	△ 2,266	△ 1,922	344

	2018年3月期	2019年3月期	増減
新契約価値	1,902	1,974	71

- (注) 1 対象事業(covered business)のEEVは、第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命、プロテクティブ、TALのEEV及び第一生命ベトナムのTEVのうち当社の出資比率に基づく持分の合計から、第一生命が保有するTALの優先株式の評価額を控除することにより算出しています。なお、第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命、プロテクティブ、TAL及び第一生命ベトナムに対する当社の出資比率は2018年3月末及び2019年3月末時点で100.0%であります(ただし、TALについては第一生命を通じた優先株式の間接保有を含み、その評価額は2018年3月末時点で210億円、2019年3月末時点で204億円であります)。
- 2 対象事業以外の純資産等に係る調整には、当社の単体貸借対照表の純資産の部、当社が保有する第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命、プロテクティブ、TAL及び第一生命ベトナムの株式または出資金の簿価の控除及び当社が保有する資産・負債を時価評価する調整等が含まれます。なお、当社が保有する上記子会社の株式の簿価は以下のとおりであります。

当社が保有する生命保険事業を行う子会社の株式又は出資金の簿価

(単位：億円)

	2018年3月末	2019年3月末
第一生命	5,300	4,800
第一フロンティア生命	1,819	1,819
ネオファースト生命	180	280
プロテクティブ	5,783	5,783
TAL	1,198	1,594
第一生命ベトナム	279	389

- 3 2018年3月末及び2019年3月末のグループEEVには、当社グループの連結財務諸表におけるプロテクティブ及び第一生命ベトナムの決算基準日である2017年12月末及び2018年12月末のプロテクティブのEEV及び第一生命ベトナムのTEVを含めています。2018年3月期及び2019年3月期の当社グループの新契約価値には、2017年1月1日から2017年12月31日及び2018年1月1日から2018年12月31日までのプロテクティブ及び第一生命ベトナムの新契約価値を含めています。

(参考)

修正純資産に計上されている含み損益は法定会計上の利益として将来実現する見込みであり、保有契約価値と含み損益の合計額は、保険契約の保有により生じる将来利益を表すと考えられます。

この考えに基づき、グループEEVの総額を「純資産等と負債中の内部留保の合計」と、保険契約の保有により生じる将来利益として「保有契約価値と確定利付資産の含み損益等の合計」及び「確定利付資産以外の含み損益等」に組み替えて表示すると、以下のとおりとなります。

(単位：億円)

	2018年3月末	2019年3月末	増減
グループEEV	60,941	59,365	△ 1,576
総資産等＋負債中の内部留保(注) 1	17,707	19,226	1,519
保有契約価値＋確定利付資産の含み損益等(注) 2	24,162	22,185	△ 1,976
確定利付資産以外の含み損益等(注) 3	19,071	17,952	△ 1,119

(注) 1 グループEEVの修正純資産に対象事業以外の純資産等に係る調整を反映し、含み損益等を除いた額を計上しており、実現利益の累積額に相当します。

2 保有契約価値に、第一生命の確定利付資産並びに第一フロンティア生命及びネオファースト生命の資産の含み損益等を加算・調整した額を計上しております。本項目は、未実現利益のうち、主に金利の影響を受ける部分であり、金利水準等の変化に応じた保有契約価値及び確定利付資産の含み損益等の変動額は、互いに相殺関係にあります。

3 第一生命が保有する確定利付資産以外の資産（株式、外貨建債券（ヘッジ外債を除く）、不動産等）の含み損益等の額を計上しております。

## ② 修正純資産

修正純資産は、株主に帰属すると考えられる純資産で、資産時価が法定責任準備金（危険準備金を除く）及びその他負債（価格変動準備金等を除く）を超過する額であります。

具体的には、貸借対照表の純資産の部の金額に負債中の内部留保、一般貸倒引当金、時価評価されていない資産・負債の含み損益、退職給付の未積立債務及びこれらに係る税効果等を調整したものであり、内訳は以下のとおりであります。主に金利低下により有価証券等の含み損益が増加し、修正純資産は2018年3月末より増加しました。

(単位：億円)

	2018年3月末	2019年3月末	増減
修正純資産	67,239	71,278	4,039
純資産の部合計(注) 1	13,684	13,979	295
負債中の内部留保(注) 2	9,846	10,191	344
一般貸倒引当金	4	1	△ 3
有価証券等の含み損益(注) 3	60,565	64,574	4,009
貸付金の含み損益	2,211	2,112	△ 98
不動産の含み損益(注) 4	2,622	3,217	595
負債の含み損益(注) 5	△ 93	△ 49	44
退職給付の未積立債務(注) 6	△ 95	△ 126	△ 30
上記項目に係る税効果	△ 20,452	△ 21,779	△ 1,327
対象事業(covers business)内の 資本取引に係る調整(注) 7	△ 210	△ 204	5
プロテクティブの繰延税金資産等に 係る調整(注) 8	△ 212	△ 48	164
TALの無形固定資産等に係る調整(注) 9	△ 630	△ 589	41

- (注) 1 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しております。また、第一フロンティア生命において修正共同保険式再保険等に係る調整を行っており、当該調整額を含めて表示しております。
- 2 価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額及びプロテクティブの価格変動準備金に相当する額の合計額を計上しております。
- 3 国内上場株式会社については、会計上は期間末前1ヶ月の時価の平均により評価しておりますが、EEVの計算では期末日時点の時価により評価しております。これによる含み損益の差異（期末時価一月中平均）（税引後）は、2018年3月末時点で60億円、2019年3月末時点で△13億円であります。
- 4 土地については、時価と再評価前帳簿価額の差額を計上しております。
- 5 劣後債務等の含み損益を計上しております。
- 6 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を計上しております。
- 7 2018年3月末及び2019年3月末の第一生命のEEVには、第一生命の保有するTALの優先株式の評価額が含まれます。対象事業(covers business)のEEVを計算する際には、第一生命のEEVに含まれるTALの優先株式の評価額を控除する必要があります。
- 8 プロテクティブに計上されている繰延税金資産及び法定会計上の非認容資産等について、調整を行うものであります。
- 9 TALに計上されている無形固定資産（のれん及び保有契約価値）等について、調整を行うものであります。
- 10 表中の金額（「純資産の部合計」から「上記項目に係る税効果」まで）は、対象事業(covers business)の各社の金額の単純合計としております。



### ③ 保有契約価値

保有契約価値は、将来利益現価からオプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用及びヘッジ不能リスクに係る費用を控除した金額であり、その内訳は以下のとおりであります。市場整合的手法による確実性等価将来利益現価の算出にあたり、資産運用に係るキャッシュフローは全ての資産の運用利回りがリスク・フリー・レートに等しいものとして計算しています。2019年3月末の保有契約価値は、主に金利低下により、2018年3月末より減少しました。

(単位：億円)

	2018年3月末	2019年3月末	増減
保有契約価値	△ 4,030	△ 9,991	△ 5,960
将来利益現価(注)1(注)2	857	△ 4,890	△ 5,748
オプションと保証の時間価値	△ 1,371	△ 1,270	101
必要資本維持のための費用(注)3	△ 1,392	△ 1,491	△ 99
ヘッジ不能リスクに係る費用	△ 2,123	△ 2,337	△ 214

- (注) 1 第一フロンティア生命における修正共同保険式再保険等に係る調整を行っております。  
 2 市場整合的手法による確実性等価将来利益現価、トップダウン手法による将来利益現価及び伝統的手法による将来利益現価を含んでおります。  
 3 市場整合的手法によるフリクショナル・コスト、トップダウン手法による資本コスト及び伝統的手法による資本コストを含んでおります。

### ④ 対象事業以外の純資産等に係る調整

当社及びその子会社・関連会社(対象事業(coveted business)とした生命保険事業を行う子会社を除く)については、当社の純資産の部の金額に、必要な調整を行った上で、「対象事業以外の純資産等に係る調整」としてグループEEVに含めております。

(単位：億円)

	2018年3月末	2019年3月末	増減
対象事業以外の純資産等に係る調整	△ 2,266	△ 1,922	344
当社(単体)の純資産の部合計	12,093	12,571	477
当社の保有する資産及び負債の 含み損益等(注)1	350	173	△ 177
グループ内の資本取引等に係る調整 (注)2	△ 14,710	△ 14,666	43

- (注) 1 当社の保有する子会社・関連会社の株式及び調達負債等について、時価評価を行った上で含み損益を計上しております。  
 2 当社が保有する第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命、プロテクティブ、TAL及び第一生命ベトナムの株式又は出資金の簿価の合計が含まれます。

⑤ 新契約価値

新契約価値は、当期に獲得した新契約（転換契約については正味増加分のみ）の契約獲得時点における価値（契約獲得に係る費用を控除した後の金額）を表したものであります。

国内生保事業における販売量増加を主な要因として、当社グループの新契約価値は2018年3月期より増加しました。

（単位：億円）

	2018年3月期	2019年3月期	増減
新契約価値	1,902	1,974	71
将来利益現価(注)1	2,110	2,227	117
オプションと保証の時間価値	△14	△15	△1
必要資本維持のための費用(注)2	△116	△143	△27
ヘッジ不能リスクに係る費用	△76	△93	△17

(注) 1 市場整合的手法による確実性等価将来利益現価とトップダウン手法による将来利益現価を含んでおります。

2 市場整合的手法によるフリクショナル・コストとトップダウン手法による資本コストを含んでおります。

3 2018年3月期及び2019年3月期の当社グループの新契約価値には、2017年1月1日から2017年12月31日及び2018年1月1日から2018年12月31日までのプロテクティブ及び第一生命ベトナムの新契約価値を含めております。

なお、新契約マージン（新契約価値の収入保険料現価に対する比率）は以下のとおりであります。

（単位：億円）

	2018年3月期	2019年3月期	増減
新契約価値	1,902	1,974	71
収入保険料現価(注)	44,272	52,198	7,925
新契約マージン	4.30%	3.78%	△0.51ポイント

(注) 将来の収入保険料（プロテクティブについては法定会計ベース）を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レート又は割引率で割り引いております。

## (2) 第一生命のEEV

(単位：億円)

	2018年3月末	2019年3月末	増減
EEV(注) 1	48,870	45,505	△ 3,365
修正純資産	58,781	60,590	1,809
純資産の部合計(注) 2	6,960	6,841	△ 118
負債中の内部留保(注) 3	8,105	8,323	217
一般貸倒引当金	4	0	△ 3
有価証券等の含み損益(注) 4	59,111	61,070	1,958
貸付金の含み損益	2,211	2,112	△ 98
不動産の含み損益(注) 5	2,622	3,217	595
負債の含み損益(注) 6	△ 93	△ 49	44
退職給付の未積立債務(注) 7	△ 95	△ 126	△ 30
上記項目に係る税効果	△ 20,045	△ 20,798	△ 753
保有契約価値	△ 9,910	△ 15,085	△ 5,174
確実性等価将来利益現価	△ 6,758	△ 11,791	△ 5,032
オプションと保証の時間価値	△ 999	△ 1,033	△ 33
必要資本維持のための費用	△ 169	△ 96	73
ヘッジ不能リスクに係る費用	△ 1,983	△ 2,165	△ 181

	2018年3月期	2019年3月期	増減
新契約価値	1,490	1,395	△ 94
確実性等価将来利益現価	1,553	1,461	△ 91
オプションと保証の時間価値	△ 8	△ 11	△ 3
必要資本維持のための費用	△ 5	△ 3	1
ヘッジ不能リスクに係る費用	△ 49	△ 51	△ 1

(注) 1 2018年3月末及び2019年3月末の第一生命のEEVには、第一生命の保有するTALの優先株式の評価額が含まれております。

2 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しております。

3 価格変動準備金、危険準備金及び配当準備金中の未割当額の合計額を計上しております。

4 国内上場株式については、会計上は期間末前1ヶ月の時価の平均により評価しておりますが、EEVの計算では期末日時点の時価により評価しております。これによる含み損益の差異(期末時価－月中平均)(税引後)は2018年3月末時点で60億円、2019年3月末時点で△13億円であります。

5 土地については、時価と再評価前帳簿価額の差額を計上しております。

6 劣後債務等の含み損益を計上しております。

7 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を計上しております。

なお、新契約マージンは以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2018年3月期	2019年3月期	増減
新契約価値	1,490	1,395	△ 94
収入保険料現価(注)	21,334	18,882	△ 2,452
新契約マージン	6.98%	7.39%	0.40 ポイント

(注) 将来の収入保険料を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レートで割り引いております。

### 3 EEVの変動要因

#### (1) グループEEVの変動要因

(単位：億円)

			対象事業 (covered business) のEEV	対象事業 以外の 純資産等に 係る調整	グループ EEV
	修正純資産	保有契約価値			
2018年3月末EEV	67,239	△ 4,030	63,208	△ 2,266	60,941
①2018年3月末EEVの調整	△ 2,046	△ 106	△ 2,152	928	△ 1,224
うち株主配当金支払	0	0	0	△ 584	△ 584
うち自己株式取得	0	0	0	△ 389	△ 389
うち子会社からの株主配当金支払	△ 2,028	0	△ 2,028	2,028	0
うち増資に伴う調整	125	0	125	△ 125	0
うち為替変動に伴う調整	△ 143	△ 106	△ 249	0	△ 249
2018年3月末EEV(調整後)	65,192	△ 4,137	61,055	△ 1,337	59,717
②当期新契約価値	0	1,974	1,974	0	1,974
③プロテクティブによる買収に伴うEEV の変動	△ 585	964	379	0	379
④期待収益(市場整合的手法)	324	3,247	3,571	0	3,571
うちリスク・フリー・レート分	△ 85	303	218	0	218
うち超過収益分	409	2,944	3,353	0	3,353
⑤期待収益(トップダウン手法)	113	301	415	0	415
⑥保有契約価値からの移管	△ 116	116	0	0	0
うち2018年3月末保有契約	1,840	△ 1,840	0	0	0
うち当期新契約	△ 1,957	1,957	0	0	0
⑦前提条件(非経済前提)と実績の差異	△ 268	233	△ 34	0	△ 34
⑧前提条件(非経済前提)の変更	13	△ 665	△ 652	0	△ 652
⑨前提条件(経済前提)と実績の差異	6,081	△ 11,844	△ 5,762	0	△ 5,762
⑩対象事業以外における事業活動及び 経済変動に伴う増減	0	0	0	△ 104	△ 104
⑪その他の要因に基づく差異	44	△ 183	△ 139	0	△ 139
⑫2019年3月末EEVの調整	480	0	480	△ 480	0
うち増資に伴う調整	480	0	480	△ 480	0
2019年3月末EEV	71,278	△ 9,991	61,287	△ 1,922	59,365

(注) 第一生命ベトナムのTEVの変動額については、2017年12月末から2018年12月末の当該変動額のうち為替変動に伴う調整、新契約価値、増資の影響を除いた変動額を前提条件(経済前提)と実績の差異に含めております。

#### ① 2018年3月末EEVの調整

2018年3月末EEVの調整は、以下の5項目の合計であります。

- a 2019年3月期において当社は株主配当金を支払っており、対象事業以外の純資産等に係る調整がその分減少します。
- b 2019年3月期において当社は自己株式を取得しており、対象事業以外の純資産等に係る調整がその分減少します。
- c 2019年3月期において生命保険事業を行う子会社は当社に株主配当金を支払っておりますが、グループ内の取引であるため、グループEEVへの影響はありません。
- d 2019年3月期において当社はネオファースト生命及び第一生命ベトナムに増資を行っておりますが、グループ内の取引であるため、グループEEVへの影響はありません。
- e プロテクティブ、TALのEEV及び第一生命ベトナムのTEVを円換算していることから、為替変動による調整を行っております。

## ② 当期新契約価値

新契約価値は、2019年3月期に新契約を獲得したことによる契約獲得時点における価値を表したものであり、契約獲得に係る費用を控除した後の金額を反映しております。

## ③ プロテクティブによる買収に伴うEEVの変動

プロテクティブは、伝統的な生命保険事業、個人年金事業に加え、生命保険や年金の保険契約ブロックの買収事業にも取り組んでいます。

当該項目には、2018年5月1日に手続きが完了したLiberty Life Assurance Company of Boston における個人保険・年金既契約ブロックの買収に伴うEEVの増加額を計上しています。

## ④ 期待収益（市場整合的手法）

第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命、TAL、プロテクティブの変額年金事業（変額年金事業の必要資本を含む）の期待収益を本項目に含めております。期待収益（市場整合的手法）は、以下の2項目の合計であります。

### a リスク・フリー・レート分

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク・フリー・レートで割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。なおこれには、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用及びヘッジ不能リスクに係る費用のうち2019年3月期分の解放を含んでおります。修正純資産からは、対応する資産からリスク・フリー・レート分に相当する収益が発生します。

また、第一フロンティア生命では、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的として、デリバティブ取引を利用しておりますが、本項目は、時間の経過により当該取引から期待される損益を含んでおりません。

### b 超過収益分

EEVの計算にあたっては、将来の期待収益としてリスク・フリー・レートをを用いておりますが、実際の会社はリスク・フリー・レートを超過する利回りを期待しております。

なお、本項目は、第一フロンティア生命の変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的とするデリバティブ取引につき、リスク・フリー・レートを超過する利回りにより当該取引から期待される損益を含んでおります。また、プロテクティブの変額年金事業に係るヘッジを目的とするデリバティブ取引から期待される損益を含んでおります。

## ⑤ 期待収益（トップダウン手法）

プロテクティブの変額年金事業以外（フリー・サープラス及び変額年金事業以外の必要資本を含みます）の期待収益を本項目に含めております。

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク割引率で割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。なおこれには、資本コストのうち、2019年3月期分の解放を含んでおりません。修正純資産からは、対応する資産から期待される運用利回りに基づく収益が発生します。

## ⑥ 保有契約価値からの移管

2019年3月期に実現が期待されていた利益（法定会計上の予定利益）が、保有契約価値から修正純資産に移管されます。これには、2018年3月末の保有契約から期待される2019年3月期の利益と、2019年3月期に獲得した新契約からの、契約獲得に係る費用を含めた2019年3月期の損益が含まれます。これらは保有契約価値から修正純資産への振替えであり、EEVの金額には影響しません。

⑦ 前提条件（非経済前提）と実績の差異

2018年3月末の保有契約価値の計算に用いた前提条件（非経済前提）と、2019年3月期の実績との差額であります。

⑧ 前提条件（非経済前提）の変更

前提条件（非経済前提）を更新したことにより、2019年3月期以降の収支が変化することによる影響であります。

⑨ 前提条件（経済前提）と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済前提が、2018年3月末EEVの計算に用いたものと異なることによる影響であります。当該影響は、2019年3月期の実績及び2019年3月期以降の見積りの変更を含んでおります。なお本項目には、プロテクティブの割引率を変更した影響（割引率の設定における資本と調達負債の加重の変更によるものを含む。）を含んでおります。

⑩ 対象事業以外の事業活動及び経済変動に伴う増減

本項目には、当社の子会社・関連会社（生命保険事業を行う子会社を除く）の獲得利益及び当社の保有する資産・負債の含み損益額の変動を含んでおります。

⑪ その他の要因に基づく差異

上記の項目以外にEEVを変動させた要因による影響であります。なお、この項目にはモデルの変更の影響も含んでおります。

⑫ 2019年3月末EEVの調整

2019年3月期において当社はTAL及び第一生命ベトナムに増資を行っておりますが、グループ内の取引であるため、グループEEVへの影響はありません。

(2) 第一生命のEEVの変動要因

(単位：億円)

	修正純資産	保有契約価値	EEV
2018年3月末EEV	58,781	△ 9,910	48,870
2018年3月末EEVの調整	△ 1,858	0	△ 1,858
うち株主配当支払(注)	△ 1,858	0	△ 1,858
2018年3月末EEV(調整後)	56,923	△ 9,910	47,012
当期新契約価値	0	1,395	1,395
期待収益(市場整合的手法)	443	2,637	3,080
うちリスク・フリー・レート分	△ 54	162	107
うち超過収益分	498	2,474	2,972
期待収益(トップダウン手法)	0	0	0
保有契約価値からの移管	△ 1,073	1,073	0
うち2018年3月末保有契約	460	△ 460	0
うち当期新契約	△ 1,534	1,534	0
前提条件(非経済前提)と実績の差異	△ 161	141	△ 20
前提条件(非経済前提)の変更	0	△ 228	△ 228
前提条件(経済前提)と実績の差異	4,459	△ 10,193	△ 5,734
その他の要因に基づく差異	0	0	0
2019年3月末EEV	60,590	△ 15,085	45,505

(注) 2019年3月期において株主配当金を支払っており、修正純資産がその分減少します。

#### 4 感応度（センシティブティ）

##### (1) グループEEVの感応度

前提条件を変更した場合のEEVの感応度は以下のとおりであります（増減額を記載しております）。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならないことにご注意ください。

なお、いずれの感応度においても、保険会社の経営行動の前提は基本シナリオと同様としております。

（単位：億円）

			対象事業 (covered business) のEEV	対象事業 以外の 純資産等に 係る調整	グループ EEV
	修正純資産	保有契約価値			
2019年3月末グループEEV	71,278	△ 9,991	61,287	△ 1,922	59,365
感応度1： リスク・フリー・レート50bp上昇	△ 14,522	+ 19,389	+ 4,867	+ 54	+ 4,921
感応度2： リスク・フリー・レート50bp低下	+ 15,827	△ 21,826	△ 5,999	△ 56	△ 6,055
感応度3： 株式・不動産価値10%下落	△ 4,396	△ 133	△ 4,529	△ 151	△ 4,680
感応度4： 事業費率(維持費)10%低下	0	+ 2,406	+ 2,407	0	+ 2,407
感応度5： 解約失効率10%低下	0	+ 1,768	+ 1,768	0	+ 1,768
感応度6： 保険事故発生率(死亡保険)5%低下	+ 26	+ 1,963	+ 1,990	0	+ 1,990
感応度7： 保険事故発生率(年金保険)5%低下	△ 1	△ 307	△ 308	0	△ 308
感応度8： 必要資本を法定最低水準に変更	0	+ 885	+ 885	0	+ 885
感応度9： 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	+ 25	△ 255	△ 230	0	△ 230
感応度10： 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	0	△ 94	△ 94	0	△ 94

(注) 第一生命ベトナムのTEVの感応度は、グループEEVの感応度を含めていません。

## (2) 第一生命のEEVの感応度

(単位：億円)

	修正純資産	保有契約価値	EEV
2019年3月末EEV	60,590	△ 15,085	45,505
感応度1： リスク・フリー・レート50bp上昇	△ 12,714	+ 17,694	+ 4,980
感応度2： リスク・フリー・レート50bp低下	+ 13,924	△ 20,040	△ 6,115
感応度3： 株式・不動産価値10%下落	△ 4,440	+ 21	△ 4,418
感応度4： 事業費率(維持費)10%低下	0	+ 2,074	+ 2,074
感応度5： 解約失効率10%低下	0	+ 1,339	+ 1,339
感応度6： 保険事故発生率(死亡保険)5%低下	0	+ 1,352	+ 1,352
感応度7： 保険事故発生率(年金保険)5%低下	0	△ 226	△ 226
感応度8： 必要資本を法定最低水準に変更	0	+ 88	+ 88
感応度9： 株式・不動産のインプライド・ボラテ ィリティ25%上昇	0	△ 150	△ 150
感応度10： 金利スワップションのインプライド・ ボラティリティ25%上昇	0	△ 115	△ 115

## 5 注意事項

当社グループのEV計算においては、当社グループの事業に関し、業界の実績、経営・経済環境あるいはその他の要素に関する多くの前提条件が求められ、それらの多くは個別会社の管理能力を超えた領域に属しております。

使用しました前提条件は、EV報告の目的に照らし適切であると当社グループが考えるものでありますが、将来の経営環境は、EV計算に用いられた前提条件と大きく異なることもあり得ます。そのため、本EV開示は、EV計算に用いられた将来の税引後利益が達成されることを表明するものではありません。

## 6 その他の特記事項

当社では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、グループEEVについて検証を依頼し、意見書を受領しております。



(参考3) 第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

参考として、第一生命保険株式会社の単体情報のうち、一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報を以下のとおり記載しております。

1. 主要業績

(1) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)				当事業年度末 (2019年3月31日)			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	11,768	100.5	1,024,467	94.4	15,113	128.4	958,473	93.6
個人年金保険	1,978	100.7	113,667	99.0	2,036	102.9	112,777	99.2
個人保険+個人年金	13,746	100.6	1,138,134	94.8	17,150	124.8	1,071,250	94.1
団体保険	-	-	473,882	99.9	-	-	483,853	102.1
団体年金保険	-	-	61,757	101.1	-	-	61,977	100.4

(注) 1 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

2 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

② 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)					当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				
	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比
個人保険	1,010	20,929	40,485	△ 19,556	100.9	4,448	11,711	29,138	△ 17,427	56.0
個人年金保険	74	3,649	3,766	△ 117	18.2	126	4,218	4,271	△ 52	115.6
個人保険+個人年金	1,085	24,578	44,252	△ 19,673	60.2	4,574	15,930	33,409	△ 17,479	64.8
団体保険	-	4,044	4,044	-	208.2	-	5,029	5,029	-	124.3
団体年金保険	-	1	1	-	107.5	-	0	0	-	62.3

(注) 1 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

3 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料であります。

(参考) 個人保険・個人年金保険の解約・失効年換算保険料

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
解約・失効年換算保険料	700	739

(注) 1 失効後復活契約を失効と相殺せずに算出しております。

2 主契約が継続している「減額」を除いております。

## (2) 年換算保険料

## ① 保有契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	前年度末比	当事業年度末 (2019年3月31日)	前年度末比
個人保険	16,130	99.6	15,932	98.8
個人年金保険	5,327	101.1	5,364	100.7
合計	21,458	99.9	21,297	99.2
うち医療保障・ 生前給付保障等	6,479	106.9	6,752	104.2

## ② 新契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	前年度比	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年度比
個人保険	960	98.0	804	83.7
個人年金保険	151	15.5	150	99.0
合計	1,112	56.7	954	85.8
うち医療保障・ 生前給付保障等	732	121.5	613	83.7

(注) 1 「年換算保険料」とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2 「医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

3 「新契約」には転換純増分も含んでおります。

2. 一般勘定資産の運用状況

(1) 資産の構成（一般勘定）

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	6,215	1.8	7,804	2.2
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	1,911	0.5	1,991	0.6
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	593	0.2	247	0.1
有価証券	300,966	85.0	298,897	85.5
公社債	159,134	44.9	157,607	45.1
株式	36,967	10.4	33,959	9.7
外国証券	99,426	28.1	101,227	28.9
公社債	85,205	24.1	89,334	25.5
株式等	14,221	4.0	11,893	3.4
その他の証券	5,438	1.5	6,102	1.7
貸付金	25,623	7.2	23,482	6.7
保険約款貸付	3,583	1.0	3,404	1.0
一般貸付	22,039	6.2	20,077	5.7
不動産	11,092	3.1	11,177	3.2
うち投資用不動産	7,816	2.2	7,934	2.3
繰延税金資産	-	-	-	-
その他	7,753	2.2	6,101	1.7
貸倒引当金	△ 9	△ 0.0	△ 5	△ 0.0
合計	354,146	100.0	349,696	100.0
うち外貨建資産	89,381	25.2	91,312	26.1

（注） 「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

## (2) 資産運用収益（一般勘定）

（単位：億円、％）

区分	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）		当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	
	金額	占率	金額	占率
利息及び配当金等収入	8,360	76.1	8,051	73.0
預貯金利息	65	0.6	70	0.6
有価証券利息・配当金	6,958	63.4	6,694	60.7
貸付金利息	520	4.7	461	4.2
不動産賃貸料	713	6.5	731	6.6
その他利息配当金	102	0.9	92	0.8
商品有価証券運用益	-	-	-	-
金銭の信託運用益	92	0.8	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-	-	-
有価証券売却益	2,296	20.9	2,747	24.9
国債等債券売却益	1,343	12.2	1,290	11.7
株式等売却益	516	4.7	690	6.3
外国証券売却益	435	4.0	758	6.9
その他	0	0.0	7	0.1
有価証券償還益	216	2.0	203	1.8
金融派生商品収益	-	-	-	-
為替差益	-	-	-	-
貸倒引当金戻入額	2	0.0	3	0.0
投資損失引当金戻入額	-	-	-	-
その他運用収益	13	0.1	26	0.2
合計	10,981	100.0	11,032	100.0

## (3) 資産運用費用（一般勘定）

（単位：億円、％）

区分	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）		当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	
	金額	占率	金額	占率
支払利息	140	4.8	128	3.6
商品有価証券運用損	-	-	-	-
金銭の信託運用損	-	-	46	1.3
売買目的有価証券運用損	-	-	-	-
有価証券売却損	1,112	38.3	1,384	38.4
国債等債券売却損	47	1.6	86	2.4
株式等売却損	79	2.8	88	2.4
外国証券売却損	982	33.9	1,203	33.4
その他	2	0.1	6	0.2
有価証券評価損	8	0.3	78	2.2
国債等債券評価損	-	-	-	-
株式等評価損	7	0.3	75	2.1
外国証券評価損	0	0.0	3	0.1
その他	-	-	-	-
有価証券償還損	43	1.5	30	0.9
金融派生商品費用	327	11.3	482	13.4
為替差損	750	25.9	959	26.6
貸倒引当金繰入額	-	-	-	-
投資損失引当金繰入額	2	0.1	0	0.0
貸付金償却	0	0.0	0	0.0
賃貸用不動産等減価償却費	132	4.6	132	3.7
その他運用費用	385	13.3	363	10.1
合計	2,903	100.0	3,607	100.0

## (4) 資産運用に係わる諸効率（一般勘定）

## ① 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区分	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現預金・コールローン	△ 0.15	0.11
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	1.83	1.57
商品有価証券	-	-
金銭の信託	18.39	△ 5.66
有価証券	2.66	2.49
うち公社債	2.71	2.60
うち株式	6.28	7.49
うち外国証券	1.67	1.32
公社債	1.02	0.75
株式等	5.84	5.54
貸付金	2.01	1.90
うち一般貸付	1.61	1.48
不動産	4.17	4.39
一般勘定計	2.46	2.26
うち海外投融資	1.54	1.22

## ② 日々平均残高（一般勘定）

（単位：億円）

区分	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	6,141	7,694
	-	-
	-	-
	1,817	1,897
	-	-
	501	823
	271,579	271,337
	155,116	153,870
	17,903	16,441
	93,592	95,973
	81,119	84,608
	12,472	11,364
	26,135	24,652
	22,436	21,155
	7,820	7,804
	329,005	329,011
	101,136	104,208

(注) 1 「運用利回り」は、分母を帳簿価額ベースの「日々平均残高」、分子を「経常損益中の資産運用収益 - 資産運用費用」として算出しております。

2 「海外投融資」には、円貨建資産を含んでおります。

## ③ 売買目的有価証券の評価損益（一般勘定）

（単位：億円）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	593	12	247	△ 55
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	593	12	247	△ 55

④ 有価証券の時価情報（一般勘定）（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：億円）

区分	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損
前事業年度末(2018年3月31日)					
満期保有目的の債券	463	501	38	38	-
公社債	463	501	38	38	-
外国公社債	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	120,002	147,522	27,519	27,614	95
公社債	119,119	146,604	27,485	27,580	95
外国公社債	883	917	33	33	-
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-
その他有価証券	146,589	177,331	30,742	32,316	1,573
公社債	34,778	39,551	4,772	4,845	72
株式	16,383	36,452	20,159	20,458	298
外国証券	88,796	94,341	5,545	6,706	1,161
公社債	80,215	84,322	4,106	5,095	989
株式等	8,580	10,019	1,439	1,611	171
その他の証券	4,282	4,484	202	241	39
買入金銭債権	1,848	1,911	62	63	1
譲渡性預金	500	499	△ 0	-	0
合計	267,055	325,355	58,299	59,969	1,669
公社債	154,361	186,657	32,296	32,464	168
株式	16,383	36,542	20,159	20,458	298
外国証券	89,679	95,258	5,579	6,740	1,161
公社債	81,099	85,239	4,140	5,129	989
株式等	8,580	10,019	1,439	1,611	171
その他の証券	4,282	4,484	202	241	39
買入金銭債権	1,848	1,911	62	63	1
譲渡性預金	500	499	△ 0	-	0
当事業年度末(2019年3月31日)					
満期保有目的の債券	466	499	33	33	-
公社債	466	499	33	33	-
外国公社債	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	119,545	149,222	29,677	29,677	0
公社債	118,735	148,390	29,655	29,655	0
外国公社債	810	832	22	22	0
子会社・関連会社株式	3	3	0	0	-
その他有価証券	147,268	177,978	30,709	31,773	1,064
公社債	33,317	38,405	5,087	5,093	5
株式	15,586	33,500	17,913	18,425	512
外国証券	90,948	98,322	7,373	7,894	520
公社債	82,519	88,524	6,004	6,345	341
株式等	8,428	9,797	1,369	1,548	179
その他の証券	4,805	5,058	252	277	25
買入金銭債権	1,910	1,991	81	82	0
譲渡性預金	700	699	△ 0	-	0
合計	267,283	327,703	60,420	61,484	1,064
公社債	152,519	187,295	34,776	34,781	5
株式	15,586	33,500	17,913	18,425	512
外国証券	91,761	99,158	7,396	7,917	521
公社債	83,330	89,356	6,026	6,368	341
株式等	8,431	9,801	1,369	1,549	179
その他の証券	4,805	5,058	252	277	25
買入金銭債権	1,910	1,991	81	82	0
譲渡性預金	700	699	△ 0	-	0

（注） 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国公社債	-	-
その他	-	-
責任準備金対応債券	-	-
子会社・関連会社株式	749	703
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	127	49
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	-	-
その他	621	653
その他有価証券	4,858	2,925
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	297	409
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	4,229	2,125
非上場外国公社債	-	-
その他	332	390
合計	5,607	3,629

- (注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。  
 2 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外国証券の為替を評価した差損益は以下のとおりであります。  
 (前事業年度末：△27億円、当事業年度末：△33億円)

⑤ 金銭の信託の時価情報 (一般勘定)

(単位：億円)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
前事業年度末 (2018年3月31日)	593	593	13	92	79
当事業年度末 (2019年3月31日)	247	247	△ 51	41	93

- (注) 1 本表記載の時価相当額の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。  
 2 差損益には金銭の信託内で設定しているデリバティブ取引に係る差損益も含んでおります。



3. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：億円）

区分	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
基礎収益	35,531	34,481
保険料等収入	23,219	23,149
資産運用収益	9,124	8,656
うち利息及び配当金等収入	8,360	8,051
その他経常収益	3,186	2,674
その他基礎収益(a)	-	-
基礎費用	31,240	29,689
保険金等支払金	22,652	21,995
責任準備金等繰入額	773	82
資産運用費用	701	655
事業費	4,086	3,902
その他経常費用	3,024	3,051
その他基礎費用(b)	1	1
基礎利益(注) 1	A 4,290	4,791
キャピタル収益	2,389	2,748
金銭の信託運用益	92	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	2,296	2,747
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益(c)	1	1
キャピタル費用	2,199	2,951
金銭の信託運用損	-	46
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	1,112	1,384
有価証券評価損	8	78
金融派生商品費用	327	482
為替差損	750	959
その他キャピタル費用(d)	-	-
キャピタル損益(注) 1	B 190	△ 202
キャピタル損益含み基礎利益	A + B 4,480	4,589
臨時収益	0	986
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	0	0
その他臨時収益(注) 2	-	986
臨時費用	892	2,108
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	44	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	0	0
その他臨時費用(注) 3	847	2,108
臨時損益	C △ 892	△ 1,122
経常利益	A + B + C 3,588	3,466

(注) 1 前事業年度の開示から、マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額及び外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額に関して、経常利益の内訳の開示方法を変更しております。

(注) 2 その他臨時収益には、保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する個人保険・個人年金の責任準備金の金額（当事業年度：986億円）を記載しております。

(注) 3 その他臨時費用には、保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付したことによる個人保険・個人年金の再保険料（当事業年度：1,289億円）、投資損失引当金繰入額（前事業年度：2億円、当事業年度：0億円）及び保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた金額（前事業年度：845億円、当事業年度：818億円）の合計額を記載しております。

(参考)

その他基礎収益等の内訳

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他基礎収益(a)	-	-
マーケット・ヴァリュアー・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	-	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	-
その他基礎費用(b)	1	1
マーケット・ヴァリュアー・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	1	0
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	0	0
①基礎利益への影響額 (a)-(b)	△ 1	△ 1
その他キャピタル収益(c)	1	1
マーケット・ヴァリュアー・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	1	0
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	0	0
その他キャピタル費用(d)	-	-
マーケット・ヴァリュアー・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	-	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	-
②キャピタル損益への影響 (c)-(d)	1	1

#### 4. 債務者区分による債権の状況

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	0
危険債権	25	38
要管理債権	0	0
小計 ①	26	39
(対合計比)①/②	(0.06)	(0.09)
正常債権	42,620	45,636
合計 ②	42,647	45,675

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
- 3 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金であります。なお、3ヶ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く。）であります。
- 4 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

5. ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	63,282	63,979
資本金等* <sup>1</sup>	5,069	4,941
価格変動準備金	1,814	1,984
危険準備金	5,984	5,984
一般貸倒引当金	4	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	27,702	27,598
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	1,555	1,998
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,337	21,618
負債性資本調達手段等	7,592	7,592
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 8,161	△ 8,353
控除項目	△ 40	-
その他	423	613
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	14,351	13,180
保険リスク相当額 $R_1$	664	630
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	1,857	1,786
予定利率リスク相当額 $R_2$	2,136	2,025
最低保証リスク相当額 $R_7$ * <sup>2</sup>	30	30
資産運用リスク相当額 $R_3$	11,630	10,593
経営管理リスク相当額 $R_4$	326	301
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	881.8%	970.8%

\* 1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

\* 2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

(参考) 連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	62,517	63,186
資本金等*1	5,115	4,970
価格変動準備金	1,814	1,984
危険準備金	5,984	5,984
異常危険準備金	-	-
一般貸倒引当金	4	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	27,702	27,598
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	1,555	1,998
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△ 96	△ 129
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,337	21,618
負債性資本調達手段等	7,592	7,592
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 8,161	△ 8,353
控除項目	△ 755	△ 692
その他	423	613
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_5^2+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ (B)	14,139	12,969
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	664	630
一般保険リスク相当額 R <sub>5</sub>	-	-
巨大災害リスク相当額 R <sub>6</sub>	-	-
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	1,857	1,786
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R <sub>9</sub>	-	-
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	2,136	2,025
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub> *2	30	30
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	11,418	10,382
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	322	297
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	884.3%	974.4%

\*1 社外流出予定額及びその他の包括利益累計額等を除いております。

\*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

6. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額		金額	
個人変額保険	577		558	
個人変額年金保険	380		339	
団体年金保険	10,900		11,667	
特別勘定計	11,858		12,565	

(2) 個人変額保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	0	4	0	3
変額保険(終身型)	41	2,584	41	2,531
合計	41	2,588	41	2,534

(注) 保有契約高には定期保険特約部分を含んでおります。

② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	0	0.0	0	0.0
有価証券	547	94.9	510	91.5
公社債	147	25.6	152	27.3
株式	186	32.2	163	29.3
外国証券	213	37.0	194	34.9
公社債	56	9.8	46	8.2
株式等	156	27.2	148	26.6
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
その他	29	5.1	47	8.5
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	577	100.0	558	100.0

③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	8	9
有価証券売却益	50	51
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	80	53
為替差益	1	1
金融派生商品収益	0	0
その他の収益	0	0
有価証券売却損	12	22
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	77	84
為替差損	1	1
金融派生商品費用	0	0
その他の費用	0	0
収支差額	50	6

④ 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

・ 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	547	2	510	△ 31

・ 金銭の信託の時価情報

前事業年度末、当事業年度末ともに残高がないため、記載していません。

(3) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	10	509	9	375

(注) 保有契約高には年金支払開始後契約を含んでおります。

② 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	3	1.0	3	1.0
有価証券	359	94.7	317	93.6
公社債	73	19.5	77	23.0
株式	63	16.6	59	17.4
外国証券	34	9.2	30	9.0
公社債	13	3.6	9	2.8
株式等	21	5.6	20	6.2
その他の証券	188	49.5	149	44.2
貸付金	-	-	-	-
その他	16	4.2	18	5.5
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	380	100.0	339	100.0

③ 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	52	20
有価証券売却益	10	11
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	96	71
為替差益	0	0
金融派生商品収益	-	0
その他の収益	0	0
有価証券売却損	2	5
有価証券償還損	0	-
有価証券評価損	117	98
為替差損	0	0
金融派生商品費用	-	0
その他の費用	0	0
収支差額	40	△ 0

④ 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

・ 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	359	△ 20	317	△ 27

・ 金銭の信託の時価情報

前事業年度末、当事業年度末ともに残高がないため、記載しておりません。

## 7. 有価証券明細表（一般勘定）

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
国債	138,872	46.1	136,745	45.7
地方債	1,195	0.4	1,294	0.4
社債	19,066	6.3	19,567	6.5
うち公社・公団債	3,994	1.3	4,186	1.4
株式	36,967	12.3	33,959	11.4
外国証券	99,426	33.0	101,227	33.9
公社債	85,205	28.3	89,334	29.9
株式等	14,221	4.7	11,893	4.0
その他の証券	5,438	1.8	6,102	2.0
合計	300,966	100.0	298,897	100.0

## 8. 貸付金残存期間別残高（一般勘定）

（単位：億円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
前事業年度末 (2018年3月31日)							
変動金利	77	55	355	103	67	746	1,405
固定金利	3,217	2,820	3,849	3,509	3,451	3,785	20,634
一般貸付計	3,295	2,876	4,205	3,612	3,518	4,531	22,039
当事業年度末 (2019年3月31日)							
変動金利	4	91	204	70	26	871	1,269
固定金利	2,924	3,121	3,724	2,635	3,040	3,362	18,808
一般貸付計	2,928	3,212	3,929	2,706	3,066	4,234	20,077

## 9. 海外投融資明細表（一般勘定）

## ① 外貨建資産

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
公社債	76,700	70.3	81,326	74.7
株式	8,544	7.8	7,856	7.2
現預金・その他	4,135	3.8	2,129	2.0
小計	89,381	82.0	91,312	83.8

## ② 円貨額が確定した外貨建資産

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
公社債	-	-	-	-
現預金・その他	3,015	2.8	2,905	2.7
小計	3,015	2.8	2,905	2.7



③ 円貨建資産

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	365	0.3	299	0.3
公社債(円建外債)・その他	16,279	14.9	14,396	13.2
小計	16,644	15.3	14,695	13.5

④ 合計

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
海外投融资	109,041	100.0	108,913	100.0

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものであります。

(参考4) 第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

参考として、第一フロンティア生命保険株式会社の単体情報のうち、一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報を以下のとおり記載しております。

## 1. 主要業績

### (1) 保有契約高及び新契約高

#### ① 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)				当事業年度末 (2019年3月31日)			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	421	130.2	29,142	123.0	576	136.6	38,753	133.0
個人年金保険	844	112.0	47,043	105.2	950	112.6	49,952	106.2
団体保険	-	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

#### ② 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)					当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				
	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比
個人保険	115	7,807	7,807	-	207.6	169	11,518	11,518	-	147.5
個人年金保険	142	6,715	6,715	-	127.0	162	7,473	7,473	-	111.3
団体保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

### (2) 年換算保険料

#### ① 保有契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	前年度末比	当事業年度末 (2019年3月31日)	前年度末比
個人保険	2,315	125.1	3,160	136.5
個人年金保険	4,984	94.5	5,116	102.6
合計	7,300	102.4	8,276	113.4
うち医療保障・ 生前給付保障等	-	-	-	-

#### ② 新契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	前年度比	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年度比
個人保険	651	219.7	988	151.7
個人年金保険	1,282	88.8	1,075	83.8
合計	1,934	111.1	2,063	106.7
うち医療保障・ 生前給付保障等	-	-	-	-

(注) 「年換算保険料」とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 一般勘定資産の運用状況

(1) 資産の構成（一般勘定）

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,627	3.0	1,995	2.9
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	40	0.1	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	4,644	8.5	5,347	7.7
有価証券	47,015	86.1	60,824	87.3
公社債	12,109	22.2	13,561	19.5
株式	-	-	-	-
外国証券	32,915	60.3	45,380	65.1
公社債	32,851	60.2	45,302	65.0
株式等	63	0.1	77	0.1
その他の証券	1,990	3.6	1,883	2.7
貸付金	-	-	-	-
不動産	-	-	0	0.0
繰延税金資産	-	-	-	-
その他	1,274	2.3	1,507	2.2
貸倒引当金	△ 0	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
合計	54,601	100.0	69,675	100.0
うち外貨建資産	35,524	65.1	49,461	71.0

(2) 資産運用関係収益（一般勘定）

（単位：億円）

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	利息及び配当金等収入	1,191
預貯金利息	4	12
有価証券利息・配当金	1,183	1,529
貸付金利息	-	-
不動産賃貸料	-	-
その他利息配当金	3	2
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	42
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	49	15
国債等債券売却益	22	14
株式等売却益	-	-
外国証券売却益	27	0
その他	-	-
有価証券償還益	31	7
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
貸倒引当金戻入額	0	0
その他運用収益	-	0
合計	1,272	1,609

## (3) 資産運用関係費用（一般勘定）

（単位：億円）

区分	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	104	-
売買目的有価証券運用損	56	40
有価証券売却損	37	17
国債等債券売却損	0	0
株式等売却損	-	-
外国証券売却損	36	17
その他	-	-
有価証券評価損	-	-
国債等債券評価損	-	-
株式等評価損	-	-
外国証券評価損	-	-
その他	-	-
有価証券償還損	0	4
金融派生商品費用	60	0
為替差損	1,755	665
貸倒引当金繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	8	9
合計	2,023	739

## (4) 資産運用に係わる諸効率（一般勘定）

## ① 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区分	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
現預金・コールローン	△ 8.88	△ 1.79
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	0.86	0.88
商品有価証券	-	-
金銭の信託	△ 2.83	0.81
有価証券	△ 1.13	1.47
うち公社債	0.65	1.53
うち株式	-	-
うち外国証券	△ 2.00	1.45
貸付金	-	-
不動産	-	-
一般勘定計	△ 1.48	1.36
うち海外投融資	△ 2.43	1.26

（注）1 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りであります。

2 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計であります。

② 売買目的有価証券の評価損益（一般勘定）

（単位：億円）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	4,708	△ 161	5,425	1

（注） 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでおります。

③ 有価証券の時価情報（一般勘定）（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：億円）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)					当事業年度末 (2019年3月31日)				
	帳簿 価額	時価	差損益	うち 差益	うち 差損	帳簿 価額	時価	差損益	うち 差益	うち 差損
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	36,543	37,691	1,147	1,348	200	48,717	51,600	2,883	2,964	81
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	10,143	10,448	305	366	61	11,409	12,029	620	636	16
公社債	3,119	3,254	135	142	7	3,003	3,134	130	133	2
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	5,090	5,162	71	124	53	6,661	7,011	350	364	14
公社債	5,090	5,162	71	124	53	6,661	7,011	350	364	14
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,893	1,990	97	98	0	1,744	1,883	138	138	-
買入金銭債権	40	40	0	0	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	46,686	48,139	1,453	1,714	261	60,126	63,630	3,503	3,600	97
公社債	11,973	12,710	736	768	32	13,430	14,369	938	944	5
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	32,779	33,398	618	847	228	44,951	47,377	2,425	2,517	91
公社債	32,779	33,398	618	847	228	44,951	47,377	2,425	2,517	91
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,893	1,990	97	98	0	1,744	1,883	138	138	-
買入金銭債権	40	40	0	0	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注） 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額

該当事項はありません。

④ 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（単位：億円）

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)					当事業年度末 (2019年3月31日)				
	貸借対照 表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損	貸借対照 表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
金銭の信託	4,644	4,644	△ 104	38	142	5,347	5,347	42	110	68

（注） 1 本表記載の時価相当額の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

2 差損益には当期の損益に含まれた評価損益を記載しております。

3. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：億円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
基礎利益 A	684	489
キャピタル収益	2,008	937
金銭の信託運用益	-	42
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	49	15
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	1,959	880
キャピタル費用	2,014	941
金銭の信託運用損	104	-
売買目的有価証券運用損	56	40
有価証券売却損	37	17
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	115	0
為替差損	1,700	665
その他キャピタル費用	-	216
キャピタル損益 B	△ 5	△ 3
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	678	486
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	70	94
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	70	94
個別貸倒引当金繰入額	-	0
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	△ 70	△ 94
経常利益 A+B+C	608	391

（注）1 基礎利益には、次の金額が含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
マーケット・ヴァリュウ・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	△ 36	216
外貨建て保険契約に係る市場為替レートの影響額	△ 1,923	△ 880

2 その他キャピタル収益には、次の金額が含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
マーケット・ヴァリュウ・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	36	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レートの影響額	1,923	880

3 その他キャピタル費用には、次の金額が含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
外貨建て保険契約に係る市場為替レートの影響額	-	216

4 変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的としてデリバティブ取引（金銭の信託、外国証券（投

資信託)による運用を含む)を行っております。なお、金銭の信託運用損益、売買目的有価証券運用損益には当該取引によるものが含まれております。

- 5 当事業年度の開示から、デリバティブ取引のうち通貨スワップ取引の決済時に発生する収益又は費用を為替差益又は為替差損から、金融派生商品収益又は金融派生商品費用とする方法へ変更しております。この変更を反映させるため、前事業年度におけるキャピタル費用のうち為替差損としていた決済時に発生した収益55億円は、金融派生商品費用として組み替えております。

#### 4. 債務者区分による債権の状況

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
小計	-	-
(対合計比)	(-)	(-)
正常債権	1,702	1,616
合計	1,702	1,616

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
- 3 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金であります。なお、3ヶ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く。)であります。
- 4 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

#### 5. リスク管理債権の状況

該当事項はありません。

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	4,727	5,202
資本金等	1,300	1,500
価格変動準備金	143	198
危険準備金	1,219	1,314
一般貸倒引当金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	274	558
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,832	1,638
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	△ 44	△ 7
その他	-	-
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,645	2,052
保険リスク相当額 $R_1$	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	-	-
予定利率リスク相当額 $R_2$	396	592
最低保証リスク相当額 $R_7$	191	129
資産運用リスク相当額 $R_3$	1,009	1,270
経営管理リスク相当額 $R_4$	47	59
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	574.5%	506.9%

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

2 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しております。

7. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
	金額	金額
個人変額保険	569	493
個人変額年金保険	20,178	17,385
団体年金保険	-	-
特別勘定計	20,748	17,878

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	-	-	-	-
変額保険(終身型)	54	4,413	53	4,366
合計	54	4,413	53	4,366

(注) 個人変額保険の保有契約高には、一般勘定で運用されるものを含んでおります。



② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	3	0.6	1	0.3
有価証券	566	99.3	491	99.6
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-
その他の証券	566	99.3	491	99.6
貸付金	-	-	-	-
その他	0	0.0	0	0.1
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	569	100.0	493	100.0

③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	122	8
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	48	△ 63
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	-	-
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	0	0
収支差額	171	△ 55

## (3) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

## ① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	624	36,635	599	34,010

- (注) 1 個人変額年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。  
2 個人変額年金保険の保有契約高には、一般勘定で運用されるものを含んでおります。

## ② 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	88	0.4	102	0.6
有価証券	20,071	99.5	17,264	99.3
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	136	0.7	127	0.7
公社債	-	-	-	-
株式等	136	0.7	127	0.7
その他の証券	19,934	98.8	17,136	98.6
貸付金	-	-	-	-
その他	17	0.1	18	0.1
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	20,178	100.0	17,385	100.0

## ③ 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	439	1,034
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	139	△ 970
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	-	-
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	8	13
収支差額	571	50

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社の連結子会社であるProtective Life Corporation（以下、「プロテクティブ社」という。）は、2019年1月23日（現地時間）付で、米国コロラド州のGreat-West Life & Annuity Insurance Company（以下、「グレートウェスト社」という。）が保有する個人保険・年金の既契約ブロック等を再保険形式で買収することを決定し、買収契約を締結しました。

当該買収の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| ① 名称     | Protective Life Corporation          |
| ② 住所     | 米国アラバマ州バーミングハム                       |
| ③ 代表者の氏名 | President and CEO, Richard J. Bielen |

(2) 当該既契約ブロックの買収先の名称、住所、代表者の氏名、総資産、純資産及び事業の内容

- |          |  |
|----------|--|
| ① 名称     | Great-West Life & Annuity Insurance Company      |
| ② 住所     | 米国コロラド州グリーンウッドビレッジ                               |
| ③ 代表者の氏名 | President, CEO & Director, Robert Lloyd Reynolds |
| ④ 総資産    | 62,461百万米ドル（2017年12月末時点）                         |
| ⑤ 純資産    | 2,450百万米ドル（2017年12月末時点）                          |
| ⑥ 事業の内容  | 傘下の生命保険会社等を通じた保険事業                               |

(3) 当該既契約ブロックの買収の目的

プロテクティブ社は、2015年2月に当社グループの一員となって以降、生命保険事業、個人年金事業等のリテール事業による資本創出とそれを活用した買収事業による事業規模拡大のサイクルを通じ、北米における一層の成長と当社グループ利益への貢献に取り組んでおります。今回のグレートウェスト社からの個人保険・年金既契約ブロック等の取得は、かかる買収事業の一環として、プロテクティブ社の更なる収益拡大等を目的に実施するものであります。

(4) 当該既契約ブロックの買収契約の内容

① 買収対象となる既契約ブロックの内容

a 買収対象

グレートウェスト社、及びそのグループ会社（Great-West Life & Annuity Insurance Company of New York, The Great-West Life Assurance Company米国支店, The Canada Life Assurance Company Inc. 米国支店）が保有する個人保険・年金・団体保険の既契約ブロック

b 契約件数

約24万件（2018年9月末時点）

c 責任準備金額

約200億米ドル（2018年9月末時点、米国家定会計基準ベース）

② 取得価額（注）

約12億米ドル（約1,300億円） ※ 1米ドル=110.00円

（注）取得価額は総投資金額（概算）を記載しております。総投資金額とは、既契約ブロック取得の対価として相手先に支払う買収価格、責任準備金の積立に係る必要資本額等の合計額であります。

③ 日程

2019年1月23日 買収契約締結

2019年6月3日 買収手続完了

## 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、主として国内生命保険事業において、投資用不動産の新設・建替、営業用不動産の新設・建替、システム開発・保守等を行いました。

当連結会計年度の設備投資の総額は929億円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資の金額 (億円)
国内生命保険事業	823
海外保険事業	105
その他事業	0
合計	929

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

該当事項はありません。

### (2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	主な事業所名(注)2 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容 (注)3	帳簿価額(億円)(注)4				従業員数(名) 上段:内勤職 下段:営業職
				建物及び 構築物 (注)5	土地 (面積千㎡) [借地面積千㎡] (注)6	その他 (注)7	合計	
第一生命保険 株式会社	本社 (東京都千代田区)	国内生命 保険事業	投資用	24	92 (0)	-	117	1,847 388
			営業用	250	718 (4)	51	1,019	
	北海道 札幌総合支社 (北海道札幌市中央区) 他30物件	国内生命 保険事業	投資用	30	54 (8) [0]	-	85	346 2,210
			営業用	20	23 (14) [0]	-	44	
	東北 仙台総合支社 (宮城県仙台市青葉区) 他43物件	国内生命 保険事業	投資用	74	164 (14)	-	238	411 3,074
			営業用	25	38 (19)	-	63	
	関東 横浜総合支社 (神奈川県横浜市神奈川区) 他288物件	国内生命 保険事業	投資用	1,629	4,110 (304) [6]	-	5,739	4,368 14,505
			営業用	433	1,122 (198) [2]	0	1,557	
	中部 中京総合支社 (愛知県名古屋市中区) 他113物件	国内生命 保険事業	投資用	222	313 (36) [5]	-	535	1,307 8,853
			営業用	83	111 (48) [0]	-	195	
	近畿 神戸総合支社 (兵庫県神戸市中央区) 他90物件	国内生命 保険事業	投資用	193	447 (22) [3]	-	641	1,347 5,965
			営業用	68	131 (35) [0]	-	200	
	中国 広島総合支社 (広島県広島市南区) 他34物件	国内生命 保険事業	投資用	41	51 (7)	-	93	350 2,456
			営業用	18	27 (14)	-	46	
	四国 東四国支社 (香川県高松市寿町) 他11物件	国内生命 保険事業	投資用	20	33 (3)	-	53	191 1,224
			営業用	10	16 (4)	-	27	
	九州 長崎支社 (長崎県長崎市西坂町) 他97物件	国内生命 保険事業	投資用	133	295 (54) [9]	0	429	852 5,590
			営業用	50	90 (43) [0]	0	141	

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 主な事業所名には地域毎の営業拠点名を記載しております。

3 営業用と同一の不動産において賃貸している部分を投資用として記載しております。

4 帳簿価額の営業用と投資用の区分については、賃貸している建物の床面積と営業用の建物の床面積との比率により按分しております。

- 5 賃借している建物への内部造作は少額であるため、一括して本社に計上しております。
- 6 賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。なお、当社は不動産に係る賃借料として、104億円（うち土地13億円、建物91億円）を支払っております。
- 7 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産22億円、建設仮勘定1億円、その他の有形固定資産28億円であります。なお、その他の有形固定資産の主なものは什器等であり、各事業所で使用する什器等は少額であるため、一括して本社に計上しております。

(3) 在外子会社

連結財務諸表における海外子会社の設備の割合が僅少であるため、記載を省略しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設の計画

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
第一生命保険 株式会社	虎ノ門二丁目地区 第一種市街地再開発事業 (保留床) (東京都港区)	—	賃貸用 オフィス	自己 資金	2019年 3月	2023年 11月

(注) 投資予定額については、契約相手方との取決めにより開示を控えさせていただきます。  
また、単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等の計画

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
甲種類株式	100,000,000
計	4,000,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式と甲種類株式をあわせて4,000,000,000株であります。

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,198,208,200	1,198,208,200	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない、当社 にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)
計	1,198,208,200	1,198,208,200	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

###### a 第一生命保険株式会社第1回新株予約権

2011年7月29日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役10名(社外取締役を除く。)、当社執行役員16名)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数	546個(注)1	498個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 54,600株(注)1、2、6	当社普通株式 49,800株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付 を受けることができる株式1株当たりの 財産の価額(以下、「行使価額」とい う。)を1円とし、これに各新株予約権 の目的である株式の数(以下、「付与株 式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2011年8月17日から 2041年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり886円 資本組入額 1株当たり443円 (注)6	同左(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、7	(注)3、7
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得について は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	(注)4



- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。  
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社が新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- なお、本注記における調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
- 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
- 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行行使することはできない。
- その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。  
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行行使することができる期間  
交付される新株予約権を行行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

5 新株予約権の取得事由

- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2013年5月15日開催の取締役会決議及び2013年6月24日開催の第3期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合をもって分割している。また、普通株式の単元株式数は1株から100株に変更となっている。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 7 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

b 第一生命保険株式会社第2回新株予約権

2012年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員16名)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数	1,260個(注)1	1,172個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 126,000株(注)1、2、6	当社普通株式 117,200株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2012年8月17日から 2042年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり767円 資本組入額 1株当たり384円 (注)6	同左(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、7	(注)3、7
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。  
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
 また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。  
 なお、本注記における調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2013年5月15日開催の取締役会決議及び2013年6月24日開催の第3期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合をもって分割している。また、普通株式の単元株式数は1株から100株に変更となっている。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 7 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

c 第一生命保険株式会社第3回新株予約権

2013年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員17名)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数	921個(注)1	869個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 92,100株(注)1、2、6	当社普通株式 86,900株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月17日から 2043年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,301円 資本組入額 1株当たり651円 (注)6	同左(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、7	(注)3、7
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。  
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2013年5月15日開催の取締役会決議及び2013年6月24日開催の第3期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合をもって分割している。また、普通株式の単元株式数は1株から100株に変更となっている。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 7 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

d 第一生命保険株式会社第4回新株予約権

2014年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員17名)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数	992個(注)1	932個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 99,200株(注)1、2	当社普通株式 93,200株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月19日から 2044年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,367円 資本組入額 1株当たり684円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。  
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。



e 第一生命保険株式会社第5回新株予約権

2015年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員18名)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数	771個(注)1	737個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 77,100株(注)1、2	当社普通株式 73,700株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月18日から 2045年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,319円 資本組入額 1株当たり1,160円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。  
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

f 第一生命ホールディングス株式会社第1回新株予約権

2016年10月1日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役10名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、当社執行役員15名、子会社の取締役等38名)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数	2,071個(注)1	1,976個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 207,100株(注)1、2	当社普通株式 197,600株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月19日から 2046年10月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,345円 資本組入額 1株当たり673円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
 また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

g 第一生命ホールディングス株式会社第2回新株予約権

2017年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役6名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、当社執行役員15名、子会社の取締役等37名)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数	1,948個(注)1	1,857個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 194,800株(注)1、2	当社普通株式 185,700株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2017年8月25日から 2047年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,569円 資本組入額 1株当たり785円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
 また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

5 新株予約権の取得事由

- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
  - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
- ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年6月25日 (注) 1	78,700	1,000,138,700	37	210,262	37	210,262
2014年7月23日 (注) 2	184,900,000	1,185,038,700	124,178	334,440	124,178	334,440
2014年8月19日 (注) 3	12,900,000	1,197,938,700	8,663	343,104	8,663	343,104
2015年4月1日 (注) 1	84,300	1,198,023,000	42	343,146	42	343,146
2018年7月24日 (注) 4	185,200	1,198,208,200	180	343,326	180	343,326

(注) 1 新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加であります。

## 2 有償一般募集

発行価格 1,401.00円

発行価額 1,343.20円

資本組入額 671.60円

## 3 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 1,343.20円

資本組入額 671.60円

割当先 野村證券株式会社

## 4 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格 1,946.00円

資本組入額 973.00円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 6名

当社執行役員 15名

第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 11名

第一生命保険株式会社執行役員 23名

第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 3名

ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名

## (5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	116	53	22,614	844	225	736,778	760,630	—
所有株式数(単元)	—	3,587,643	537,592	736,959	4,913,155	1,194	2,205,252	11,981,795	28,700
所有株式数の割合(%)	—	29.942	4.486	6.150	41.005	0.009	18.405	100.00	—

## (6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U. K. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	70,960,743	6.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	58,907,300	5.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	58,272,000	5.06
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	45,000,000	3.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	21,896,300	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	20,857,200	1.81
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号)	19,083,804	1.65
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	17,161,000	1.49
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	16,983,192	1.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	16,684,652	1.45
計	—	345,806,191	30.07

(注) 1 当社の自己株式(48,488,725株)は、上記大株主の状況には含めておりません。



- 2 2019年5月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティエディーが2019年4月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は、2019年1月8日付で公衆の縦覧に供されている同社の大量保有報告書（変更報告書）の記載及び当社の自己株式の取得に伴い、当社が主要株主に該当すると判断し、2019年1月10日付で臨時報告書（主要株主の異動）を提出しております。

なお、2019年5月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティー イー エルティエディー	260 オーチャードロード #12-06 ザ ヒーレン シンガポール 238855	117,040,500	9.77
計	—	117,040,500	9.77

- 3 2017年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるみずほ証券 株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が2017年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	45,000,000	3.76
みずほ証券 株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,959,522	0.33
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	6,300,900	0.53
アセットマネジメントOne株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	42,733,600	3.57
計	—	97,994,022	8.18

- 4 2019年5月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びにその共同保有者であるブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・カナダ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．及びブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッドが、2019年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	16,936,100	1.41
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡 ウィルミントン オレンジストリート 1209 ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付（郵便番号 19801）	1,292,700	0.11
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州 ニューヨークイースト52ストリート 55	1,950,300	0.16
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,659,917	0.14
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,572,600	0.13
ブラックロック・アセット・マネジメント・カナダ・リミテッド	カナダ国 オンタリオ州 トロント市 ベイ・ストリート 161、2500号	1,211,900	0.10
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	4,739,099	0.40
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	16,181,552	1.35
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	22,304,815	1.86
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	4,561,147	0.38
計	—	72,410,130	6.04

- 5 2017年12月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2017年12月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,000,000	0.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,195,000	3.10
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	5,252,400	0.44
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	9,991,500	0.83
計	—	63,438,900	5.30

- 6 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	43,895,200	3.66
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	16,747,100	1.40
計	—	60,642,300	5.06

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 48,488,700	—	権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,690,800	11,496,908	同上
単元未満株式	普通株式 28,700	—	—
発行済株式総数	1,198,208,200	—	—
総株主の議決権	—	11,496,908	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式4,161,700株(議決権41,617個)が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町 一丁目13番1号	48,488,700	—	48,488,700	4.04
計	—	48,488,700	—	48,488,700	4.04

(注) 上記の他に、当連結会計年度の連結財務諸表及び当会計年度の財務諸表において自己株式として認識している当社株式が4,161,700株あります。これは、「① 発行済株式」に記載の信託口については、経済的事態を重視し、当社と一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

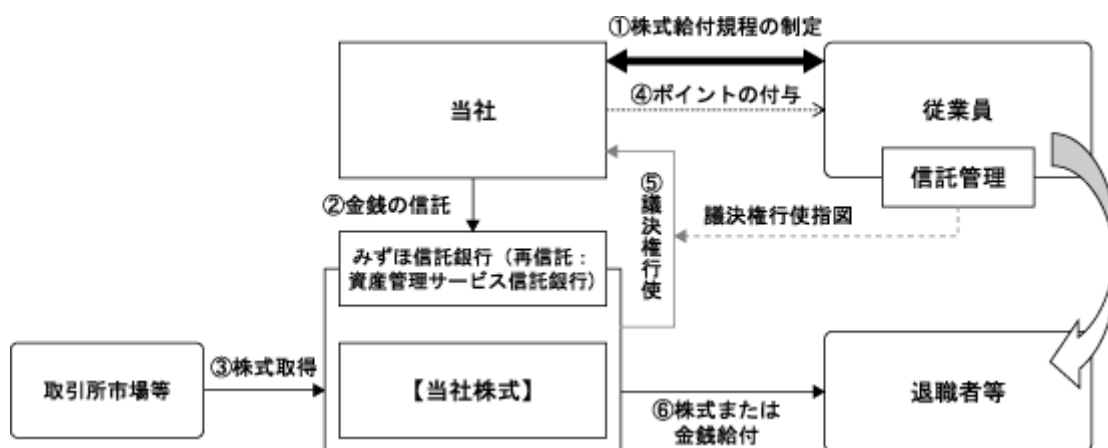
(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2010年10月29日開催の取締役会において、従業員（管理職）に対して自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することにつき決議いたしました。また、2018年4月1日より、本制度の対象者に非管理職及びスタッフ社員・嘱託従業員等を追加することいたしました。

本制度は、予め当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」という。）に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものいたします。

本制度の仕組みは、以下のとおりであります。



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定いたします。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行）（以下、「信託銀行」という。）に金銭を信託（他益信託）いたします。
- ③ 受託者は、信託された金銭により、当社の株式を取得いたします。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、成果に応じて「ポイント」を付与いたします。
- ⑤ 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使いたします。
- ⑥ 従業員は、受託者から、従業員の退職日に上記により付与された「ポイント」に相当する当社の株式の給付を受けます。

本信託の概要は、以下のとおりであります。

名称	株式給付信託（J-ESOP）
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	「株式給付規程」の定めにより財産の給付を受ける権利が確定した者（信託設定時において受益者は不存在であります。）
信託契約日	2010年12月13日
制度開始日	2011年7月31日

なお、従業員に給付する予定の株式の総数は456万株であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年5月15日)での決議状況 (取得期間2018年5月16日～2019年3月31日)	39,000,000	39,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	19,678,200	38,999,913,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	19,321,800	86,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	49.54	0.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	49.54	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月15日)での決議状況 (取得期間2019年5月16日～2020年3月31日)	28,000,000	28,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	1,691,100	2,699,781,400
提出日現在の未行使割合(%)	93.96	90.35

(注) 当社取締役会において、自己株式の取得方法は信託方式による市場買付とすることを決議しております。  
また、当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含めておりません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	150	320,176
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の権利行使）	150,100	291,420,750	46,800	73,125,000
その他（単元未満株式の買増請求による売渡）	25	52,787	—	—
保有自己株式数	48,488,725	—	50,133,025	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数及び単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表及び当会計年度の財務諸表において自己株式として認識している当社株式が4,161,700株あります。これは、前記「1 株式等の状況 (7) 議決権の状況 ① 発行済株式」に記載の信託口については、経済的実態を重視し、当社と一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。



### 3 【配当政策】

当社グループは、将来の事業環境の変化に備えるための財務健全性の維持や成長投資に必要な内部留保の確保、株主に対する資本コストを意識した適切な利益還元、それぞれのバランスを考慮し、企業価値の向上に努めていくことを基本方針としております。

株主還元は安定的な株主配当を基本とし、2018-20年度中期経営計画「CONNECT 2020」の期間におきましては、グループ修正利益（※1）に対する総還元性向（※2）40%を目処としつつ、利益成長に伴う株主還元の充実を図ります。毎期の株主配当については、当社グループの業績動向、市場環境、規制動向等を総合的に勘案し決定してまいります。自己株式取得については、業績動向、資本の状況等を勘案しつつ実施を検討してまいります。

なお、毎期の配当については、会社法第454条第5項に定める取締役会決議による中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、年間連結業績等を見極めた上で、毎年3月31日を基準日として株主総会決議による年1回の配当を行うことを予定しております。

- (※1) グループ修正利益とは、当社独自の指標であり、グループ各社の修正利益を合計したものであります。各社の修正利益は、国内生命保険会社については、純利益に「負債性内部留保（※3）の繰入額のうち法定繰入額を超過して繰り入れた額（税引後）」を加算し、実質的でない会計上の評価損益である「定額保険の市場価格調整に係る損益（※4）（税引後）」を除外することにより算出いたします。また、連結会計上発生するのれん償却や子会社等の組織変更時の持分変動損益等も除外されます。
- (※2) 総還元性向 = (株主配当総額 + 自己株式取得総額) / グループ修正利益
- (※3) 保険引受け等のリスクに備える「危険準備金」や資産の価格下落に備える「価格変動準備金」
- (※4) 市場価格調整とは、保険契約において、市中金利の変動による運用資産の価格変動を解約返戻金に反映させる機能のことです。市場価格調整に係る損益とは、会計上の負債である解約返戻金の変動が、責任準備金の繰入れ／戻入れとして損益計算書に反映される一方で、実際の運用資産の価格（含み損益）は変動しているにもかかわらず損益計算書には反映されないことにより発生する損益であります。あくまでも会計上の一時的な評価により発生する損益であり、キャッシュフローを伴う実質的な損益ではありません。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当につきましては、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月21日 定時株主総会決議	66,683	58

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① 基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制の採用理由

当社では、監査等委員会の設置に加え、社外取締役の選任、執行役員制度の導入及び任意の委員会の設置等により、社外の視点も踏まえた実効的なコーポレートガバナンス体制を構築しております。

##### a 取締役会

当社は取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により取締役会を構成し、取締役数は16名（うち女性2名）となっております。経営監督機能の一層の強化を図るとともに、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、業務執行から独立した立場である社外取締役を7名選任しております。なお、取締役会は定期的に開催することとし、必要に応じて、臨時に開催することとしております。

また、取締役会は、意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性及び決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示しております。

##### b 監査等委員会

当社は監査等委員会において取締役の職務の執行（子会社等の経営管理その他の業務）について、実効性の確認及び評価を行い、適法性・妥当性の監査を行います。そのために、経営の方針及び事業の計画並びにそれらの遂行状況の適切性・妥当性、グループの内部統制システムの構築及び運用状況の適切性・妥当性などについて確認を行います。実効性の確認・評価等を行うために、内部監査・内部統制部門に対する報告の指示、重要な会議への出席、取締役及び使用人等への意見聴取、重要な書類の閲覧等を行うなど、必要な情報を収集いたします。

また、監査等委員会は、取締役等の選任及び報酬に関する意見を述べることを通じて、取締役会の監督機能を担います。当該意見の形成に際しては、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の審議状況が適切であるかを確認いたします。

当社の監査等委員会は取締役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の構成については下表のとおりであります。当該社外取締役3名については、定款に基づき責任限定契約を締結しております。監査等委員である取締役には、その役割・責務を実効的に果たすために適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しています。また、常勤の監査等委員のうち1名及び監査等委員である社外取締役のうち1名は財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。また、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年としております。監査等委員会は、原則毎月開催し、必要に応じて、臨時に開催することとしております。なお、当社は商品特性・規制・会計面等で独自性が高い生命保険事業を営む子会社等の経営管理を主要業務としていることから、そのガバナンスに係る監査等を実効的・効率的に行うため、生命保険事業に係る知見を有し、常勤の監査等委員として日常から当該業務に従事する社内取締役を委員長として選定しております。監査等委員を補助すべき使用人を「監査等委員会室」に配置し、当該使用人の人事異動及び評価等に関しては監査等委員と協議を行う等、取締役からの独立性を確保しております。

役名	氏名
取締役（上席常勤監査等委員）	長濱 守信
取締役（常勤監査等委員）	近藤 総一
取締役（監査等委員）	佐藤 りえ子（注）
取締役（監査等委員）	朱 殷卿（注）
取締役（監査等委員）	増田 宏一（注）

（注）社外取締役であります。

c 業務執行

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行しております。執行役員数は20名（うち取締役との重任4名、女性1名）となっており、社長及び社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項及び重要な業務執行の審議を行っております。

d 指名、報酬決定

経営の透明性を一層高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、会長、社長及び社外取締役等で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しており、指名諮問委員会において取締役選任候補者の適格性の確認を行うとともに、報酬諮問委員会において取締役、執行役員の報酬制度等について審議しております。各委員会の構成については下表のとおりであります。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とすることとしております。

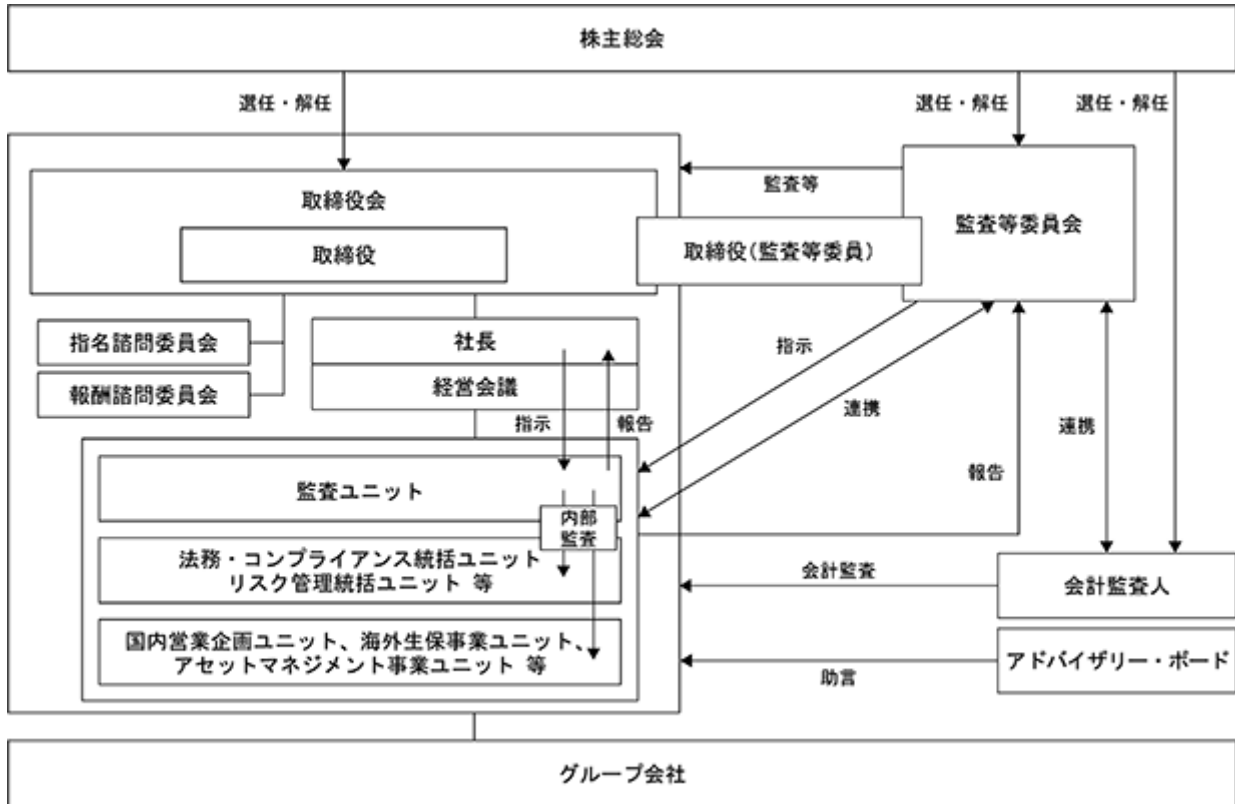
指名諮問委員会		報酬諮問委員会	
役名	氏名	役名	氏名
取締役	前田 幸一（注）	取締役	前田 幸一（注）
取締役	ジョージ・オルコット	取締役	新貝 康司
取締役	井上 由里子	取締役（監査等委員）	朱 殷卿
取締役（監査等委員）	佐藤 りえ子	取締役（監査等委員）	増田 宏一
代表取締役会長	渡邊 光一郎	代表取締役会長	渡邊 光一郎
代表取締役社長	稲垣 精二	代表取締役社長	稲垣 精二

（注）指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の議長であります。

e アドバイザリー・ボード

経営事項全般に関して社外の有識者より中長期的な視点に基づき幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に、アドバイザリー・ボードを設置しております。

[コーポレート・ガバナンス体制図（本書提出日現在）]



### ③ 内部統制システムの整備状況

当社は、「グループ内部統制基本方針」を制定し、グループの業務の健全性・適正の確保及び企業価値の維持と創造を図るにあたっての、内部統制体制の整備及び運営に関する基本的な事項について定めております。

加えて当社では、内部統制の実効性を高めるため「内部統制セルフ・アセスメント（CSA：Control Self Assessment）」を実施しております。「内部統制セルフ・アセスメント」では、業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合の影響や損失の大きさなどの視点でその重要性を評価し、更にリスクの抑制や業務改善を図り、適正な業務運営を推進しております。

#### 「グループ内部統制基本方針」（主要項目）

##### 1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループ会社の事業特性・規模・グループにおける経営戦略上の重要性等に応じて、原則として経営管理規程に定める管理区分に基づいたグループ会社の経営管理を行う。
- (2) グループの内部統制体制の整備および運営を行うに当たっての重要な事項に関する基本方針等を定め、グループ会社に周知するとともに、グループ会社に事業特性等に応じた基本方針等を整備させる。
- (3) グループ全体に影響を与える事項に関して、当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループ内の取引等および提携業務等の管理に関する基本方針を定め、グループ内の取引等および提携業務等の管理体制を整備する。

##### 2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
- (2) グループのコンプライアンス基本方針を定め、グループコンプライアンス体制を整備する。
- (3) グループ会社に対し、適切なコンプライアンス体制を整備させるとともに、コンプライアンス体制や不祥事件等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループのコンプライアンス推進状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- (5) グループの利益相反管理基本方針を定め、利益相反取引の管理を適切に行うための体制を整備する。
- (6) グループの情報資産保護管理基本方針を定め、情報資産の管理を適切に行うための体制を整備する。
- (7) グループの反社会的勢力対応に関する統括部署を設置する。
- (8) グループの反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応する。

##### 3. リスク管理に関する体制

当社は、グループのリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループリスク管理に関する統括部署を設置し、グループにおける各リスクについて統合的に管理する。
- (2) グループのリスク管理基本方針を定め、グループリスク管理体制を整備する。
- (3) グループ会社に対し、適切なリスク管理体制を整備させるとともに、リスク管理体制やリスク事象等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループのリスク管理状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- (5) グループの危機管理基本方針を定め、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に備えるための体制を整備する。

4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われることを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループ中期経営計画の策定・評価等を適切に行う。
- (2) グループ会社において、組織ならびに取締役、執行役員および使用人の業務分担および職務責任権限の設定、ITの利用・統制等を適切に行わせる。
- (3) 経営会議を設置し、グループに関する重要な業務の執行および経営上の重要事項を審議する。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制整備および運営を行う。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、重要な会議の議事録および決裁書等の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報、ならびにその他重要な情報を保存および管理する方法を定め、必要な体制を整備する。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、グループ会社の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立した、グループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備する。

8. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

- (1) 監査等委員会を補助すべき取締役および使用人に係る体制を以下のとおり整備する。

ア. 「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき使用人を配置する。

イ. 当該使用人の人事異動および評価等に関しては、監査等委員会と協議する等、取締役からの独立性を確保する。

ウ. 当該使用人は、監査等委員会の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

- (2) 監査等委員会への報告体制を以下のとおり整備する。

ア. 取締役、執行役員および使用人は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

イ. グループ会社において法令・定款等に違反する行為、当該グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から報告を受けた者は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

ウ. 当社は、監査等委員会に対してア. またはイ. の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(3) その他監査等委員会が定める「監査等基本方針」「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を、監査等委員会の求めに応じて以下のとおり整備する。

ア. 取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が内部監査部門・内部統制部門ならびにグループ会社の監査役等および内部監査部門・内部統制部門と緊密な連携を確保する体制を整備する。

イ. 取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における取締役会その他の重要な会議に、監査等委員が出席し、意見を述べることができる体制を整備する。

ウ. 取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った決裁書等について、閲覧できる体制を整備する。

エ. 取締役、執行役員および使用人は、業務執行に関する事項の報告を行うとともに、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から監査等委員会への報告が適切に行われる体制を整備する。

オ. 当社は、監査等委員が職務の実施のために要する所定の費用等を請求する場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

④ リスク管理体制の整備状況

a 基本認識

当社グループでは、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、グループにおける様々なリスクについての把握・評価と各リスクの特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしております。更に、それらのリスク量と自己資本等の財務基盤をグループ全体で管理し、健全性向上に努めております。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機や大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しております。

b リスク管理に関する方針・規程等

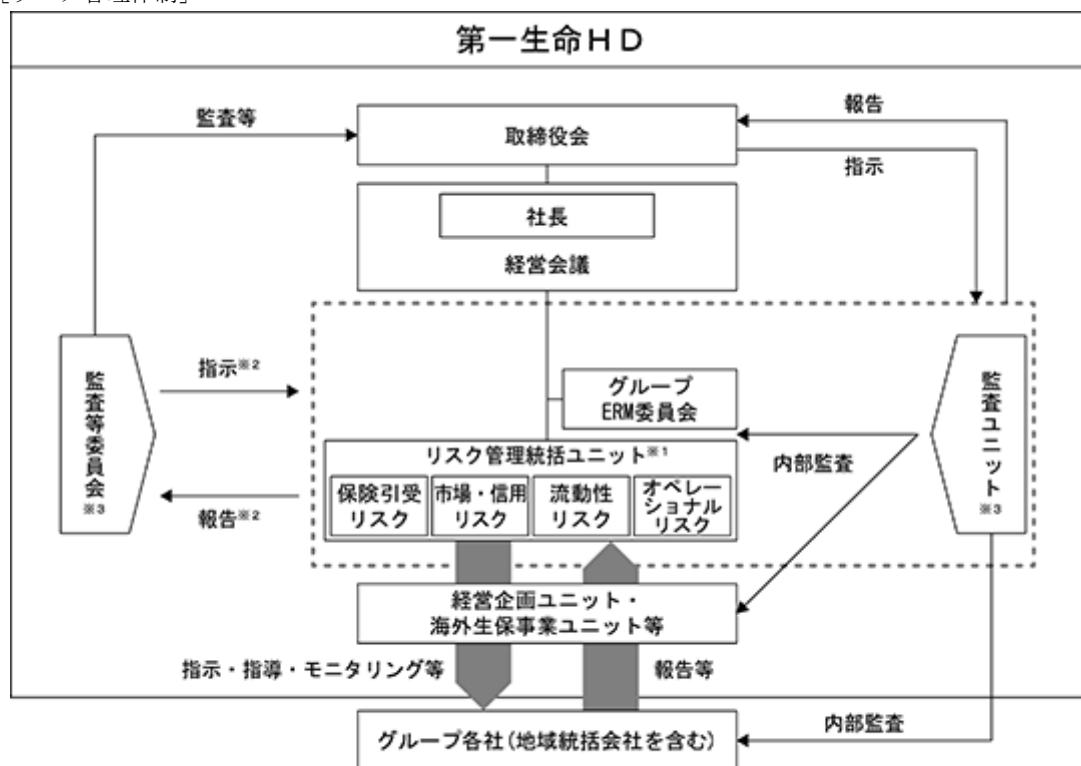
当社では、まず「グループ内部統制基本方針」のなかで、グループリスク管理に関する体制の整備及び運営に関する基本的な事項について定めております。この基本方針の下、リスクごとの管理のプロセス等グループリスク管理に関する基本的な事項を「グループリスク管理基本方針」で、また、より詳細な管理方法を含むグループリスク管理を行うにあたっての具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループリスク管理規程」でそれぞれ定めております。

c リスク管理に関する組織体制

グループの健全性及び業務の適正性の確保に向け、グループリスク管理基本方針に基づき、リスク管理統括ユニットがグループリスク管理態勢の整備及び運営を推進しております。更に、グループ全体のリスク管理状況及び健全性の状況については、リスク管理統括ユニットが中心となってモニタリング・コントロールを実施するとともに、グループリスク管理態勢の強化を推進しております。

また、グループERM委員会を設置、定期的開催し、リスク管理方針の策定とその遵守状況の確認、リスク管理態勢の高度化に向けた検討等を行う体制としております。こうしたリスク管理体制の有効性・適切性は監査ユニットが検証しております。更に監査等委員会は、経営層をはじめとし、グループ全体のリスク管理全般を対象に監査を実施しております。

[リスク管理体制]



※1 必要に応じて他ユニットと連携  
 ※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す  
 ※3 監査等委員会と監査ユニットは連携



#### d ERMの推進

当社グループは、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策等を策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM：Enterprise Risk Management）を推進しております。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策等を策定する際に、リスク管理統括ユニットがその妥当性を検証する他、リスク許容度を設定・管理すること等により、リスクの所在、種類及び特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、グループリスク管理の高度化を推進しております。

当社グループでは、経済価値ベース、会計ベース及び規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本等と対比すること等により、健全性をコントロールしております。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるエンベディッド・バリューと整合的なリスクの評価方法を採用しております。

また、モデルによるリスクの計量化ではとらえきれない事象を認識・把握する際は、金融市場の混乱や大規模災害等の過去の出来事や、将来見通し等に基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施しております。その上で、健全性に与える影響を分析し、結果を取締役会・経営会議等に報告するとともに、必要に応じて市場環境等の確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施しております。

### ⑤ コンプライアンス態勢の整備状況

#### a リスクベースでのコンプライアンス管理

当社では、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、社会環境の変化等に応じて、コンプライアンスに関わる重要なリスクや潜在的な問題を的確に把握し、リスクベースでの適切な管理態勢を整備しております。

法務・コンプライアンス統括ユニットがグループコンプライアンスに関する事項を統括する体制とし、同ユニットは、グループとして重点的に取り組む課題を設定して、各社のコンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、発生した問題事象等について、その重要性に応じて、取締役会、社長、経営会議、監査等委員会等に報告する態勢を整備しております。

更に、グループコンプライアンスに関する態勢整備及び推進に関する重要事項の協議を行う機関として、グループコンプライアンス委員会を設置し、経営層を主体としたPDCAを実践できる体制としております。

加えて、グループ各社のコンプライアンス担当者が参画し、グループとして解決すべき課題について協議する枠組みとして、GITF（グループ・イニシアティブ・タスクフォース）を設置しております。

#### b 方針・規程等の体系

当社では、「グループ内部統制基本方針」に基づき、グループのコンプライアンス推進にあたっての考え方の基本的な事項を「グループコンプライアンス基本方針」に、より詳細な各種運営に係る事項を「グループコンプライアンス規程」にそれぞれ定めております。また、情報資産保護について、基本的な考え方を「グループ情報資産保護管理基本方針」に、より具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループ情報資産保護管理規程」に、それぞれ定め、更に、巧妙化するサイバー攻撃に対し、「グループサイバーインシデント対応規程」を定めております。

c グループ各社の態勢高度化に向けた取組み

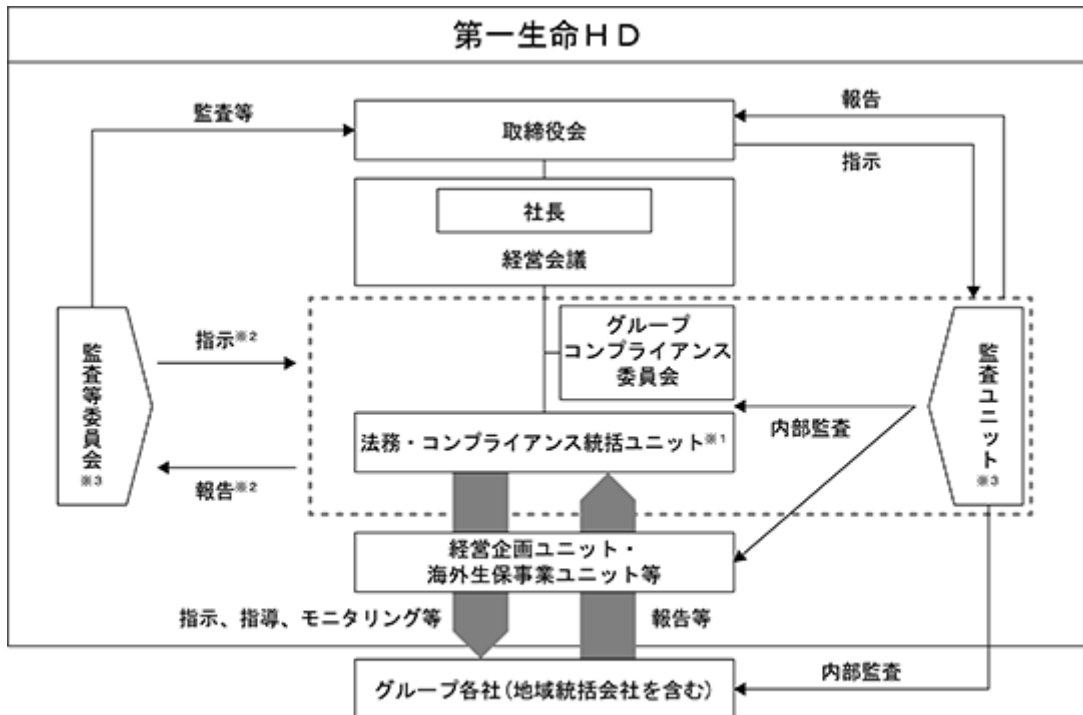
法務・コンプライアンス統括ユニットは、グループ各社のコンプライアンス態勢の高度化や、コンプライアンス意識向上・教育研修の充実に向け、指導・支援を実施しております。

また、グローバルな事業展開に伴い諸外国の関連法令が域外適用されるリスクを踏まえ、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止、贈収賄防止及び個人情報保護に関わる態勢強化等に取り組んでおります。

d 内部通報制度の運営

当社では、法令違反などのコンプライアンスに係わる事項について、グループ各社の役員・従業員等が直接通報・相談できる内部通報窓口を、社内に設置するとともに、経営から独立した社外窓口（社外弁護士事務所）も設置し、案件の重要性に応じて経営層に報告する態勢を整備しております。

[コンプライアンスに関する組織体制]



- ※1 必要に応じて他ユニットと連携
- ※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す
- ※3 監査等委員会と監査ユニットは連携

⑥ 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、20百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑦ 特別取締役による取締役会の決議制度

該当する事項はありません。

⑧ 内部監査組織、人員及び手続き等

当社は、「グループ内部統制基本方針」において、内部監査による内部統制等の適切性・有効性の検証を内部統制体制の整備及び運営に関する基本的な事項の一つとして規定しております。具体的には、被監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として監査ユニット（内部監査要員40名）を設置し、当社及び当社グループ会社の経営諸活動全般に亘る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理等についての評価及び改善に関する提言等を行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議等及び監査等委員会へ報告しております。

⑨ 定款で定める取締役の定数・資格制限及び取締役の選解任の決議要件（定款第24条及び第25条）

当社は、定款において、取締役（監査等委員である者を除く。）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とすることを定めております。また、取締役の資格制限についての事項は定めておりません。取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。取締役の解任決議要件については、会社法と異なる別段の定めが該当する事項は定めておりません。

⑩ 株主総会決議事項の取締役会への委任等

当社の定款において定める事項は、以下のとおりであります。

a 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

イ 自己の株式の取得（定款第9条）

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。

ロ 取締役らの責任免除（定款第36条第1項及び附則第1条）

取締役らが期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

ハ 中間配当（定款第47条）

株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めております。

b 取締役会決議事項を株主総会決議事項とできない旨を定める事項  
該当事項はありません。

c 株主総会の特別決議要件の変更（定款第21条第2項）

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定めております。

⑪ 種類株式の単元株式数及び議決権

定款において、株式の種類に係らず1単元を100株としております。また、甲種類株式については、「甲種類株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金が交付される旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から、優先配当金が支払われる旨の決議がある時までは議決権を有する。」と定めております。甲種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式に優先する一方、議決権は制限する内容となっております。

## (2) 【役員 の 状 況】

男性 14名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	渡邊 光一郎	1953年4月16日生	1976年4月 1997年4月 2001年4月 2001年7月 2004年4月 2004年7月 2007年7月 2008年4月 2010年4月 2016年10月 2017年4月	当社入社 調査部長 企画・調査本部長兼企画第一部長 取締役企画・調査本部長 兼企画第一部長 常務取締役 常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員 代表取締役社長 第一生命保険株式会社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任) 第一生命保険株式会社代表取締役会長 (現任)	(注) 2	80,674
代表取締役 社長	稲垣 精二	1963年5月10日生	1986年4月 2010年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2016年6月 2016年10月 2017年4月	当社入社 運用企画部長 執行役員運用企画部長 執行役員経営企画部長 執行役員グループ経営戦略ユニット長 兼経営企画部長 常務執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長 取締役常務執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長 取締役常務執行役員 代表取締役社長(現任) 第一生命保険株式会社代表取締役社長 (現任)	(注) 2	36,891
代表取締役 副会長執行役員	露木 繁夫	1954年7月12日生	1977年4月 2003年4月 2003年7月 2004年4月 2004年7月 2004年11月 2005年4月 2006年4月 2007年4月 2007年10月 2008年4月 2008年7月 2011年4月 2011年9月 2012年4月 2014年4月 2015年1月 2016年4月 2017年4月	当社入社 運用企画部長兼運用関連事業部長 取締役運用企画部長 兼運用関連事業部長 取締役運用企画本部長兼運用企画部長 執行役員運用企画本部長 兼運用企画部長 執行役員運用企画本部長 兼運用企画部長兼運用関連事業部長 常務執行役員運用企画部長 常務執行役員 常務執行役員運用企画部長 常務執行役員国際業務部長 常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員 取締役専務執行役員公法人部長 取締役専務執行役員 代表取締役副社長執行役員 代表取締役副社長執行役員アジアパシフィック事業本部長 代表取締役副社長執行役員 代表取締役副会長執行役員(現任)	(注) 2	42,095

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 副社長執行役員	堤 悟	1955年12月30日生	1978年4月 2000年4月 2005年4月 2005年7月  2010年4月 2010年6月 2015年4月 2015年6月 2016年10月 2017年4月	当社入社 営業開発部長 執行役員投資本部長 興銀第一ライフ・アセットマネジメン ト株式会社(現アセットマネジメン トOne株式会社)専務取締役 第一フロンティア生命保険株式会社顧 問 同社代表取締役社長 当社副社長執行役員 代表取締役副社長執行役員(現任) 第一生命保険株式会社代表取締役副社 長執行役員 同社代表取締役副社長執行役員金融法 人営業本部長(現任)	(注)2	26,041
取締役 専務執行役員	石井 一眞	1954年1月12日生	1977年4月 1998年4月 1999年4月 2003年7月 2004年4月 2004年7月 2005年4月 2008年7月 2011年4月	当社入社 主計部長 保険計理人兼主計部長 取締役保険計理人兼主計部長 取締役保険計理人 執行役員保険計理人 常務執行役員保険計理人 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員(現任)	(注)2	30,313
取締役 常務執行役員	武富 正夫	1963年10月22日生	1986年4月 2008年4月 2012年4月  2013年4月 2014年4月 2015年4月 2016年10月 2017年4月 2017年6月 2018年4月	当社入社 契約医務部長 執行役員アンダーライティング本部長 兼事務企画部長 執行役員人事部長 執行役員グループ人事ユニット長兼人 事部長 常務執行役員グループ人事ユニット長 兼人事部長 常務執行役員人事ユニット長 常務執行役員DSR経営推進本部長 取締役常務執行役員DSR経営推進本部長 取締役常務執行役員(現任) 第一フロンティア生命保険株式会社代 表取締役社長(現任)	(注)2	22,551
取締役	寺本 秀雄	1960年5月20日生	1983年4月 2004年4月 2009年4月 2010年4月 2011年4月 2012年5月 2012年6月 2013年4月 2015年4月 2017年4月	当社入社 企画第一部長 執行役員企画第一部長 執行役員経営企画部長 常務執行役員経営企画部長 常務執行役員グループ経営副本部長 兼経営企画部長 取締役常務執行役員グループ経営副本 部長兼経営企画部長 取締役常務執行役員グループ経営副本 部長 取締役専務執行役員マーケティング推 進本部長 取締役(現任) 第一生命保険株式会社代表取締役副会 長執行役員(現任)	(注)2	28,060

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1	ジョージ・オルコット	1955年5月7日生	1986年7月 1991年11月 1993年9月  1997年4月 1998年4月  1999年2月 2000年6月 2001年9月 2005年3月 2008年3月 2010年9月  2014年4月 2015年6月	S.G. Warburg & Co., Ltd.入社 同社ディレクター S.G. Warburg Securities Londonエクイティキャピタルマーケットグループエグゼクティブディレクター SBC Warburg東京支店長 長銀UBSプリンソン・アセット・マネジメント副社長 UBSアセットマネジメント(日本)社長 日本UBSプリンソングループ社長 UBS Warburg東京マネージングディレクターエクイティキャピタルマーケットグループ担当 ケンブリッジ大学ジャッジ経営大学院(Judge Business School) 同大学院FMEティーチング・フェロー 同大学院シニア・フェロー 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 慶應義塾大学商学部・商学研究科特別招聘教授(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	4,985
取締役 (注) 1	前田 幸一	1951年7月8日生	1975年4月 1999年7月 2000年7月  2002年6月 2004年6月  2006年8月 2008年6月 2009年6月  2012年6月  2016年6月 2016年10月 2017年7月 2018年7月	日本電信電話公社入社 西日本電信電話株式会社鹿児島支店長 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社コンシューマ&オフィス事業部企画部長 同社コンシューマ&オフィス事業部長 同社取締役コンシューマ&オフィス事業部長 同社取締役ネットビジネス事業本部副事業本部長 同社常務取締役ネットビジネス事業本部副事業本部長 東日本電信電話株式会社代表取締役副社長 株式会社NTT東日本プロパティーズ代表取締役社長 NTTファイナンス株式会社代表取締役社長 同社取締役相談役 当社取締役(現任) NTTファイナンス株式会社相談役 同社顧問(現任)	(注) 2	3,373
取締役 (注) 1	井上 由里子	1963年5月29日生	1993年11月 1995年4月  2001年4月 2002年9月 2004年4月 2010年10月  2018年4月 2018年6月	東京大学大学院政治学研究科専任講師 筑波大学大学院経営・政策科学研究科助教授 同大学院 ビジネス科学研究科助教授 神戸大学大学院法学研究科助教授 同大学院 教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 同大学院 法学研究科ビジネスロー専攻教授(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	182

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役 (注) 1	新貝 康司	1956年1月11日生	1980年4月 2001年7月 2004年7月 2005年6月 2006年6月  2011年6月 2018年1月 2019年6月	日本専売公社(現日本たばこ産業株式会社)入社 同社財務企画部長 同社執行役員財務責任者 同社取締役執行役員財務責任者 同社取締役 JT International S.A. エグゼクティブ ヴァイスプレジデント 日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長 同社取締役 当社取締役(現任)	(注) 2	300
取締役 (上席常勤監査等委員)	長濱 守信	1956年12月18日生	1979年4月 2001年4月 2008年9月 2010年4月 2013年4月 2014年6月 2016年4月 2016年10月	当社入社 秘書部長 執行役員秘書部長 執行役員 常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員 取締役(上席常勤監査等委員)(現任)	(注) 2	16,401
取締役 (常勤監査等委員)	近藤 総一	1960年11月17日生	1983年4月 2010年4月 2012年6月 2016年10月	当社入社 財務部長 常任監査役(常勤) 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 2	14,064
取締役 (監査等委員) (注) 1	佐藤 りえ子	1956年11月28日生	1984年4月 1989年6月  1998年7月 2015年6月 2016年10月	弁護士登録 シャーマン・アンド・スターリング法律事務所 石井法律事務所パートナー(現任) 当社取締役 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2	4,985
取締役 (監査等委員) (注) 1	朱 殷卿	1962年10月19日生	1986年4月 2001年5月  2005年7月 2007年5月  2010年7月 2011年7月 2013年11月  2015年6月 2016年10月	モルガン銀行入社 JPモルガン証券マネジングディレクター  同社金融法人本部長 メリルリンチ日本証券株式会社 マネージングディレクター兼投資銀行 部門金融法人グループチェアマン 同社投資銀行共同部門長 同社副会長 株式会社コアバリューマネジメント代表取締役社長(現任) 当社取締役 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2	2,491
取締役 (監査等委員) (注) 1	増田 宏一	1944年1月23日生	1966年4月 1970年1月 1975年1月 1978年9月 1992年7月  1993年10月 2004年1月 2007年7月 2010年7月 2016年10月	田中芳治公認会計士事務所 監査法人大手町会計事務所 新和監査法人(※) 同法人社員 監査法人朝日新和会計社(※)代表社員 朝日監査法人(※)代表社員 あずさ監査法人(※)代表社員 日本公認会計士協会会長 同協会相談役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) (※) 現有限責任 あずさ監査法人	(注) 2	4,760
計						318,166



- (注) 1 ジョージ・オルコット、前田 幸一、井上 由里子、新貝 康司、佐藤 りえ子、朱 殷卿、増田 宏一は社外取締役であります。
- 2 任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在、取締役を兼務していない執行役員は16名で、以下のとおりであります。

副社長執行役員	櫻井 謙二
常務執行役員	畑中 秀夫
常務執行役員	徳岡 裕士
常務執行役員	菊田 徹也
常務執行役員	瓜生 宗大
常務執行役員	庄子 浩
常務執行役員	山本 辰三郎
常務執行役員	川原 則光
常務執行役員	岡本 一郎
執行役員	渡邊 寿美恵
執行役員	加納 裕之
執行役員北米事業本部長	隅野 俊亮
執行役員	岩井 泰雅
執行役員アジアパシフィック事業本部長	浅野 知彦
執行役員	川本 剛志
執行役員	曾我野 秀彦

#### (社外取締役に関する事項)

##### a 社外取締役の員数並びに当社との関係

当社では、経営から独立した社外からの視点を踏まえ、経営監督機能を強化することでコーポレートガバナンスの実効性をより高めることを目的に、社外取締役7名を選任しております。このうち、社外取締役であるジョージ・オルコット及び社外取締役（監査等委員）である佐藤 りえ子は2015年5月まで、社外取締役である新貝 康司は2017年6月まで、社外取締役である井上 由里子は2018年5月まで、当社のアドバイザー・ボード委員であり、4氏と当社との間には、アドバイザー・ボード委員の報酬支払いの取引がありました。

社外取締役（監査等委員）である朱 殷卿は、当社の特定関係事業者（子会社）であるProtective Life Corporationの取締役であります。

##### b 社外取締役の機能及び役割等

社外取締役には、豊富な経営経験等それぞれの職務経験等を通じて培われた幅広い見識、高度な専門知識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び業務執行に対する監督、さらに監査等委員である社外取締役には、取締役の職務執行全般に対する監査等を期待しております。

当社では、社外取締役の独立性基準（注1）を定めております。社外取締役であるジョージ・オルコット、前田 幸一、井上 由里子、新貝 康司、及び社外取締役（監査等委員）である佐藤 りえ子、朱 殷卿、増田 宏一について、当該独立性の基準を満たしております。また、株式会社東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」における一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（注2）に基づき、株式会社東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

候補者の選定にあたっては、実質的な独立性の確保を基本としつつ、コーポレートガバナンスの実効性をより高める観点から、企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有する者から選定し、社外取締役それぞれの学識・経験等に基づいて期待する役割の構成等も考慮しております。

##### c 社外取締役の任期

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年と定めております。

監査等委員である取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、監査等委員である社外取締役について、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年と定めております。

(注1) 社外取締役の独立性基準

当社の社外取締役について、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

1. 当社、当社の子会社もしくは関連会社の業務執行者であること、または過去において業務執行者であったこと
2. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者（ただし重要でないものを除く）の配偶者または三親等以内の親族
3. 当社または当社の子会社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
4. 当社の最新の株主名簿の10位以内の大株主、または大株主である団体の業務執行者
5. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）からの年間の支払金額が、その連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
6. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の年間の受取金額が、当社の連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
7. 直近3会計年度における当社または当社の子会社の会計監査人（法人である場合は、当該法人のパートナーその他業務執行者）
8. 直近3会計年度において、当社または当社の子会社から役員報酬等以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体のパートナーその他業務執行者）
9. 直近3会計年度において、総収入もしくは経常収益の2%以上の寄付を当社または当社の子会社から受けている非営利団体の業務執行者
10. 4～9の団体または取引先において過去に業務執行者であった場合、当該団体または取引先を退職後5年以内であること

(注2) 株式会社東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5. (3) の2

- A. 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- B. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- C. 最近において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者
  - （A） A又はBに掲げる者
  - （B） 上場会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
  - （C） 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- D. 次の（A）から（F）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
  - （A） Aから前Cまでに掲げる者
  - （B） 上場会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
  - （C） 上場会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
  - （D） 上場会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
  - （E） 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - （F） 最近において（B）、（C）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者

### (3) 【監査の状況】

#### ① 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携等

監査等委員会は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人の監査計画や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、監査結果、会計監査人が把握した内部統制の状況及びその他重要な事項について報告を受けるとともに、意見交換を行う等、緊密に連携しております。また、内部監査部門である監査ユニットが作成する内部監査計画は監査等委員会の同意を必要とし、また定期及び随時に内部監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備及びその運用状況等について確認を行うとともに、内部統制担当所管等からも、定期及び随時に報告を受け、確認を行っております。

監査ユニットは、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の規程、実施状況及び内部監査結果等を報告する等、緊密に連携しております。

常勤の監査等委員、監査ユニット及び会計監査人が一堂に会する三様監査会議も行っており、緊密に連携しております。

#### ② 会計監査の状況

##### a 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### b 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 高波 博之

同 三輪 登信

同 関 賢二

なお、継続監査年数が7年以内のため、監査年数の記載は省略しております。

##### c 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他27名であります。

##### d 会計監査人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人を選定する場合、同委員会が定める「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に基づき、監査法人の概要（品質管理体制、適格性、専門性、独立性）、監査の実施体制等（監査の体制・方法）、公認会計士・監査審査会検査結果及び日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び監査報酬見積額、等の事項を確認しています。また、会社法第340条第1項各号に掲げる事由が発生し、監査等委員の全員が認めたときは、会計監査人を解任できます。監査等委員会は、同委員会が定める「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に従い、会計監査人の適格性、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認しており、会計監査人がその職務を適正かつ適切に遂行することが困難であると認めたとき、又はその他適当であると判断したときは、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議します。

2017年度の会計監査人より、任期満了により退任する新日本有限責任監査法人にかわり、有限責任あずさ監査法人を選任しています。その理由は、当社グループの会計ガバナンスを更に向上するため、グローバルな監査体制、当社グループ事業の理解度等も踏まえ、総合的に判断した結果、適任と判断したためであります。

##### e 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っています。この評価については、「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に基づき、監査法人の品質管理（ガバナンス・マネジメント、品質管理等）、監査チーム（会計監査の相当性、独立性、職業的懐疑心の保持・発揮等）、監査報酬等、監査等委員とのコミュニケーション、経営者や内部監査部門とのコミュニケーション、グループ監査及び不正リスクへの対応、等の確認事項に基づき評価を行っています。2019年度の会計監査人については、上記確認事項の確認結果を踏まえ2018年度の会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、解任または不再任の必要はないものとしています。

f 会計監査人の異動

当社の会計監査人は次のとおり交代しております。

第115期連結会計年度及び事業年度 新日本有限責任監査法人

第116期連結会計年度及び事業年度 有限責任 あずさ監査法人

監査公認会計士等の異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

異動の年月日 2017年6月26日

退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 2016年6月24日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、2017年6月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりました。これに伴い、その後任として有限責任 あずさ監査法人を選任したものであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

③ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) i から iii の規定に経過措置を適用しております。

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	141	1	141	1
連結子会社	209	—	209	22
計	350	1	350	23

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「会計基準に関するアドバイザー業務」等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「会計基準に関するアドバイザー業務」等であります。

b その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、当社及び当社連結子会社は、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬として100百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、当社及び当社連結子会社は、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬として228百万円を支払っております。

c 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の規模及び特性並びに監査日数等を勘案した上で決定しております。

d 監査等委員会による監査報酬の同意理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、適切であると判断したためであります。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

###### a 基本方針及び基本原則

当社は、役員報酬制度を当社グループの発展を担う役員に対する「公正な処遇」の重要な要素として位置付け、以下の事項を役員報酬の基本方針及び基本原則としております。

(基本方針)

- ・公正な処遇を構成するものであること
- ・グループの持続的価値創造の実現に対する貢献を評価・報奨するものであること
- ・適切でかつ競争力のある内容・水準であること

(基本原則)

- ・責任・期待値に応じた報酬

各役員の基本報酬は、積み重ねた知識・経験等に加え、求める責任や期待値等を柔軟に反映した内容とする。

- ・グループとして重視する戦略との整合

中期経営計画をはじめとした第一生命グループの経営戦略・目標との整合性を確保する。また第一生命グループを支える人財を獲得・維持するために必要な制度設計とする。

- ・会社・個人業績との連動

業績向上に対する健全なインセンティブ強化として、業績連動報酬や株式報酬制度を導入する。またその前提として、各役員が担う役割・職責の明確化とこれに基づく業績評価を行い、各役員の業績向上に対する貢献を的確に評価する。

- ・あらゆるステークホルダーとの利益共有

中長期的な経営戦略に基づき定める指標を業績連動報酬の評価に用いるほか、株式報酬制度を導入することで、お客さまや株主の皆さまをはじめとした様々なステークホルダーとの利益共有により、企業の持続的成長を通じた株主価値向上への一層強い意識付けを図るものとする。

- ・適切な報酬水準

業種等を考慮した第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を参照しつつ、適切な報酬水準を決定する。

- ・客観性・透明性の確保

役員報酬決定にあたっては、客観性を担保するために、社外委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議のうえ、当社の取締役会にて決定する。

また、役員報酬に関する基本的な考え方その他の重要事項の積極的な開示等を通じて、役員報酬と企業価値向上との関連をチェックするために必要な情報提供を行い、株主をはじめとしたステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たす。

###### b 役員報酬の決定プロセス

当社は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員報酬について、基本報酬、業績連動報酬（会社業績報酬及び個人業績報酬）及び譲渡制限付株式報酬で構成しております。社外取締役については、基本報酬のみで構成しております。これら報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。なお、当該報酬に関する体系及び個別の報酬額は、取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会にて審議し、取締役会においては、報酬諮問委員会の意見を尊重して決定します。

2019年3月期においては、報酬諮問委員会を2回開催し、主な審議テーマは以下のとおりであります。いずれも報酬諮問委員会で審議、決定した委員会案を取締役に付議し、取締役会にて決議されております。

- i) 譲渡制限付株式報酬制度の導入
- ii) 取締役・執行役員報酬規程の改定
- iii) 個人別の役員報酬額
- iv) 譲渡制限付株式報酬の割当て

なお、監査等委員である取締役を除く当社取締役（本書提出日現在11名）の報酬等に関しては、2016年6月24日に開催されました第6期定時株主総会において、年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）とする旨決議されており、また、2018年6月25日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）の内枠の報酬として、社外取締役ではない取締役（監査等委員である取締役を除く。）（本書提出日現在7名）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を年額2億円を上限として設定する旨決議されております。

監査等委員である取締役の役員報酬については基本報酬のみで構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。なお、当該報酬は、監査等委員の協議によって定めております。

なお、監査等委員である取締役（本書提出日現在5名）の報酬等に関しては、2016年6月24日に開催されました第6期定時株主総会において、年額2億円以内とする旨決議されております。

c 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能することを企図して決定しており、下表の基準に基づき算出した額を支給することとしております。

項目	算出基準
基本報酬	職責等に応じた定額報酬
業績連動報酬	
- 会社業績報酬	中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標の達成度に連動
- 個人業績報酬	各役員が担う役割・職責等の達成度に連動
株式報酬	役位等の基準額を基に譲渡制限が付された株式を割当

また、当社は業績連動報酬を短期的なインセンティブ、株式報酬を中長期的な経営目標の達成、企業価値向上へのインセンティブと位置づけており、下表のとおり各報酬の支給割合を定めております。

（役位ごとの役員報酬の割合）

	基本報酬	業績連動報酬		株式報酬	合計
		会社業績報酬	個人業績報酬		
会長及び社長	22%～64%	66%～0%	—	12%～36%	100%
副会長執行役員	30%～69%	44%～0%	13%～0%	13%～31%	
副社長執行役員	34%～71%	38%～0%	14%～0%	14%～29%	
専務執行役員	40%～73%	31%～0%	15%～0%	15%～27%	
常務執行役員	46%～75%	23%～0%	15%～0%	15%～25%	

（注）1. 上表は、会社業績報酬及び個人業績報酬が業績評価指標の理論上の上限値及び下限値に基づく額を支給した場合のモデルであり、当社グループの業績及び各取締役の役割・職責等の達成度等に応じて上記割合も変動します。

2. 各取締役の役割及び職責等に応じて別途支給される定額の報酬は、本表の計算には組み込んでおりません。



業績連動報酬のうち、会社業績報酬に関する当社の評価指標は、当社のグループ中期経営計画に基づき、EV成長率（グループROEV）、連結オペレーティングROE、連結ROE、資本充足率（経済価値）、資本充足率の改善幅（経済変動要因を除く）、グループ修正利益、子会社からの配当金受取額、新契約価値及び株価（ベンチマーク比）としております。

各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の会社業績報酬は、上記各評価指標の目標に対する達成度合に応じて算出します。なお、会社業績報酬の評価指標のうち主要なものにつき、2019年3月期における目標及び実績は下表のとおりであります。

（会社業績報酬の主要な評価指標に係る目標及び実績）

視点	評価指標	目標	実績
資本効率	EV成長率（グループROEV）	8%	△1%
健全性	資本充足率（経済価値）	100%以上	169%
利益指標	グループ修正利益	2,300億円程度	2,363億円
	グループ新契約価値	1,900億円程度	1,987億円
市場評価	株価（ベンチマーク比）	ベンチマーク超過	△15%

- （注） 1. 新契約価値は、当年度における新契約の成立時点の価値を表した指標であります。  
 2. 株価（ベンチマーク比）は2018年4月～2019年3月における当社株価の騰落率と、同期間のベンチマーク（TOPIX（東証株価指数）と東証業種別株価指数（保険業）の和半）の騰落率を比較したものであります。

また、業績連動報酬のうち、個人業績報酬については、前述の「各役員が担う役割・職責等の達成度」を勘案した評価に、定量業績に表れない定性的な取組内容の評価を加味して、各役員の支給額を決定しております。

② 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬		株式報酬	その他	
			会社 業績報酬	個人 業績報酬			
取締役（監査等委員である 取締役及び社外取締役を 除く。）	265	126	78	13	47	0	7
監査等委員である取締役 （社外取締役を除く。）	78	78	-	-	-	0	2
社外取締役	92	92	-	-	-	-	6

③ 提出会社の役員毎の連結報酬等の総額

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)				
				基本報酬	業績連動報酬		株式報酬	その他
					会社業績報酬	個人業績報酬		
渡邊 光一郎	105	取締役	提出会社	18	22	-	10	-
			第一生命保険株式会社	18	22	-	10	2
稲垣 精二	117	取締役	提出会社	20	25	-	11	-
			第一生命保険株式会社	20	25	-	11	2

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

生命保険事業を営むグループ各社が株式を保有する場合、原則、資産運用の一環として純投資目的で株式を保有していますが、業務提携による関係強化等、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式も一部保有しています。

純投資目的
業務提携による関係強化等、グループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式

② 第一生命保険株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である第一生命保険株式会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別の保有株式について、保有の目的や資本コストを踏まえた指標により検証を行い、縮減の是非を判断しており、上場株式については毎年取締役会における検証内容を開示しています。保有の適切性や合理性が認められず、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行います。

なお、当社及び第一生命保険株式会社の取締役会は、検証対象について、保有目的の適切性及び資本コスト対比の収益性の観点から、いずれも保有が適切であることを確認しております。(2018年8月検証実施)

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(億円)
非上場株式	6	7
非上場株式以外の株式	2	988

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(億円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	2	276

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (億円)	貸借対照表計上額 (億円)		
株式会社りそなホールディングス	125,241	125,241	保険窓販業務における協調等を目的とした業務提携による関係強化を図るため、継続して保有しております。	無
	617	726		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	214,691	255,691	全面業務提携による関係強化を図るため、継続して保有しております。	無
	371	496		
SOMPOホールディングス株式会社	—	3,688	—	無
	—	151		

(注)1 当事業年度に保有している上記2銘柄は、すべて「純投資目的」と上記の「純投資目的以外の目的」を併せ持っております。

2 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

3 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有の目的や資本コストを踏まえた指標により検証しております(2018年8月検証実施)。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (億円)	貸借対照表計上額 (億円)		
SOMPOホールディングス株式会社	4,492	4,492	退職給付信託に抛出しており、議決権行使権限を有します。	無
	184	192		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	69,208	69,208	退職給付信託に抛出しており、議決権行使権限を有します。	無
	118	132		

(注)1 当事業年度に保有している上記2銘柄は、すべて「純投資目的」と上記の「純投資目的以外の目的」を併せ持っております。

2 「貸借対照表計上額」は、「株式数」に「当該事業年度末日の終値」を乗じた金額を掲載しております。

3 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有銘柄は、退職給付制度に適した銘柄であることを検証しております(2019年2月検証実施)。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (億円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (億円)
非上場株式	349	644	345	526
非上場株式以外の株式	2,651	37,769	2,445	41,448

区分	当事業年度			
	受取配当金の合計額(億円)	売却損益の合計額(億円)	評価損益の合計額(億円)	
			含み損益	減損処理額
非上場株式	28	6	△3	△2
非上場株式以外の株式	857	924	19,203	△69

- c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。
- d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別の保有株式について、保有の目的や資本コストを踏まえた指標により検証を行い、縮減の是非を判断しており、上場株式については毎年取締役会における検証内容を開示しています。保有の適切性や合理性が認められず、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行います。

なお、2019年3月末時点において、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、上場株式はございません。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(億円)
非上場株式	1	22
非上場株式以外の株式	— (注)	—

(注) 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

なお、Janus Henderson Group plcは、当事業年度第1四半期に関連会社化を完了しております。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(億円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	22	海外生保事業における連携の維持・強化を図るため保有しております。
非上場株式以外の株式	—	—	—

(注) 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第46条及び第68条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下、「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定に準拠して財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、次のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容の適切な把握又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備として、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び会計基準設定主体等の行う研修等へ参加しております。

(2) 社内の規程手続及び内部統制を構築し、適正な財務報告を行う体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	※1 891,285	※1 920,177
コールローン	164,600	335,500
買入金銭債権	195,133	199,193
金銭の信託	523,828	559,474
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4, ※14 44,916,958	※1, ※2, ※3, ※4, ※14 47,065,031
貸付金	※5, ※6 3,487,682	※5, ※6 3,353,268
有形固定資産	※7 1,130,525	※7 1,145,267
土地	※11 773,762	※11 787,421
建物	346,027	348,900
リース資産	4,276	2,440
建設仮勘定	97	149
その他の有形固定資産	6,362	6,355
無形固定資産	414,995	444,869
ソフトウェア	86,422	96,631
のれん	51,481	48,926
その他の無形固定資産	277,091	299,311
再保険貸	94,064	155,320
その他資産	1,676,172	1,692,127
繰延税金資産	1,201	17,154
支払承諾見返	108,514	55,515
貸倒引当金	△1,497	△1,248
投資損失引当金	△436	△390
資産の部合計	53,603,028	55,941,261

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	45,513,790	48,279,458
支払備金	517,422	555,517
責任準備金	44,597,717	47,325,761
契約者配当準備金	※9 398,650	※9 398,178
再保険借	218,791	379,568
社債	※12 968,938	※12 1,062,252
その他負債	※1, ※13 1,998,151	※1, ※13 1,420,986
退職給付に係る負債	413,189	422,346
役員退職慰労引当金	1,384	1,298
時効保険金等払戻引当金	900	900
特別法上の準備金	195,797	218,259
価格変動準備金	195,797	218,259
繰延税金負債	357,859	311,059
再評価に係る繰延税金負債	※11 76,438	※11 76,023
支払承諾	108,514	55,515
<b>負債の部合計</b>	<b>49,853,756</b>	<b>52,227,668</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	343,146	343,326
資本剰余金	329,653	329,723
利益剰余金	976,899	1,134,392
自己株式	△60,076	△98,634
<b>株主資本合計</b>	<b>1,589,623</b>	<b>1,708,808</b>
その他有価証券評価差額金	2,238,159	2,101,587
繰延ヘッジ損益	△9,649	3,803
土地再評価差額金	※11 △12,423	※11 △13,488
為替換算調整勘定	△49,201	△77,457
退職給付に係る調整累計額	△8,584	△10,824
その他の包括利益累計額合計	2,158,300	2,003,621
新株予約権	1,348	1,162
<b>純資産の部合計</b>	<b>3,749,271</b>	<b>3,713,592</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>53,603,028</b>	<b>55,941,261</b>



## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
経常収益	7,037,827	7,184,093
保険料等収入	4,884,579	5,344,016
資産運用収益	1,802,626	1,583,228
利息及び配当金等収入	1,197,362	1,244,255
売買目的有価証券運用益	214,470	—
有価証券売却益	236,702	279,220
有価証券償還益	24,835	21,146
貸倒引当金戻入額	343	237
その他運用収益	1,484	1,692
特別勘定資産運用益	127,428	36,676
その他経常収益	350,621	256,848
経常費用	6,565,833	6,751,148
保険金等支払金	3,789,907	3,839,105
保険金	1,177,487	1,164,756
年金	656,046	818,785
給付金	457,515	502,606
解約返戻金	803,906	672,578
その他返戻金等	694,950	680,379
責任準備金等繰入額	1,223,870	1,309,287
支払備金繰入額	—	12,553
責任準備金繰入額	1,215,562	1,288,468
契約者配当金積立利息繰入額	8,308	8,265
資産運用費用	548,957	541,541
支払利息	43,866	43,306
金銭の信託運用損	1,244	448
売買目的有価証券運用損	—	85,306
有価証券売却損	115,943	141,762
有価証券評価損	4,709	11,151
有価証券償還損	4,338	3,569
金融派生商品費用	78,917	41,586
為替差損	245,255	162,354
投資損失引当金繰入額	205	37
貸付金償却	992	120
賃貸用不動産等減価償却費	13,286	13,254
その他運用費用	40,199	38,642
事業費	※1 661,110	※1 703,573
その他経常費用	341,986	357,641
経常利益	471,994	432,945

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
特別利益	34,182	2,512
固定資産等処分益	※2 651	※2 2,476
関係会社株式交換益	33,507	—
その他特別利益	23	36
特別損失	34,416	28,607
固定資産等処分損	※3 1,446	※3 4,064
減損損失	※4 11,589	※4 1,801
価格変動準備金繰入額	21,120	22,462
その他特別損失	259	279
契約者配当準備金繰入額	95,000	87,500
税金等調整前当期純利益	376,760	319,349
法人税及び住民税等	113,588	99,814
法人税等調整額	△100,757	△5,501
法人税等合計	12,831	94,313
当期純利益	363,928	225,035
親会社株主に帰属する当期純利益	363,928	225,035

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	363,928	225,035
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	335,075	△134,626
繰延ヘッジ損益	15,579	13,452
土地再評価差額金	△3	—
為替換算調整勘定	△28,541	△21,674
退職給付に係る調整額	11,288	△2,350
持分法適用会社に対する持分相当額	△12,568	△7,223
その他の包括利益合計	※1 320,828	※1 △152,421
包括利益	684,757	72,613
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	684,757	72,613

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	343,146	329,740	665,345	△37,476	1,300,756	1,906,091	△25,243
会計方針の変更による 累積的影響額					—		
会計方針の変更を反映し た当期首残高	343,146	329,740	665,345	△37,476	1,300,756	1,906,091	△25,243
当期変動額							
新株の発行					—		
剰余金の配当			△50,531		△50,531		
親会社株主に帰属する 当期純利益			363,928		363,928		
自己株式の取得				△22,999	△22,999		
自己株式の処分		△87		400	312		
土地再評価差額金の取 崩			△5,121		△5,121		
その他			3,277		3,277		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						332,068	15,594
当期変動額合計	—	△87	311,553	△22,599	288,866	332,068	15,594
当期末残高	343,146	329,653	976,899	△60,076	1,589,623	2,238,159	△9,649

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△17,541	△8,178	△19,865	1,835,262	1,247	3,137,266
会計方針の変更による 累積的影響額				—		—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△17,541	△8,178	△19,865	1,835,262	1,247	3,137,266
当期変動額						
新株の発行						—
剰余金の配当						△50,531
親会社株主に帰属する 当期純利益						363,928
自己株式の取得						△22,999
自己株式の処分						312
土地再評価差額金の取 崩						△5,121
その他						3,277
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,117	△41,023	11,280	323,037	101	323,138
当期変動額合計	5,117	△41,023	11,280	323,037	101	612,005
当期末残高	△12,423	△49,201	△8,584	2,158,300	1,348	3,749,271

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	343,146	329,653	976,899	△60,076	1,589,623	2,238,159	△9,649
会計方針の変更による 累積的影響額			△9,420		△9,420	△1,192	
会計方針の変更を反映し た当期首残高	343,146	329,653	967,479	△60,076	1,580,202	2,236,967	△9,649
当期変動額							
新株の発行	180	180			360		
剰余金の配当			△58,239		△58,239		
親会社株主に帰属する 当期純利益			225,035		225,035		
自己株式の取得				△39,000	△39,000		
自己株式の処分		△109		441	331		
土地再評価差額金の取 崩			1,064		1,064		
その他			△947		△947		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△135,379	13,452
当期変動額合計	180	70	166,913	△38,558	128,605	△135,379	13,452
当期末残高	343,326	329,723	1,134,392	△98,634	1,708,808	2,101,587	3,803

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△12,423	△49,201	△8,584	2,158,300	1,348	3,749,271
会計方針の変更による 累積的影響額				△1,192		△10,612
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△12,423	△49,201	△8,584	2,157,108	1,348	3,738,659
当期変動額						
新株の発行						360
剰余金の配当						△58,239
親会社株主に帰属する 当期純利益						225,035
自己株式の取得						△39,000
自己株式の処分						331
土地再評価差額金の取 崩						1,064
その他						△947
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,064	△28,255	△2,239	△153,486	△185	△153,672
当期変動額合計	△1,064	△28,255	△2,239	△153,486	△185	△25,066
当期末残高	△13,488	△77,457	△10,824	2,003,621	1,162	3,713,592

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	376,760	319,349
賃貸用不動産等減価償却費	13,286	13,254
減価償却費	43,208	50,914
減損損失	11,589	1,801
のれん償却額	3,823	4,390
支払備金の増減額 (△は減少)	△35,828	35,993
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,004,292	1,155,292
契約者配当準備金積立利息繰入額	8,308	8,265
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	95,000	87,500
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△564	△239
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△8	△46
貸付金償却	992	120
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	8,378	6,112
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△114	△85
時効保険金等払戻引当金の増減額 (△は減少)	100	—
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	21,120	22,462
利息及び配当金等収入	△1,197,362	△1,244,255
有価証券関係損益 (△は益)	△478,445	△95,253
支払利息	43,866	43,306
為替差損益 (△は益)	245,255	162,354
有形固定資産関係損益 (△は益)	595	527
持分法による投資損益 (△は益)	△5,528	△10,067
関係会社株式交換益	△33,507	—
再保険貸の増減額 (△は増加)	△6,147	△50,501
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)	△40,271	△87,727
再保険借の増減額 (△は減少)	15,603	158,963
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)	159,708	△85,831
その他	126,897	83,869
小計	381,008	580,470
利息及び配当金等の受取額	1,356,311	1,424,532
利息の支払額	△51,328	△50,442
契約者配当金の支払額	△90,542	△96,237
その他	△369,626	8,247
法人税等の支払額	△56,686	△169,576
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,169,136	1,696,993

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△19,575	3,708
買入金銭債権の取得による支出	△29,134	△34,317
買入金銭債権の売却・償還による収入	32,648	32,131
金銭の信託の増加による支出	△355,628	△117,960
金銭の信託の減少による収入	163,600	81,781
有価証券の取得による支出	△9,663,806	△10,790,799
有価証券の売却・償還による収入	8,851,662	9,677,088
貸付けによる支出	△715,646	△738,590
貸付金の回収による収入	757,822	914,523
その他	31,173	△279,306
資産運用活動計	△946,884	△1,251,739
<b>営業活動及び資産運用活動計</b>		
有形固定資産の取得による支出	△35,547	△58,163
有形固定資産の売却による収入	2,818	22,833
無形固定資産の取得による支出	△34,129	△34,757
無形固定資産の売却による収入	—	295
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △30,334
子会社株式の取得による支出	△1,696	△881
事業譲渡による収入	—	1,343
事業譲受による収入	—	※3 4,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,015,438	△1,347,136
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
借入れによる収入	60,455	65,860
借入金の返済による支出	△79,665	△197,715
社債の発行による収入	62,176	146,055
社債の償還による支出	△62,545	△40,169
リース債務の返済による支出	△2,177	△1,331
短期資金調達の純増減額 (△は減少)	9,862	△16,808
自己株式の取得による支出	△22,999	△39,000
配当金の支払額	△50,413	△58,100
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△114	△2,219
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85,421	△143,428
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12,364	△2,373
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	55,912	204,054
現金及び現金同等物の期首残高	977,110	1,033,022
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,033,022	※1 1,237,077

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 64社

主要な連結子会社の名称

第一生命保険株式会社

第一フロンティア生命保険株式会社

ネオファースト生命保険株式会社

Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd

Protective Life Corporation

Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.

前連結会計年度において非連結子会社であったDai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の子会社となったTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下3社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの子会社1社について清算を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、第一生命情報システム株式会社、第一生命ビジネスサービス株式会社及びファースト・ユー匿名組合であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社21社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 0社

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 131社

主要な持分法適用関連会社の名称

アセットマネジメントOne株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社

ネオステラ・キャピタル株式会社

OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED

Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited

PT Panin Internasional

Janus Henderson Group plc

当社の関連会社となったJanus Henderson Group plc及びその傘下114社の計115社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

当社の関連会社となったProtective Life Corporation傘下2社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。



当社の関連会社となったアセットマネジメントOne株式会社傘下1社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

資産管理サービス信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社との経営統合に伴い当社の関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

Janus Henderson Group plc傘下9社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

なお、ネオステラ・キャピタル株式会社は、2018年3月30日をもって解散し、2019年5月30日に清算終了となりました。

### (3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

持分法を適用していない非連結子会社は、第一生命情報システム株式会社、第一生命ビジネスサービス株式会社、ファースト・ユー匿名組合他であり、持分法を適用していない関連会社は、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社、オー・エム・ビル管理株式会社他であります。

#### (持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）その他の項目からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の決算日は3月31日、在外連結子会社の決算日は12月31日及び3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）

#### a 売買目的有価証券

時価法（売却原価の算定は移動平均法）

#### b 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

#### c 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

#### d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### e その他有価証券

##### (a) 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等（国内株式は連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

##### (b) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

ア. 取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

イ. 上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

一部の在外連結子会社の保有する有価証券の売却原価の算定は、先入先出法によっております。

## ② デリバティブ取引

時価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備及び構築物を除く。）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他の有形固定資産 2年～20年

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却しております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌連結会計年度より残存簿価を5年間で均等償却しております。

在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

在外連結子会社の買収等により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（2年～8年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

連結される国内の生命保険会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円（前連結会計年度は6百万円）であります。

連結される国内の生命保険会社以外の貸倒引当金は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、時価を把握することが極めて困難な有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、一部の連結子会社の社内規程に基づく支給見込額を計上しております。

④ 時効保険金等払戻引当金

時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の在外連結子会社は回廊アプローチを採用しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債（非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は除く。）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社の事業年度末日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

一部の連結子会社については、外貨建保険等に係る外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。

## (7) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

当社及び一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金の一部、公社債の一部及び借入金・社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建借入金・外貨建社債の一部、外貨建定期預金及び外貨建株式（予定取引）の一部に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約及び外貨建金銭債権による振当処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジ、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券店頭オプションによる繰延ヘッジ、国内株式の一部及び外貨建株式（予定取引）の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式オプション、株式先渡による繰延ヘッジ及び時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、公社債、借入金・社債、保険負債
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建借入金・外貨建社債
為替予約	外貨建債券、外貨建定期預金、外貨建株式(予定取引)
外貨建金銭債権	外貨建株式(予定取引)
通貨オプション	外貨建債券
債券店頭オプション	外貨建債券
株式オプション	国内株式、外貨建株式(予定取引)
株式先渡	国内株式

### ③ ヘッジ方針

当社及び一部の国内連結子会社では、資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は時価変動を比較する比率分析によっております。

## (8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、重要性が乏しいのれんについては、発生連結会計年度に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、従来、連結貸借対照表上の「現金及び預貯金」、「コールローン」、「買入金銭債権」のうちコマーシャル・ペーパー、「有価証券」のうちMMF及び「その他負債」のうち当座借越（負の現金同等物）としておりましたが、資金管理活動の実情に合わせた結果、キャッシュ・フローの状況をより適切に開示するため、当連結会計年度より、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度における連結キャッシュ・フロー計算書は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」が19,575百万円減少、「現金及び現金同等物に係る換算差額」が68百万円増加、「現金及び現金同等物の増減額（△は減少）」が19,507百万円減少、「現金及び現金同等物の期首残高」が3,355百万円減少及び「現金及び現金同等物の期末残高」が22,863百万円減少しております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

② 責任準備金の積立方法

連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の終身保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

a 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

b 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、米国会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

(会計方針の変更)

- 1 一部の在外連結子会社において、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）が公表した会計基準の改訂（以下、「ASU」という。）第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」（Topic 606）を当連結会計年度より適用しております。

当該会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することであります。

当該会計基準に定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が10,612百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

また、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

- 2 一部の在外連結子会社において、FASBが公表したASU第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識及び測定」を当連結会計年度より適用しております。

当該会計基準は持分法投資及び連結された投資を除き、持分証券投資を公正価値により測定し、その変動を純損益に認識すること等を求めています。

当該会計基準に定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を利益剰余金及びその他の包括利益累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が1,192百万円増加し、その他有価証券評価差額金が1,192百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「金融サービス—保険契約」（Topic944）（米国会計基準 ASU第2018-12号 2018年8月15日）

(1) 概要

当該会計基準は、①将来保険給付に係る負債の会計処理、②市場リスクを伴う給付の公正価値測定、③繰延新契約費の償却方法を中心に改正されたものであります。

米国会計基準を適用する会社においては、2020年12月16日以降に開始する事業年度から適用されます（早期適用は可能）。

(2) 適用予定日

一部の在外連結子会社において、米国会計基準を適用しておりますが、現時点では未定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は、現在評価中であります。

(追加情報)

当社は、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引「株式給付信託（J-ESOP）」を行っております。

(1) 取引の概要

株式給付信託（J-ESOP）は、予め当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」という。）に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額は6,291百万円（前連結会計年度は6,455百万円）であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は4,161千株（前連結会計年度は4,270千株）であり、期中平均株式数は4,203千株（前連結会計年度は4,294千株）であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有価証券	657,654百万円	207,081百万円
預貯金	5,925 "	14,947 "
その他	—	299 "
合計	663,579 "	222,328 "

担保付き債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
売現先勘定	—	81,426百万円
債券貸借取引受入担保金	299,045百万円	19,473 "
その他	—	21 "
合計	299,045 "	100,920 "

なお、上記有価証券には、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券及び現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
251,489百万円	99,252百万円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1,749,161百万円	2,307,472百万円

※3 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、第一生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険・個人年金保険
- ② 無配当一時払終身保険（告知不要型）
- ③ 財形保険・財形年金保険
- ④ 団体年金保険

ただし、一部保険種類を除く。

また、第一フロンティア生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険・個人年金保険（円貨建）
- ② 個人保険・個人年金保険（米ドル建）
- ③ 個人保険・個人年金保険（豪ドル建）
- ④ 個人保険・個人年金保険（ニュージーランドドル建）

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

(追加情報)

当連結会計年度より、第一フロンティア生命保険株式会社において個人保険・個人年金保険（円貨建・短期）及び個人保険・個人年金保険（円貨建・長期）としていた小区分を統合し、個人保険・個人年金保険（円貨建）としております。これは、個人保険・個人年金保険（円貨建・短期）に区分される商品の販売停止による責任準備金のデュレーションの短期化に伴い、ALM運用の効率化の観点から、適切なデュレーション・コントロールを行うことを目的としたものであります。この変更による損益への影響はありません。



※4 非連結子会社及び関連会社の株式等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式	107,197百万円	202,679百万円
出資金	62,952 "	66,475 "
合計	170,149 "	269,155 "

※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
破綻先債権	115百万円	88百万円
延滞債権	2,537 "	3,953 "
3カ月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	52 "	193 "
合計	2,704 "	4,235 "

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

取立不能見込額の直接減額による破綻先債権及び延滞債権の減少額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
破綻先債権	3百万円	2百万円
延滞債権	3 "	—

※6 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
110,263百万円	139,433百万円

※7 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
625,682百万円	614,786百万円

8 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
3,260,643百万円	3,044,451百万円

※9 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
期首残高	385,884百万円	398,650百万円
契約者配当金支払額	90,542 "	96,237 "
利息による増加等	8,308 "	8,265 "
契約者配当準備金繰入額	95,000 "	87,500 "
期末残高	398,650 "	398,178 "

10 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結される国内の生命保険会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
56,369百万円	56,111百万円

※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 2001年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出

※12 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
551,872百万円	647,888百万円

※13 その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
283,000百万円	283,000百万円

※14 消費貸借契約で借り入れている有価証券及び再保険取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は次のとおりであります。なお、担保に差し入れているものはありません。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
129,588百万円	143,197百万円

15 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
117,776百万円	117,776百万円

(連結損益計算書関係)

※1 事業費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動費	282,630百万円	311,924百万円
営業管理費	95,253 "	96,739 "
一般管理費	283,227 "	294,909 "

※2 固定資産等処分益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
土地	421百万円	2,065百万円
建物	199 "	406 "
その他の有形固定資産	30 "	3 "
合計	651 "	2,476 "

※3 固定資産等処分損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
土地	327百万円	253百万円
建物	712 "	2,555 "
リース資産	0 "	75 "
その他の有形固定資産	205 "	119 "
ソフトウェア	41 "	878 "
その他の無形固定資産	—	153 "
その他資産	158 "	28 "
合計	1,446 "	4,064 "

※4 連結される国内の生命保険会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険事業等の用に供している不動産等については、会社ごとに保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等及び遊休不動産等については、物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

用途	場所	件数 (件)	種類(百万円)		合計 (百万円)
			土地	建物	
遊休不動産等	東京都 中央区等	46	7,961	3,627	11,589

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

用途	場所	件数 (件)	種類(百万円)		合計 (百万円)
			土地	建物	
遊休不動産等	新潟県 新潟市等	20	1,052	714	1,766

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.28%（前連結会計年度は2.34%）で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、固定資産税評価額又は相続税評価額に基づく時価を使用しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	488,128百万円	△150,463百万円
組替調整額	△16,139 "	△18,255 "
税効果調整前	471,989 "	△168,719 "
税効果額	△136,914 "	34,092 "
その他有価証券評価差額金	335,075 "	△134,626 "
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	15,467 "	14,987 "
組替調整額	5,074 "	3,495 "
資産の取得原価調整額	1,158 "	235 "
税効果調整前	21,700 "	18,718 "
税効果額	△6,121 "	△5,266 "
繰延ヘッジ損益	15,579 "	13,452 "
土地再評価差額金		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	—
税効果額	△3 "	—
土地再評価差額金	△3 "	—
為替換算調整勘定		
当期発生額	△28,541 "	△21,674 "
組替調整額	—	—
税効果調整前	△28,541 "	△21,674 "
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△28,541 "	△21,674 "
退職給付に係る調整額		
当期発生額	12,621 "	△2,152 "
組替調整額	3,250 "	△1,098 "
税効果調整前	15,871 "	△3,250 "
税効果額	△4,583 "	900 "
退職給付に係る調整額	11,288 "	△2,350 "
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△2,573 "	△7,135 "
組替調整額	△9,995 "	△87 "
持分法適用会社に対する持分相当額	△12,568 "	△7,223 "
その他の包括利益合計	320,828 "	△152,421 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,198,023	—	—	1,198,023
自己株式				
普通株式	22,873	10,602	245	33,230

(注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託 (J-ESOP) により信託口が所有する当社株式がそれぞれ、4,334千株、4,270千株含まれております。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加10,602千株は、自己株式の取得によるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少245千株は、新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使によるもの181千株及び信託口から対象者への当社株式の給付によるもの64千株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,348

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月26日 定時株主総会	普通株式	50,531	43	2017年 3月31日	2017年 6月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴い設定した信託口に対する配当金186百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	58,239	50	2018年 3月31日	2018年 6月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴い設定した信託口に対する配当金213百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,198,023	185	—	1,198,208
自己株式				
普通株式	33,230	19,678	258	52,650

(注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託 (J-ESOP) により信託口が所有する当社株式がそれぞれ、4,270千株、4,161千株含まれております。

2 普通株式の発行済株式の株式数の増加185千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の増加19,678千株は、自己株式の取得によるものであります。

4 普通株式の自己株式の株式数の減少258千株は、新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使によるもの150千株及び信託口から対象者への当社株式の給付によるもの108千株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,162

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	58,239	50	2018年 3月31日	2018年 6月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴い設定した信託口に対する配当金213百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	66,442	58	2019年 3月31日	2019年 6月24日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴い設定した信託口に対する配当金241百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預貯金	891,285百万円	920,177百万円
コールローン	164,600 "	335,500 "
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△22,863 "	△18,600 "
現金及び現金同等物	1,033,022 "	1,237,077 "

(注) 「(会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度において連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しております。

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにAsteron Life & Superannuation Limitedを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産	336,163百万円
(うち現金及び預貯金)	(19,994 " )
負債	△282,609 "
(うち保険契約準備金)	(△272,674 " )
子会社株式の取得価額	53,553 "
取得価額に含まれる未払金額	△3,224 "
子会社の現金及び現金同等物	△19,994 "
差引：子会社株式取得のための支出	30,334 "

※3 事業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

当社の連結子会社であるProtective Life CorporationによるLiberty Life Assurance Company of Bostonからの個人保険・年金の既契約ブロックの受再により増加した資産及び負債の主な内訳並びに事業譲受による収入との関係は次のとおりであります。

資産	1,518,917百万円
(うち現金及び預貯金)	(4,268 " )
負債	△1,518,917 "
(うち保険契約準備金)	(△1,511,029 " )
譲受資産に含まれる現金及び現金同等物	4,268 "
差引：事業譲受による収入	4,268 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度(2018年3月31日)及び当連結会計年度(2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	12,413百万円	2,534百万円
1年超	16,707 "	12,844 "
合計	29,121 "	15,378 "

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	293百万円	312百万円
1年超	3,845 "	3,767 "
合計	4,138 "	4,079 "

## (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは生命保険事業を中心に事業を行っており、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、年金や保険金等を長期にわたって安定的に支払うことを目的に、ALM (Asset Liability Management : 資産・負債総合管理) の考えに基づき確定利付資産 (公社債、貸付等) を中心とした運用を行っております。また、経営の健全性を十分に確保した上で、許容できるリスクの範囲で株式や外国証券を保有することで、収益力の向上及びリスクの分散を図っております。

デリバティブ取引については、主に保有している現物資産に係る市場リスクのヘッジや変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的とした取引を行っております。

資金調達については、主として、自己資本充実の一環として、銀行借入による間接金融の他、劣後債の発行といった資本市場からの資金の調達を行っております。調達したこれらの金融負債が、金利変動等による影響を受けないように、デリバティブ取引をヘッジ手段として一部の金融負債に対するヘッジ会計を適用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、有価証券は、主に株式、債券であり、これらは、それぞれ市場価格の変動リスク、発行体の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されている他、外貨建のものは為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

資金調達における借入金・社債は、予期せぬ資金の流出等により支払期日にその支払を実行できなくなることや、通常より著しく高い金利で資金調達が余儀なくされることといった流動性リスクに晒されております。また、借入金・社債のうち変動金利や外貨建のものは、金利の変動リスクや為替の変動リスクに晒されております。

貸付金や借入金等の一部に関する金利の変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引、国内株式に関する価格変動リスクのヘッジ手段として株式先渡取引、外貨建債券や短期外貨預金等の一部、外貨建借入金等の一部に関する為替変動リスクのヘッジ手段として為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

この他、保険負債の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第26号) に基づく金利スワップ取引、資金保証契約に関する為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 等における適用要件を満たすため、方針文書・規程等を整備した上で、ヘッジ対象とリスクの種類及び選択するヘッジ手段を明確にし、事前並びに事後の有効性の検証を実施しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、リスク管理に関する基本方針及び管理手法等を定めた規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。

##### ① 市場リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、負債の特性を勘案した中長期的なアセットアロケーションによりリスク管理を行うことを基本とし、ポートフォリオを運用目的別に区分し、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

a 金利リスクの管理

金利の変動リスクに関して、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握するとともに資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

b 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、金融資産及び負債の通貨別の構成比等を把握するとともに感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

c 価格変動リスクの管理

価格変動リスクに関して、有価証券を含めた運用資産ポートフォリオ全体を対象として、資産別のリスク特性に応じてリスク管理のスタンス、具体的管理方法を定め、保有残高や資産配分のリミットを設定する等の管理を行っております。

これらの情報はリスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、投機的な利用を制限するため、資産区別にヘッジ等利用目的による制限やポジション上限額等を設定しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

なお、第一フロンティア生命保険株式会社では、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減や債券に係る為替リスクのヘッジ等を目的としてデリバティブ取引を行っております。変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的とするデリバティブ取引に関しては、最低保証リスクに対する取組みの方針及び諸規定に従い、ヘッジの有効性を検証し、デリバティブ取引から生じる日々の損益を管理するとともに、最低保証リスクの軽減状況、バリュー・アット・リスクによる予想損失額の測定等を定期的に行っております。最低保証リスクを含む全社的なリスクの状況については、リスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

② 信用リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し、運営しております。社債投資においては、審査所管が個別に内部格付等に基づいて投資上限枠を設定し、運用執行所管は上限枠の範囲内で投資を行うことで過度なリスクテイクを抑制しております。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認する等、与信集中を回避するための枠組みを整備しております。これらの与信管理は、審査所管の他、リスク管理所管が行い、定期的に取り締役会等に報告しております。更に、与信管理の状況については、内部監査部門がチェックしております。また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、審査所管において、カウンターパーティー別・取引商品別に上限額を設定するとともに信用情報の把握を定期的に行い、リスク管理所管において、カレントエクスポージャー等の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「(デリバティブ取引関係)」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	891,285	891,285	—
(2) コールローン	164,600	164,600	—
(3) 買入金銭債権	195,133	195,133	—
(4) 金銭の信託	523,828	523,828	—
(5) 有価証券			
① 売買目的有価証券	5,103,308	5,103,308	—
② 満期保有目的の債券	355,877	366,225	10,348
③ 責任準備金対応債券	15,654,655	18,521,357	2,866,701
④ 子会社・関連会社株式	815	815	—
⑤ その他有価証券	23,116,985	23,116,985	—
(6) 貸付金	3,487,682		
貸倒引当金(※1)	△547		
	3,487,134	3,600,132	112,997
資産計	49,493,625	52,483,672	2,990,047
(1) 社債	968,938	979,680	10,742
(2) 借入金	751,251	758,617	7,366
負債計	1,720,189	1,738,298	18,109
デリバティブ取引(※2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(46,347)	(46,347)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	168,532	166,180	△2,351
デリバティブ取引計	122,184	119,832	△2,351

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	920,177	920,177	—
(2) コールローン	335,500	335,500	—
(3) 買入金銭債権	199,193	199,193	—
(4) 金銭の信託	559,474	559,474	—
(5) 有価証券			
① 売買目的有価証券	4,964,194	4,964,194	—
② 満期保有目的の債券	353,977	347,854	△6,122
③ 責任準備金対応債券	16,826,256	20,082,306	3,256,049
④ 子会社・関連会社株式	107,033	86,168	△20,864
⑤ その他有価証券	24,309,464	24,309,464	—
(6) 貸付金	3,353,268		
貸倒引当金(※1)	△309		
	3,352,958	3,435,204	82,246
資産計	51,928,230	55,239,538	3,311,308
(1) 社債	1,062,252	1,052,499	△9,753
(2) 売現先勘定	81,426	81,426	—
(3) 借入金	618,721	620,130	1,408
負債計	1,762,400	1,754,055	△8,344
デリバティブ取引(※2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(43,729)	(43,729)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	11,119	8,619	△2,500
デリバティブ取引計	(32,609)	(35,110)	△2,500

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金

預貯金は、主に満期までの期間が短いもの及び満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) コールローン

コールローンはすべて満期までの期間が短いため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は合理的に算定された価額等によっております。

(4) 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は、基準価格等によっております。

(※) 金銭の信託内のデリバティブ取引は「(デリバティブ取引関係)」注記参照。

(5) 有価証券

株式は取引所等の価格によっており、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託は、基準価格等によっております。組合出資金は、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行った上、当該財産に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸付金

貸付金は、対象先に新規貸付を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率等で、対象先の将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

また、リスク管理債権は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としております。

なお、貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 社債

社債は取引所等の価格によっております。

(2) 売現先勘定

売現先勘定は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 借入金

借入金は、新規借入を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率等で、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。また、一部の借入金については、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

「(デリバティブ取引関係)」注記参照。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) 有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (2019年3月31日) (百万円)
(1) 非上場国内株式(※1)(※2)	77,088	80,840
(2) 非上場外国株式(※1)(※2)	64,022	64,622
(3) 外国その他証券(※1)(※2)	448,852	254,205
(4) その他の証券(※1)(※2)	95,350	104,437
合計	685,315	504,105

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、836百万円(前連結会計年度は375百万円)減損処理を行っております。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	889,905	1,384	—	—
コールローン	164,600	—	—	—
買入金銭債権	6,000	3,025	—	179,789
有価証券				
満期保有目的の債券 (公社債)	—	—	48,100	2,000
満期保有目的の債券 (外国証券)	—	—	100	297,642
責任準備金対応債券 (公社債)	88,570	205,551	1,163,763	11,293,547
責任準備金対応債券 (外国証券)	26,616	235,355	2,156,388	348,441
その他有価証券のうち満期 があるもの(公社債)	239,849	720,017	989,604	1,336,592
その他有価証券のうち満期 があるもの(外国証券)	414,887	2,290,618	3,530,330	5,984,501
その他有価証券のうち満期 があるもの(その他の証券)	46,033	91,800	240,516	21,370
貸付金(※)	391,390	912,873	964,541	642,471

(※) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない86百万円、期間の定めのないもの553,011百万円は含まれておりません。



当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	919,685	497	—	—
コールローン	335,500	—	—	—
買入金銭債権	—	4,646	10,020	176,314
有価証券				
満期保有目的の債券 (公社債)	—	50,600	500	5,200
満期保有目的の債券 (外国証券)	—	5,200	1,400	283,383
責任準備金対応債券 (公社債)	44,900	374,228	1,334,269	11,124,247
責任準備金対応債券 (外国証券)	12,563	571,407	2,738,456	502,666
その他有価証券のうち満期 があるもの(公社債)	247,665	598,341	1,067,472	1,218,501
その他有価証券のうち満期 があるもの(外国証券)	426,419	2,986,546	3,673,241	6,979,386
その他有価証券のうち満期 があるもの(その他の証券)	21,565	194,339	290,248	44,109
貸付金(※)	333,083	1,014,910	860,609	572,827

(※) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない86百万円、期間の定めのないもの557,403百万円は含まれておりません。

(注) 4 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債(※1)	16,950	45,200	—	—	—	406,806
借入金(※2)	—	18,251	—	450,000	—	—

(※1) 社債のうち、期間の定めのないもの476,277百万円は含まれておりません。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの283,000百万円は含まれておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債(※1)	44,400	—	—	—	—	437,869
売現先勘定	81,426	—	—	—	—	—
借入金(※2)	—	—	321,907	6,907	6,907	—

(※1) 社債のうち、期間の定めのないもの561,277百万円は含まれておりません。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの283,000百万円は含まれておりません。

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2018年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (2019年3月31日) (百万円)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	110,962	△345,897

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	48,230	52,090	3,860
① 国債	46,316	50,160	3,844
② 地方債	—	—	—
③ 社債	1,913	1,929	16
(2) 外国証券	227,681	236,336	8,654
① 外国公社債	227,681	236,336	8,654
小計	275,912	288,427	12,515
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	311	309	△1
① 国債	—	—	—
② 地方債	—	—	—
③ 社債	311	309	△1
(2) 外国証券	79,654	77,488	△2,165
① 外国公社債	79,654	77,488	△2,165
小計	79,965	77,798	△2,166
合計	355,877	366,225	10,348

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	54,447	57,899	3,451
① 国債	46,617	49,940	3,322
② 地方債	—	—	—
③ 社債	7,829	7,958	128
(2) 外国証券	4,711	4,733	21
① 外国公社債	4,711	4,733	21
小計	59,159	62,632	3,472
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	600	599	△0
① 国債	—	—	—
② 地方債	—	—	—
③ 社債	600	599	△0
(2) 外国証券	294,217	284,623	△9,594
① 外国公社債	294,217	284,623	△9,594
小計	294,817	285,222	△9,595
合計	353,977	347,854	△6,122

### 3 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	12,428,346	15,249,007	2,820,661
① 国債	11,674,895	14,430,474	2,755,578
② 地方債	98,910	113,682	14,772
③ 社債	654,540	704,851	50,310
(2) 外国証券	2,077,420	2,153,077	75,657
① 外国公社債	2,077,420	2,153,077	75,657
小計	14,505,766	17,402,084	2,896,318
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	369,057	357,009	△12,047
① 国債	222,917	213,374	△9,543
② 地方債	325	321	△3
③ 社債	145,815	143,314	△2,500
(2) 外国証券	779,831	762,262	△17,569
① 外国公社債	779,831	762,262	△17,569
小計	1,148,889	1,119,272	△29,616
合計	15,654,655	18,521,357	2,866,701

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	12,868,843	15,915,549	3,046,706
① 国債	11,748,006	14,704,261	2,956,255
② 地方債	124,631	142,896	18,265
③ 社債	996,205	1,068,391	72,185
(2) 外国証券	3,634,988	3,852,476	217,487
① 外国公社債	3,634,988	3,852,476	217,487
小計	16,503,832	19,768,026	3,264,193
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	47,379	46,983	△396
① 国債	—	—	—
② 地方債	—	—	—
③ 社債	47,379	46,983	△396
(2) 外国証券	275,044	267,296	△7,748
① 外国公社債	275,044	267,296	△7,748
小計	322,424	314,279	△8,144
合計	16,826,256	20,082,306	3,256,049

#### 4 その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	3,956,530	3,457,686	498,843
① 国債	2,504,525	2,074,108	430,416
② 地方債	27,044	25,338	1,706
③ 社債	1,424,960	1,358,239	66,720
(2) 株式	3,486,754	1,440,923	2,045,830
(3) 外国証券	8,282,554	7,527,570	754,984
① 外国公社債	7,511,539	6,920,204	591,334
② 外国その他証券	771,015	607,365	163,649
(4) その他の証券	693,011	652,540	40,471
小計	16,418,850	13,078,720	3,340,129
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	324,112	333,599	△9,487
① 国債	377	431	△53
② 地方債	4,645	4,794	△148
③ 社債	319,089	328,373	△9,284
(2) 株式	167,505	197,398	△29,892
(3) 外国証券	6,251,956	6,481,700	△229,744
① 外国公社債	5,778,549	5,986,462	△207,912
② 外国その他証券	473,406	495,238	△21,831
(4) その他の証券	199,689	203,853	△4,163
小計	6,943,264	7,216,551	△273,287
合計	23,362,114	20,295,272	3,066,842

(注) その他の証券には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価50,000百万円、連結貸借対照表計上額49,995百万円)及び買入金銭債権として表示している信託受益権(取得原価188,874百万円、連結貸借対照表計上額195,133百万円)が含まれております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	4,061,211	3,538,516	522,695
① 国債	2,403,662	1,952,069	451,593
② 地方債	26,872	25,372	1,499
③ 社債	1,630,676	1,561,074	69,602
(2) 株式	3,054,170	1,211,519	1,842,650
(3) 外国証券	9,691,820	8,868,839	822,981
① 外国公社債	9,013,318	8,345,230	668,088
② 外国その他証券	678,502	523,609	154,892
(4) その他の証券	784,223	734,314	49,909
小計	17,591,426	14,353,190	3,238,236
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	92,825	94,165	△1,340
① 国債	2,330	2,362	△31
② 地方債	1,864	1,898	△34
③ 社債	88,629	89,904	△1,275
(2) 株式	295,933	347,146	△51,212
(3) 外国証券	6,419,337	6,799,705	△380,368
① 外国公社債	6,024,457	6,385,569	△361,111
② 外国その他証券	394,879	414,136	△19,256
(4) その他の証券	179,130	181,742	△2,612
小計	6,987,226	7,422,759	△435,533
合計	24,578,652	21,775,949	2,802,703

(注) その他の証券には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価70,000百万円、連結貸借対照表計上額69,995百万円)及び買入金銭債権として表示している信託受益権(取得原価191,055百万円、連結貸借対照表計上額199,193百万円)が含まれております。

5 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

6 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	854,871	133,078	—
① 国債	786,968	129,924	—
② 地方債	—	—	—
③ 社債	67,903	3,153	—
(2) 外国証券	86,579	2,224	1,193
① 外国公社債	86,579	2,224	1,193
② 外国その他証券	—	—	—
合計	941,451	135,302	1,193

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	848,310	126,480	3,844
① 国債	835,742	126,062	3,844
② 地方債	—	—	—
③ 社債	12,568	417	—
(2) 外国証券	51,127	292	1,349
① 外国公社債	51,127	292	1,349
② 外国その他証券	—	—	—
合計	899,438	126,773	5,194

## 7 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	233,465	3,542	4,857
① 国債	43,362	2,766	41
② 地方債	3,386	—	145
③ 社債	186,716	776	4,670
(2) 株式	163,978	43,140	5,203
(3) 外国証券	4,423,122	46,198	101,671
① 外国公社債	4,020,781	13,751	91,082
② 外国その他証券	402,340	32,446	10,589
(4) その他の証券	121,062	8,519	3,017
合計	4,941,628	101,399	114,750

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	255,444	4,067	4,817
① 国債	44,927	2,378	—
② 地方債	2,751	13	—
③ 社債	207,765	1,675	4,817
(2) 株式	197,606	66,489	6,127
(3) 外国証券	4,399,564	78,531	122,319
① 外国公社債	3,831,640	30,190	104,102
② 外国その他証券	567,924	48,340	18,217
(4) その他の証券	125,523	3,359	3,303
合計	4,978,139	152,447	136,567

## 8 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて10,314百万円（前連結会計年度は4,333百万円）減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たない等と認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。



(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	523,828	△9,234

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	559,474	△1,376

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	28,969	—	△235	△235
	(ユーロ/米ドル)	11,619	—	△149	△149
	(英ポンド/米ドル)	9,799	—	△81	△81
	(円/米ドル)	7,549	—	△4	△4
店頭	為替予約				
	売建	2,927,206	—	24,127	24,127
	(米ドル)	1,361,519	—	2,359	2,359
	(ユーロ)	823,408	—	9,839	9,839
	(豪ドル)	380,165	—	10,185	10,185
	(加ドル)	95,171	—	731	731
	(英ポンド)	69,310	—	△37	△37
	(その他)	197,630	—	1,049	1,049
	買建	2,453,761	—	△28,940	△28,940
	(米ドル)	1,159,510	—	△7,469	△7,469
	(ユーロ)	826,836	—	△17,325	△17,325
	(豪ドル)	212,084	—	△3,175	△3,175
	(加ドル)	58,128	—	△291	△291
	(英ポンド)	15,169	—	18	18
	(その他)	182,033	—	△696	△696
	通貨スワップ				
	外貨受取/円貨支払	275,026	275,026	△3,886	△3,886
	(豪ドル)	275,026	275,026	△3,886	△3,886
	外貨受取/外貨支払	43,359	43,359	△2	△2
	(豪ドル/米ドル)	30,703	30,703	24	24
	(豪ドル/ユーロ)	12,656	12,656	△27	△27
	通貨オプション				
	売建				
	プット	251,112			
	(米ドル)	(11,351)	—	9,466	1,885
		251,112			
		(11,351)	—	9,466	1,885
買建					
コール	10,076				
(米ドル)	(—)	—	—	—	
	10,076				
	(—)	—	—	—	
プット	719,375				
	(14,112)	—	16,130	2,017	

	(米ドル)	708,956			
		(14,059)	—	16,130	2,070
	(英ポンド)	10,418			
		(53)	—	—	△53
	トータル・リターン・スワップ 為替指数連動	174,102	174,102	△8,828	△8,828
	合計	—	—	—	△13,862

(注) 1 時価の算定方法

(1) 通貨先物

取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 為替予約

連結会計年度末の先物相場を使用しております。

(3) 通貨スワップ

将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。

(4) 通貨オプション

オプション価格計算モデルを用いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(5) トータル・リターン・スワップ

決算日の参照指数により算定した価額によっております。

2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

3 評価損益欄には、先物取引、先渡契約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	22,504	—	△240	△240
	(ユーロ/米ドル)	10,771	—	△52	△52
	(英ポンド/米ドル)	6,982	—	△27	△27
	(円/米ドル)	4,751	—	△160	△160
店頭	為替予約				
	売建	1,925,843	—	△1,557	△1,557
	(米ドル)	824,731	—	△5,038	△5,038
	(ユーロ)	500,062	—	2,817	2,817
	(豪ドル)	208,363	—	430	430
	(英ポンド)	65,322	—	△63	△63
	(加ドル)	31,166	—	63	63
	(その他)	296,197	—	232	232
	買建	1,032,625	—	△1,146	△1,146
	(米ドル)	522,771	—	2,388	2,388
	(ユーロ)	250,824	—	△3,400	△3,400
	(豪ドル)	14,002	—	△62	△62
	(加ドル)	3,697	—	△1	△1
	(英ポンド)	2,473	—	△42	△42
	(その他)	238,855	—	△28	△28
	通貨スワップ				
	外貨受取/円貨支払	311,926	311,926	△1,658	△1,658
	(豪ドル)	310,926	310,926	△1,681	△1,681
	(米ドル)	1,000	1,000	22	22
	外貨受取/外貨支払	43,665	43,665	△855	△855
	(豪ドル/米ドル)	29,567	29,567	△851	△851
	(豪ドル/ユーロ)	14,097	14,097	△3	△3
	通貨オプション				
	売建				
	プット	100,900			
	(米ドル)	(2,914)	—	276	2,638
		100,900			
		(2,914)	—	276	2,638
	買建				
	プット	821,224			
(米ドル)	(16,676)	—	4,348	△12,327	
	779,801				
(英ポンド)	(16,223)	—	3,968	△12,255	
	41,422				
	(452)	—	379	△72	
トータル・リターン・スワップ					
為替指数連動	171,388	171,388	△11,284	△11,284	
	合計	—	—	—	△26,432

(注) 1 時価の算定方法

(1) 通貨先物

取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 為替予約

連結会計年度末の先物相場を使用しております。

(3) 通貨スワップ

将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。

(4) 通貨オプション

オプション価格計算モデルを用いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(5) トータル・リターン・スワップ

決算日の参照指数により算定した価額によっております。

2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

3 評価損益欄には、先物取引、先渡契約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

## (2) 金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	333,912	333,912	6,657	6,657
	固定金利支払/変動金利受取	61,000	34,000	△2	△2
	金利スワップション				
	売建				
	固定金利受取/変動金利支払	10,000	—	19	△0
	固定金利支払/変動金利受取	10,000	—	0	38
	買建				
	固定金利支払/変動金利受取	1,155,425	705,000		
		(13,630)	(4,579)	2,270	△11,359
	合計	—	—	—	△4,666

## (注) 1 時価の算定方法

## (1) 金利スワップ

連結会計年度末現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

## (2) 金利スワップション

オプション価格計算モデルを用いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

3 評価損益欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	282,054	257,357	2,730	2,730
	固定金利支払/変動金利受取	181,869	110,374	△2,399	△2,399
	金利スワップション				
	買建				
	固定金利支払/変動金利受取	1,430,000 (7,285)	1,270,000 (6,064)	761	△6,524
合計		—	—	—	△6,193

(注) 1 時価の算定方法

(1) 金利スワップ

連結会計年度末現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 金利スワップション

オプション価格計算モデルを用いて算定した価額によっております。

2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

3 評価損益欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

## (3) 株式関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物				
	売建	28,650	—	△675	△675
	買建	4,549	—	84	84
	外貨建株価指数先物				
	売建	65,588	—	538	538
	買建	13,763	—	△228	△228
	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	161,575 (5,357)	4,081 (485)	4,036	△1,321
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	295,687 (10,474)	—	23,961	△13,487
	買建				
	コール	286,818 (15,147)	—	31,058	15,910
プット	121,723 (7,156)	35,107 (2,742)	6,189	△967	
その他					
買建					
コール	17 (14)	17 (14)	22	8	
店頭	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	8,615 (2,124)	8,615 (2,124)	807	△1,316
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	56,060 (1,305)	148 (9)	2,910	△1,605
	買建				
	コール	59,733 (2,466)	3,308 (158)	4,880	2,414
プット	62,584 (10,732)	46,509 (8,045)	3,491	△7,240	
トータル・リターン・スワップ					
外貨建株価指数連動	49,078	45,626	△20	△20	
	合計	—	—	—	△7,907



(注) 1 時価の算定方法

- (1) 円建株価指数先物・外貨建株価指数先物・円建株価指数オプション・外貨建株価指数オプション・その他取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。
- (2) トータル・リターン・スワップ  
取引先金融機関から提示された価格によっております。
- 2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。
- 3 評価損益欄には、先物取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物				
	売建	22,595	—	63	63
	買建	8,830	—	△218	△218
	外貨建株価指数先物				
	売建	28,894	—	△793	△793
	買建	76,676	—	△3,390	△3,390
	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	154,009	394		
		(6,840)	(60)	2,072	△4,768
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	287,979	—	2,322	9,390
	買建				
コール	279,994	—	3,654	△12,318	
プット	117,129	22,493			
	(6,859)	(1,641)	7,823	963	
その他					
買建					
コール	17	—			
	(14)	—	15	1	
店頭	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	8,463	5,295		
		(2,086)	(1,410)	1,011	△1,075
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	178,492	—	1,471	5,557
	買建				
コール	189,819	13,692	2,648	△8,342	
プット	(10,990)	(623)			
	83,579	54,099	9,022	△2,102	
	(11,125)	(7,482)			
トータル・リターン・スワップ					
外貨建株価指数連動	100,593	38,199	△2,118	△2,118	
合計		—	—	—	△19,152

(注) 1 時価の算定方法

- (1) 円建株価指数先物・外貨建株価指数先物・円建株価指数オプション・外貨建株価指数オプション・その他取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。
- (2) トータル・リターン・スワップ  
取引先金融機関から提示された価格によっております。
- 2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。
- 3 評価損益欄には、先物取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

## (4) 債券関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物			
	売建	33,812	39	39
	買建	55,351	△19	△19
	外貨建債券先物			
	売建	580,577	△5,911	△5,911
	買建	764,296	7,244	7,244
	外貨建債券先物オプション			
	買建			
	コール	50,995		
	(351)		531	179
プット	50,995			
(298)		39	△258	
店頭	外貨建債券先渡契約			
	売建	80,181	△512	△512
	買建	108,853	277	277
	円建債券店頭オプション			
	売建			
	コール	4,977		
	(29)		41	△12
	プット	92,197		
	(422)		274	147
	買建			
コール	92,197			
(269)		458	189	
プット	4,977			
(44)		36	△8	
合計		—	—	1,354

## (注) 1 時価の算定方法

## (1) 円建債券先物・外貨建債券先物オプション

取引所における最終価格によっております。

## (2) 外貨建債券先物

取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

## (3) 外貨建債券先渡契約

情報ベンダーから入手した価格によっております。

## (4) 円建債券店頭オプション

オプション価格計算モデルを用いて算定した価額によっております。

## 2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

## 3 評価損益欄には、先物取引及び先渡契約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

## 4 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物			
	売建	48,974	△74	△74
	買建	48,573	169	169
	外貨建債券先物			
	売建	392,526	△6,308	△6,308
	買建	665,185	14,147	14,147
店頭	外貨建債券先渡契約			
	売建	5,814	△51	△51
	買建	26,979	209	209
	円建債券店頭オプション			
	売建			
	コール	40,490		
		(34)	58	△24
	プット	173,973		
		(252)	59	193
	買建			
	コール	173,973		
	(192)	519	326	
プット	40,490			
	(43)	1	△41	
合計		—	—	8,545

(注) 1 時価の算定方法

(1) 円建債券先物

取引所における最終価格によっております。

(2) 外貨建債券先物

取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(3) 外貨建債券先渡契約

情報ベンダーから入手した価格によっております。

(4) 円建債券店頭オプション

オプション価格計算モデルを用いて算定した価額によっております。

2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

3 評価損益欄には、先物取引及び先渡契約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

4 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

## (5) その他

## ① クレジット・デフォルト・スワップ及び組込デリバティブ

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	プロテクション売建	63,562	60,562	1,257	1,257
	プロテクション買建	1,000	1,000	22	22
その他	組込デリバティブ	1,603,514	1,603,514	△70,612	△70,612
合計		—	—	—	△69,331

(注) 1 組込デリバティブには、一部の在外連結子会社において現地の会計基準に基づき組込デリバティブとして区分処理された変額年金の最低保証部分等を記載しております。

## 2 時価の算定方法

将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定した価額等によっております。

## 3 評価損益欄には、時価を記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	プロテクション売建	57,650	45,150	942	942
	プロテクション買建	5,800	5,800	△130	△130
その他	組込デリバティブ	1,958,433	1,958,433	△57,453	△57,453
合計		—	—	—	△56,641

(注) 1 組込デリバティブには、一部の在外連結子会社において現地の会計基準に基づき組込デリバティブとして区分処理された変額年金の最低保証部分等を記載しております。

## 2 時価の算定方法

将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定した価額等によっております。

## 3 評価損益欄には、時価を記載しております。

② 第一フロンティア生命保険株式会社は、運用目的の金銭の信託及び外国証券（投資信託）内においてデリバティブ取引を利用しております。取引の詳細は次のとおりであります。

a 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物			
	売建	19,617	99	99
	(ユーロ/米ドル)	14,067	111	111
	(英ポンド/米ドル)	5,550	△11	△11
	買建	41,819	△42	△42
	(円/米ドル)	41,819	△42	△42
店頭	為替予約			
	売建	81,151	325	325
	(米ドル)	51,449	127	127
	(ユーロ)	18,683	177	177
	(英ポンド)	4,734	△19	△19
	(加ドル)	1,760	13	13
	(豪ドル)	1,592	22	22
	(その他)	2,930	4	4
	買建	1,729	△5	△5
	(米ドル)	1,597	△4	△4
	(ユーロ)	131	△0	△0
	合計		—	—

(注) 1 時価の算定方法

(1) 通貨先物

取引所における最終価格によっております。

(2) 為替予約

連結会計年度末の先物相場を使用しております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

3 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物			
	売建	21,886	55	55
	(ユーロ/米ドル)	15,656	64	64
	(英ポンド/米ドル)	6,230	△9	△9
	買建	47,993	113	113
	(円/米ドル)	47,993	113	113
店頭	為替予約			
	売建	82,648	281	281
	(米ドル)	53,995	24	24
	(ユーロ)	18,300	217	217
	(英ポンド)	4,366	21	21
	(加ドル)	1,624	2	2
	(豪ドル)	1,483	△2	△2
	(その他)	2,877	18	18
合計		—	—	449

(注) 1 時価の算定方法

(1) 通貨先物

取引所における最終価格によっております。

(2) 為替予約

連結会計年度末の先物相場を使用しております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

3 上表において、残存期間1年超の取引はありません。



b 株式関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物 売建	42,283	△617	△617
	外貨建株価指数先物 売建	44,281	1,224	1,224
合計		—	—	606

(注) 1 時価の算定方法

取引所における最終価格によっております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

3 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物 売建	47,251	446	446
	外貨建株価指数先物 売建	46,291	△889	△889
合計		—	—	△443

(注) 1 時価の算定方法

取引所における最終価格によっております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

3 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

c 債券関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物 売建	54,284	6	6
	外貨建債券先物 売建	111,732	△1,082	△1,082
合計		—	—	△1,075

(注) 1 時価の算定方法

取引所における最終価格によっております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

3 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物 売建	53,457	△190	△190
	外貨建債券先物 売建	126,803	△1,961	△1,961
合計		—	—	△2,151

(注) 1 時価の算定方法

取引所における最終価格によっております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

3 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約				
	買建	外貨建株式 (予定取引)	9,654	—	△508
	(米ドル)		7,384	—	△439
	(その他)		2,270	—	△68
	通貨スワップ				
	円貨受取/外貨支払	外貨建債券	273,422	250,038	16,595
	(米ドル)		199,735	176,351	17,303
	(ユーロ)		61,568	61,568	△1,226
(英ポンド)	12,119		12,119	517	
外貨受取/外貨支払	資金保証契約	13,241	13,241	679	
(ノルウェークローネ/米ドル)		13,241	13,241	679	
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約				
	売建	外貨建債券	5,252,956	—	163,366
	(米ドル)		2,792,212	—	100,027
	(ユーロ)		1,422,032	—	28,035
	(豪ドル)		360,649	—	15,883
	(英ポンド)		132,251	—	2,504
	(加ドル)		112,785	—	7,260
	(その他)		433,024	—	9,654
	買建		118,466	—	△2,217
	(米ドル)		118,253	—	△2,214
	(ユーロ)		83	—	△1
	(英ポンド)	62	—	△0	
	(その他)	67	—	△1	
	通貨オプション				
	売建				
	コール		93,057		
	(米ドル)		(1,686)	—	824
			93,057		
			(1,686)	—	824
	買建				
プット		93,057			
(米ドル)		(1,686)	—	1,958	
		93,057			
		(1,686)	—	1,958	
為替予約等 の振当処理	為替予約				
	売建	外貨建定期 預金	262,693	—	(*1)
	(豪ドル)		119,405	—	(*1)
	(米ドル)		32,904	—	(*1)
(その他)	110,383		—	(*1)	

通貨スワップ					
外貨受取／円貨支払 (米ドル)	外貨建社債 (負債)	476,277	476,277		(*2)
円貨受取／外貨支払 (米ドル)		476,277	476,277		(*2)
		38,081	38,081		(*2)
(ユーロ)	外貨建貸付金	32,116	32,116		(*2)
		5,964	5,964		(*2)

(注) 1 時価の算定方法

(1) 為替予約

連結会計年度末の先物相場を使用しております。

(\*1) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建定期預金と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建定期預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨スワップ

将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(\*2) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建社債（負債）及び外貨建貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建社債（負債）及び外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

(3) 通貨オプション

オプション価格計算モデルを用いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的 処理方法	為替予約	外貨建株式 (予定取引)	買建	27,248	—	499
	(米ドル)		27,248	—	499	
	通貨スワップ	外貨建債券	円貨受取/外貨支払	256,613	212,995	7,701
	(米ドル)		181,959	149,098	5,178	
	(ユーロ)		62,543	51,786	1,720	
	(英ポンド)		12,110	12,110	803	
	外貨受取/外貨支払	資金保証契約	(ノルウェークローネ/米ドル)	13,006	13,006	△100
	13,006		13,006	△100		
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	外貨建債券	売建	4,970,497	—	△12,710
	(米ドル)		2,408,422	—	△34,423	
	(ユーロ)		1,591,097	—	26,561	
	(豪ドル)		341,336	—	△1,842	
	(英ポンド)		141,192	—	△3,380	
	(加ドル)		62,405	—	△36	
	(その他)		426,043	—	409	
	買建		16,165	—	△59	
	(米ドル)		15,458	—	△53	
	(ユーロ)		341	—	△5	
	(豪ドル)		291	—	△0	
	(その他)		73	—	△0	
	為替予約等 の振当処理		為替予約	外貨建定期 預金	売建	252,646
(米ドル)		103,525	—		(*1)	
(豪ドル)		79,522	—		(*1)	
(その他)		69,597	—		(*1)	
通貨スワップ		外貨建社債 (負債)	外貨受取/円貨支払	476,277	476,277	(*2)
(米ドル)			476,277	476,277	(*2)	
円貨受取/外貨支払		外貨建貸付金	(米ドル)	37,142	33,598	(*2)
(ユーロ)			31,178	27,633	(*2)	
			5,964	5,964	(*2)	

(注) 1 時価の算定方法

(1) 為替予約

連結会計年度末の先物相場を使用しております。

(\*1) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建定期預金と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建定期預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨スワップ

将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(\*2) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建社債（負債）及び外貨建貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建社債（負債）及び外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

2 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	貸付金 保険負債	604,000	604,000	△10,492
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	貸付金 借入金	16,800 283,000	15,300 283,000	137 △2,489

(注) 時価の算定方法

連結会計年度末現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	貸付金 保険負債 資金保証契約	714,450 38,850	714,450 38,850	15,789 —
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取	貸付金 借入金	15,300 283,000	15,300 283,000	203 △2,703

(注) 時価の算定方法

連結会計年度末現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定した価額又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	時価(百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	国内株式先渡契約 売建	国内株式	9,559	△24

(注) 1 時価の算定方法

原資産の時価、金利、予想配当額等に基づき算定しております。

2 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

第一生命保険株式会社は、営業職等については、確定給付型の制度として退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。内勤職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の在外連結子会社は、確定給付制度及び確定拠出制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	730,381百万円	733,207百万円
勤務費用	29,372 "	29,785 "
利息費用	3,358 "	3,326 "
数理計算上の差異の発生額	6,961 "	228 "
退職給付の支払額	△34,665 "	△36,145 "
その他	△2,201 "	△1,832 "
退職給付債務の期末残高	733,207 "	728,569 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	308,821百万円	320,017百万円
期待運用収益	1,915 "	2,283 "
数理計算上の差異の発生額	19,717 "	△2,078 "
事業主からの拠出額	12,485 "	10,044 "
退職給付の支払額	△22,218 "	△23,522 "
その他	△704 "	△521 "
年金資産の期末残高	320,017 "	306,222 "



(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	412,373百万円	404,910百万円
年金資産	△320,017 "	△306,222 "
	92,355 "	98,687 "
非積立型制度の退職給付債務	320,833 "	323,659 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	413,189 "	422,346 "
退職給付に係る負債	413,189百万円	422,346百万円
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	413,189 "	422,346 "

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	29,372百万円	29,785百万円
利息費用	3,358 "	3,326 "
期待運用収益	△1,915 "	△2,283 "
数理計算上の差異の費用処理額	3,073 "	△1,400 "
その他	257 "	448 "
確定給付制度に係る退職給付費用	34,146 "	29,876 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	15,871百万円	△3,250百万円
合計	15,871 "	△3,250 "

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	11,575百万円	14,818百万円
合計	11,575 "	14,818 "

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式	59%	59%
共同運用資産	15 "	18 "
債券	11 "	11 "
生命保険一般勘定	7 "	5 "
その他	8 "	7 "
合計	100 "	100 "

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が48% (前連結会計年度は50%) 含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.30%~3.55%	0.30%~4.21%
長期期待運用収益率		
確定給付企業年金	0.30%~7.00%	0.30%~7.00%
退職給付信託	0.00%	0.00%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、2,561百万円 (前連結会計年度は2,479百万円) であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
事業費	327百万円	—

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第一生命保険株式会社 第1回新株予約権	第一生命保険株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 10名 当社執行役員 16名	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 169,800株	普通株式 318,700株
付与日	2011年8月16日	2012年8月16日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2011年8月17日 至 2041年8月16日	自 2012年8月17日 至 2042年8月16日

	第一生命保険株式会社 第3回新株予約権	第一生命保険株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 17名	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 183,700株	普通株式 179,000株
付与日	2013年8月16日	2014年8月18日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2013年8月17日 至 2043年8月16日	自 2014年8月19日 至 2044年8月18日

	第一生命保険株式会社 第5回新株予約権	第一生命ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 18名	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 10名 当社執行役員 15名 子会社の取締役等 38名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 110,600株	普通株式 269,600株
付与日	2015年8月17日	2016年10月18日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2015年8月18日 至 2045年8月17日	自 2016年10月19日 至 2046年10月18日

	第一生命ホールディングス株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 6名 当社執行役員 15名 子会社の取締役等 37名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 215,800株
付与日	2017年8月24日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2017年8月25日 至 2047年8月24日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。なお、2016年10月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に付与したストック・オプションについて、当該権利行使期間に関する条件を変更しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第一生命保険株式会社				
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	69,000	165,200	115,100	123,200	88,000
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	14,400	39,200	23,000	24,000	10,900
失効	—	—	—	—	—
未行使残	54,600	126,000	92,100	99,200	77,100

	第一生命ホールディングス株式会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	231,600	208,900
権利確定	—	—
権利行使	24,500	14,100
失効	—	—
未行使残	207,100	194,800

(注) 当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第一生命保険株式会社				
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,940円	1,942円	1,942円	1,942円	1,941円
付与日における公正な評価単価	885円	766円	1,300円	1,366円	2,318円

	第一生命ホールディングス株式会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	1,940円	1,937円
付与日における公正な評価単価	1,344円	1,568円

(注) 当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した行使時平均株価及び公正な評価単価を記載しております。

3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
保険契約準備金	496,111百万円	525,235百万円
退職給付に係る負債	148,075 "	150,063 "
価格変動準備金	54,678 "	60,953 "
その他有価証券評価差額金	—	41,652 "
その他	101,004 "	84,287 "
繰延税金資産小計	799,869 "	862,192 "
評価性引当額	△64,809 "	△73,239 "
繰延税金資産合計	735,059 "	788,953 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△857,498百万円	△863,200百万円
企業結合に伴う評価差額	△75,997 "	△75,772 "
その他	△158,221 "	△143,884 "
繰延税金負債合計	△1,091,718 "	△1,082,857 "
繰延税金負債の純額	△356,658 "	△293,904 "

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.85%	—
(調整)		
米国連結子会社における税率変更による繰延税金負債の減額修正	△23.92 "	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.21 "	—
評価性引当額の増減	2.79 "	—
その他	△1.11 "	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.41 "	—

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1 Liberty Life Assurance Company of Boston

当社の連結子会社であるProtective Life Corporation (以下、「プロテクティブ社」という。)は、2018年5月1日を開始日とする再保険契約により、Liberty Life Assurance Company of Bostonから、同社の個人保険・年金の既契約ブロックを受再いたしました。

プロテクティブ社は、米国財務会計基準審議会が公表する会計基準(ASC) Topic 805「企業結合」に基づき、本取引を事業の取得として認識しております。

(1) 企業結合の概要

① 相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業の名称 Liberty Life Assurance Company of Boston

取得した事業の内容 個人保険・年金事業

② 企業結合を行った主な理由

プロテクティブ社の更なる事業収益力強化を通じて、当社グループの北米における更なる成長と収益拡大を実現すること等を目的としております。

(2) 取得した事業の取得原価及びその内訳

既契約ブロックの取得の対価 422百万米ドル

取得原価 422 〃

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 5百万米ドル

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計 13,683百万米ドル

(うち有価証券 12,588百万米ドル)

負債合計 13,683百万米ドル

(うち保険契約準備金 13,612百万米ドル)

2 Asteron Life & Superannuation Limited

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Asteron Life & Superannuation Limited(※)

事業の内容 生命保険事業及び生命保険関連事業

② 企業結合を行った主な理由

Asteron Life & Superannuation Limitedを当社の子会社とすることにより、当社グループの豪州における更なる事業拡大を実現すること等を目的としております。

③ 企業結合日

2019年2月28日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Asteron Life & Superannuation Limited(※)

⑥ 取得した議決権比率

100%



⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社であるTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdが議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。

(※) Asteron Life & Superannuation Limitedは、当該買収に伴い、Suncorp Life & Superannuation Limitedから社名変更いたしました。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年3月1日から2019年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金による支出額	681百万豪ドル
取得原価		681 〃

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 15百万豪ドル

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは発生しておりません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	4,274百万豪ドル
(うち有価証券)	3,496百万豪ドル)
負債合計	3,593百万豪ドル
(うち保険契約準備金)	3,467百万豪ドル)

(7) 取得原価の配分

当連結会計年度末において資産及び負債の公正価値を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(賃貸等不動産関係)

一部の国内連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2018年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は32,603百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、減損損失は11,505百万円（特別損失に計上。）であり、2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は34,259百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、減損損失は1,751百万円（特別損失に計上。）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高(百万円)	795,164	804,603
期中増減額(百万円)	9,438	10,305
期末残高(百万円)	804,603	814,908
期末時価(百万円)	958,825	1,015,543

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得（23,038百万円）であり、主な減少額は減価償却費（13,262百万円）、減損損失（11,505百万円）及び不動産売却（1,931百万円）であります。また、当連結会計年度の主な増加額は不動産取得（43,151百万円）であり、主な減少額は不動産売却（20,901百万円）、減価償却費（13,231百万円）及び減損損失（1,751百万円）であります。
- 3 期末時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額、その他の物件については自社において合理的に見積った評価額等を使用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に国内外の生命保険会社を子会社等とする保険持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っております。また、これらの会社は保険業法等の規制環境の下にあります。

従って、当社は、傘下の子会社等を基礎としたセグメントから構成されており、「国内生命保険事業」、「海外保険事業」、「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

「国内生命保険事業」は国内の生命保険事業を行っている子会社から構成されており、「海外保険事業」は海外の保険事業を行っている子会社及び関連会社から構成されております。「国内生命保険事業」及び「海外保険事業」のどちらにも該当しない当社及び関連会社は「その他事業」としており、主に資産運用関連事業であります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益は、市場実勢価格等に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内生命 保険事業	海外保険 事業	その他事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客からの経常収益	5,613,667	1,460,270	8,046	7,081,984	△44,157	7,037,827
セグメント間の内部 経常収益又は振替高	2,614	1,242	56,545	60,402	△60,402	—
計	5,616,282	1,461,512	64,591	7,142,387	△104,559	7,037,827
セグメント利益	411,592	60,104	48,272	519,970	△47,976	471,994
セグメント資産	43,922,781	9,458,921	1,783,437	55,165,139	△1,562,110	53,603,028
セグメント負債	40,869,167	8,535,223	486,363	49,890,754	△36,997	49,853,756
その他の項目						
賃貸用不動産等減価償却費	13,270	16	—	13,286	—	13,286
減価償却費	30,511	12,499	196	43,208	—	43,208
のれんの償却額	—	3,823	—	3,823	—	3,823
利息及び配当金等収入	955,142	242,371	50,220	1,247,733	△50,371	1,197,362
支払利息	14,045	30,370	1,725	46,140	△2,274	43,866
持分法投資利益	—	2,131	3,396	5,528	—	5,528
特別利益	517	160	33,507	34,185	△3	34,182
特別損失	34,248	170	—	34,419	△3	34,416
(減損損失)	(11,589)	(—)	(—)	(11,589)	(—)	(11,589)
税金費用	84,056	△70,975	△250	12,831	—	12,831
持分法適用会社への投資額	—	52,505	45,714	98,220	—	98,220
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	60,829	4,424	9	65,263	—	65,263

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は次のとおりであります。

- (1) 外部顧客からの経常収益の調整額△44,157百万円は、主に経常費用のうち支払備金繰入額25,774百万円、経常収益のうち金銭の信託運用益9,222百万円について、連結損益計算書上は、経常収益のうちその他経常収益、経常費用のうち金銭の信託運用損にそれぞれ含めたことによる振替額であります。
- (2) セグメント利益の調整額△47,976百万円は、主に関係会社からの受取配当金の消去額であります。
- (3) セグメント資産の調整額△1,562,110百万円は、主に関係会社株式の消去額であります。
- (4) セグメント負債の調整額△36,997百万円は、主にセグメント間の債権債務消去額であります。
- (5) その他の項目の調整額は、主にセグメント間取引の消去額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内生命 保険事業	海外保険 事業	その他事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客からの経常収益	5,931,313	1,341,382	11,207	7,283,903	△99,809	7,184,093
セグメント間の内部 経常収益又は振替高	1,963	482	148,877	151,323	△151,323	—
計	5,933,276	1,341,864	160,085	7,435,226	△251,132	7,184,093
セグメント利益	375,758	52,770	144,525	573,054	△140,109	432,945
セグメント資産	44,863,905	10,872,663	1,793,066	57,529,636	△1,588,375	55,941,261
セグメント負債	41,770,825	10,056,099	453,451	52,280,376	△52,707	52,227,668
その他の項目						
貸貸用不動産等減価償却費	13,240	14	—	13,254	—	13,254
減価償却費	30,640	20,231	42	50,914	—	50,914
のれんの償却額	—	4,390	—	4,390	—	4,390
利息及び配当金等収入	959,560	286,163	139,906	1,385,630	△141,374	1,244,255
支払利息	12,858	29,877	1,719	44,455	△1,148	43,306
持分法投資利益	—	2,295	7,771	10,067	—	10,067
特別利益	2,472	39	—	2,512	—	2,512
特別損失	28,516	90	—	28,607	—	28,607
(減損損失)	(1,766)	(35)	(—)	(1,801)	(—)	(1,801)
税金費用	79,382	12,312	2,619	94,313	—	94,313
持分法適用会社への投資額	—	49,524	141,599	191,123	—	191,123
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	82,337	10,562	60	92,961	—	92,961

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は次のとおりであります。

- (1) 外部顧客からの経常収益の調整額△99,809百万円は、主に経常収益のうちその他経常収益73,367百万円について、連結損益計算書上は、経常費用のうち責任準備金繰入額、支払備金繰入額にそれぞれ含めたことによる振替額であります。
- (2) セグメント利益の調整額△140,109百万円は、主に関係会社からの受取配当金の消去額であります。
- (3) セグメント資産の調整額△1,588,375百万円は、主に関係会社株式の消去額であります。
- (4) セグメント負債の調整額△52,707百万円は、主にセグメント間の債権債務消去額であります。
- (5) その他の項目の調整額は、主にセグメント間取引の消去額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	国内生命 保険事業	海外保険 事業	その他事業	合計
保険料等収入	3,954,540	930,038	—	4,884,579

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
5,329,138	1,107,957	600,731	7,037,827

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	国内生命 保険事業	海外保険 事業	その他事業	合計
保険料等収入	4,372,090	971,925	—	5,344,016

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
5,682,437	971,261	530,394	7,184,093

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	国内生命 保険事業	海外保険 事業	その他事業	合計
当期償却額	—	3,823	—	3,823
当期末残高	—	51,481	—	51,481

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	国内生命 保険事業	海外保険 事業	その他事業	合計
当期償却額	—	4,390	—	4,390
当期末残高	—	48,926	—	48,926

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 及び当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

記載すべき重要な取引はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	3,217円68銭	3,240円72銭
1株当たり当期純利益	310円69銭	194円43銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	310円45銭	194円29銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	363,928	225,035
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	363,928	225,035
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,171,339	1,157,398
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	935	850
(うち新株予約権(千株))	(935)	(850)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	3,749,271	3,713,592
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,348	1,162
(うち新株予約権(百万円))	(1,348)	(1,162)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 (百万円)	3,747,923	3,712,430
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計 年度末の普通株式の数(千株)	1,164,792	1,145,557

3 「(会計方針の変更)」に記載のとおり、ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を適用し、当該会計基準に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、8円92銭減少しております。なお、当連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

4 株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度4,294千株、当連結会計年度4,203千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度4,270千株、当連結会計年度4,161千株であります。



(重要な後発事象)

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式の総数

28,000,000株（上限）

③ 株式取得価額の総額

28,000百万円（上限）

④ 取得期間

2019年5月16日～2020年3月31日

⑤ 取得方法

信託方式による市場買付

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回円建永久劣後債	2019年3月19日	—	85,000	1.22	なし	定めず
第一生命保険株式会社	外貨建(米ドル建)永久劣後債	2011年3月15日 ～ 2016年7月20日	476,277 (4,800百万米ドル)	476,277 (4,800百万米ドル)	4.00 ～ 7.25	なし	定めず
(*1)	外貨建(米ドル建)社債	1994年8月15日 ～ 2018年8月23日	417,065 (3,690百万米ドル) [17,008]	414,363 (3,733百万米ドル) [46,228]	4.30 ～ 8.45	なし	2019年10月15日 ～ 2052年7月15日
(*2)	外貨建(米ドル建)劣後債	2017年8月10日 ～ 2018年5月1日	55,967 (495百万米ドル)	67,202 (605百万米ドル)	3.55 ～ 5.35	なし	2038年5月1日 ～ 2052年8月10日
TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd	外貨建(豪ドル建)劣後債	2017年3月31日	19,627 (240百万豪ドル)	19,409 (246百万豪ドル)	6.00	なし	2027年3月31日
合計		—	968,938 [17,008]	1,062,252 [46,228]	—	—	—

(注) 1 (\*1)は在外連結子会社Protective Life Corporation、Golden Gate II Captive Insurance Company、Golden Gate V Vermont Captive Insurance Company、MONY Life Insurance Company及びGolden Gate Captive Insurance Companyの発行した社債をまとめて記載しております。

(\*2)は在外連結子会社Protective Life Corporation及びProtective Life Insurance Companyの発行した社債をまとめて記載しております。

- 「当期末首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建による金額であります。
- 「当期末首残高」及び「当期末残高」欄の[ ]書きは1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
44,400	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,571	988	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	751,251	618,721	0.9	2021年9月～定めず
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,837	1,629	—	2020年1月～2023年12月
その他有利子負債 売現先勘定(1年以内返済予定)	—	81,426	1.3	—
合計	755,660	702,766	—	—

(注) 1 本表記載の借入金、リース債務及び売現先勘定は、連結貸借対照表のその他有利子負債に含まれております。

- 平均利率は、当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。ただし、リース債務については、一部のリース債務においてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、記載を省略しております。

- 3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のもの及び期間の定めのないものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	—	321,907	6,907	6,907
リース債務	854	634	123	16

**【資産除去債務明細表】**

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、作成を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	1,687,535	3,596,965	5,289,316	7,184,093
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	57,865	163,957	213,238	319,349
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	41,435	116,334	150,850	225,035
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	35.57	99.94	129.92	194.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	35.57	64.40	29.88	64.71

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,063	34,967
前払費用	1,068	728
未収消費税等	1,398	3
未収還付法人税等	15,572	29,136
その他	※1 3,280	※1 816
流動資産合計	83,382	65,652
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	18
工具、器具及び備品	6	41
リース資産	—	6
有形固定資産合計	6	66
無形固定資産		
商標権	3	3
無形固定資産合計	3	3
投資その他の資産		
投資有価証券	91,594	2,266
関係会社株式	1,486,281	1,599,620
関係会社出資金	27,971	38,909
繰延税金資産	1,327	596
その他	608	504
投資その他の資産合計	1,607,783	1,641,897
固定資産合計	1,607,793	1,641,967
繰延資産		
社債発行費	—	582
繰延資産合計	—	582
資産の部合計	1,691,175	1,708,202

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払費用	※1 2,075	※1 3,086
リース債務	—	1
未払金	※1 2,221	※1 1,449
未払法人税等	—	167
預り金	20	23
関係会社短期借入金	30,000	45,000
その他	1,053	1,029
流動負債合計	35,369	50,757
固定負債		
社債	—	85,000
長期借入金	450,000	315,000
その他	186	119
固定負債合計	450,186	400,119
負債の部合計	485,556	450,877
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	343,146	343,326
資本剰余金		
資本準備金	343,146	343,326
その他資本剰余金	173	63
資本剰余金合計	343,320	343,390
利益剰余金		
利益準備金	5,600	5,600
その他利益剰余金	576,002	662,257
価格変動積立金	65,000	65,000
繰越利益剰余金	511,002	597,257
利益剰余金合計	581,602	667,857
自己株式	△60,076	△98,634
株主資本合計	1,207,993	1,255,940
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3,246	△124
繰延ヘッジ損益	△476	346
評価・換算差額等合計	△3,723	221
新株予約権	1,348	1,162
純資産の部合計	1,205,618	1,257,325
負債及び純資産の部合計	1,691,175	1,708,202

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業収益	58,168	157,816
関係会社受取配当金	※1 49,456	※1 148,467
関係会社受入手数料	※1 8,711	※1 9,348
その他	※1 0	※1 0
営業費用	9,633	10,283
販売費及び一般管理費	※1, ※2 9,633	※1, ※2 10,283
営業利益	48,535	147,532
営業外収益	2,271	325
受取利息	3	3
受取配当金	1,989	—
未払配当金除斥益	44	42
還付加算金	177	108
その他	55	170
営業外費用	1,966	2,174
支払利息	※1 1,725	※1 1,685
社債利息	—	34
期限前弁済清算金	—	424
その他	241	30
経常利益	48,840	145,683
特別利益	32,960	—
関係会社株式交換益	32,960	—
特別損失	25,286	257
投資有価証券評価損	2,557	257
関係会社株式評価損	22,729	—
税引前当期純利益	56,513	145,425
法人税、住民税及び事業税	33	563
法人税等調整額	△1,084	367
法人税等合計	△1,051	931
当期純利益	57,565	144,494

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					価格変動積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	343,146	343,146	261	343,408	5,600	65,000	503,968
当期変動額							
剰余金の配当							△50,531
当期純利益							57,565
自己株式の取得							
自己株式の処分			△87	△87			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△87	△87	—	—	7,034
当期末残高	343,146	343,146	173	343,320	5,600	65,000	511,002

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	574,568	△37,476	1,223,646	—	—	—	1,247	1,224,893
当期変動額								
剰余金の配当	△50,531		△50,531					△50,531
当期純利益	57,565		57,565					57,565
自己株式の取得		△22,999	△22,999					△22,999
自己株式の処分		400	312					312
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△3,246	△476	△3,723	101	△3,621
当期変動額合計	7,034	△22,599	△15,653	△3,246	△476	△3,723	101	△19,275
当期末残高	581,602	△60,076	1,207,993	△3,246	△476	△3,723	1,348	1,205,618



当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					価格変動積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	343,146	343,146	173	343,320	5,600	65,000	511,002
当期変動額							
新株の発行	180	180		180			
剰余金の配当							△58,239
当期純利益							144,494
自己株式の取得							
自己株式の処分			△109	△109			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	180	180	△109	70	—	—	86,255
当期末残高	343,326	343,326	63	343,390	5,600	65,000	597,257

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計							
当期首残高	581,602	△60,076	1,207,993	△3,246	△476	△3,723	1,348	1,205,618
当期変動額								
新株の発行			360					360
剰余金の配当	△58,239		△58,239					△58,239
当期純利益	144,494		144,494					144,494
自己株式の取得		△39,000	△39,000					△39,000
自己株式の処分		441	331					331
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				3,121	823	3,945	△185	3,759
当期変動額合計	86,255	△38,558	47,947	3,121	823	3,945	△185	51,706
当期末残高	667,857	△98,634	1,255,940	△124	346	221	1,162	1,257,325

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。

また、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備及び構築物を除く。）については定額法）によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

#### 3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費…期間の経過を要件として任意償還が可能となる最初の日までの期間にわたり均等償却しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約等について繰延ヘッジ処理によっております。

##### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

### (表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下、「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,327百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

### (損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「未払配当金除斥益」（前事業年度44百万円）及び「還付加算金」（前事業年度177百万円）は、営業外収益総額に占める金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記いたしました。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	220百万円	249百万円
短期金銭債務	1,279 "	1,305 "

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	58,168百万円	157,816百万円
営業費用	2,929 "	3,080 "
営業外費用	36 "	98 "

※2 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料手当	3,087百万円	3,330百万円
業務委託費	2,836 "	2,942 "
減価償却費	11 "	19 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	111,361	85,030	△26,331
合計	111,361	85,030	△26,331

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2018年3月31日) (百万円)	当事業年度 (2019年3月31日) (百万円)
子会社株式	1,436,426	1,438,403
関連会社株式	49,855	49,855

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	502,548百万円	503,897百万円
有価証券評価損	19,559 "	18,776 "
繰越欠損金	6,528 "	6,110 "
その他	533 "	384 "
繰延税金資産小計	529,170 "	529,168 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	△5,436 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△522,982 "
評価性引当額小計	△527,706 "	△528,419 "
繰延税金資産合計	1,464 "	749 "
繰延税金負債		
未収還付事業税	△137百万円	—
繰延ヘッジ損益	—	△152百万円
繰延税金負債合計	△137 "	△152 "
繰延税金資産の純額	1,327 "	596 "

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.85%	30.62%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△56.20 "	△30.59 "
評価性引当額の増減	23.01 "	0.46 "
その他	0.47 "	0.16 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.86 "	0.64 "

(重要な後発事象)

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式の総数

28,000,000株（上限）

③ 株式取得価額の総額

28,000百万円（上限）

④ 取得期間

2019年5月16日～2020年3月31日

⑤ 取得方法

信託方式による市場買付

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
建物	-	20	-	2	18	2	11.5
工具、器具及び備品	6	51	1	14	41	79	65.9
リース資産	-	8	-	1	6	1	20.0
有形固定資産計	6	80	1	18	66	83	-
無形固定資産							
商標権	3	0	-	0	3	1	35.3
無形固定資産計	3	0	-	0	3	1	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取・売渡	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	以下に定める算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取請求及び売渡請求に係る単元未満株式の数で按分した額(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)に消費税を加算した額。 (算式) 買取単価又は売渡単価(※)に1単元の株式数を乗じた金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円超の金額につき 0.900% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。 (※)買取単価又は売渡単価: 買取請求又は売渡請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.dai-ichi-life-hd.com/">https://www.dai-ichi-life-hd.com/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第116期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月25日 関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書

平成30年6月25日 関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第117期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月9日 関東財務局長に提出

第117期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）平成30年11月29日 関東財務局長に提出

第117期第3四半期（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）平成31年2月14日 関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

①平成30年6月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書であります。

②平成30年9月4日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

③平成31年1月10日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

④平成31年1月25日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号（連結子会社の事業の譲受けの決定）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

①平成31年2月28日 関東財務局長に提出

上記（4）②臨時報告書の訂正報告書であります。

②令和元年6月10日 関東財務局長に提出

上記（4）④臨時報告書の訂正報告書であります。

#### (6) 自己株券買付状況報告書

平成30年6月7日、平成30年7月6日、平成30年8月7日、平成30年9月7日、平成30年10月5日、平成30年11月7日、平成30年12月7日、平成31年1月10日、平成31年2月7日、平成31年3月7日、平成31年4月8日、令和元年6月7日 関東財務局長に提出

- (7) 有価証券届出書  
平成30年6月25日 関東財務局長に提出
  
- (8) 訂正有価証券届出書  
平成30年6月27日 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月21日

第一生命ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	波	博	之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	輪	登	信	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関		賢	二	Ⓔ

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一生命ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一生命ホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一生命ホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、第一生命ホールディングス株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

第一生命ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	波	博	之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	輪	登	信	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関		賢	二	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一生命ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第117期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一生命ホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	令和元年6月24日
<b>【会社名】</b>	第一生命ホールディングス株式会社
<b>【英訳名】</b>	Dai-ichi Life Holdings, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 稲垣 精二
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長稲垣精二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を含む57事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、その他の事業拠点については、金額的及び質的影響の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点（法的な組織区分を細分化して識別したものを含む。）の当連結会計年度の経常収益の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結経常収益の概ね2/3に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として責任準備金、有価証券及び貸付金（うち一般貸付）に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし。

## 5 【特記事項】

該当事項なし。



**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和元年6月24日

**【会社名】** 第一生命ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Dai-ichi Life Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 稲垣 精二

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 稲垣 精二は、当社の第117期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。